

第百六十四回国会 環境委員会 議 録 第 一 号

本国会召集日(平成十八年一月二十日)(金曜日)
(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 木村 隆秀君

理事 宇野 治君 理事 加藤 勝信君
理事 田島 一成君 理事 長浜 博行君
理事 井脇ノブ子君 理事 石崎 岳君
理事 岩永 峯一君 理事 岩屋 毅君
理事 小杉 隆君 理事 木挽 司君
理事 近藤三津枝君 理事 坂井 学君
理事 篠田 陽介君 理事 竹下 亘君
理事 とかしきなおみ君 理事 並木 正芳君
理事 根本 匠君 理事 馬渡 龍治君
理事 松浪 健太君 理事 山本 公一君
理事 近藤 昭一君 理事 篠原 孝君
理事 高井 美穂君 理事 村井 宗明君
理事 吉田 泉君 理事 高木 美智代君
理事 富田 茂之君 理事 江田 憲司君
理事 野田 聖子君

盛山 正仁君 岡本 充功君
近藤 昭一君 篠原 孝君
高井 美穂君 村井 宗明君
吉田 泉君 高木 美智代君
江田 憲司君 野田 聖子君

政府参考人
(環境省水・大気環境局長) 竹本 和彦君
環境委員会専門員 齊藤 正君

委員の異動
一月二十七日

辞任 井脇ノブ子君 補欠選任 杉田 元司君

岩屋 毅君 井上 信治君

木挽 司君 盛山 正仁君

高井 美穂君 岡本 充功君

辞任 井上 信治君 補欠選任 稲田 朋美君

杉田 元司君 西本 勝子君

盛山 正仁君 木挽 司君

岡本 充功君 高井 美穂君

同日 辞任 補欠選任

稲田 朋美君 岩屋 毅君

西本 勝子君 井脇ノブ子君

同日 理事松井郁三君及び西野あきら君平成十七年十一月二日委員辞任につき、その補欠として岩永峯一君及び山本公一君が理事に当選した。

同日 理事大野松茂君平成十七年十一月二十四日委員辞任につき、その補欠として石崎岳君が理事に当選した。

同日 理事石田祝穂君同月十九日委員辞任につき、その補欠として富田茂之君が理事に当選した。

同日 理事宇野治君同日理事辞任につき、その補欠として松浪健太君が理事に当選した。

一月二十日
石綿対策の総合的推進に関する法律案(仙谷由人君外八名提出、第百六十三回国会衆法第二三三号)
同月二十七日
石綿による健康被害の救済に関する法律案(内閣提出第二号)
石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)
は本委員会に付託された。

一月二十七日
アスベスト問題における総合的・抜本的な対策に関する陳情書外二件(横浜市中区日本大通一牧島功外二十二名)(第三二二号)
海岸漂着ごみ処理に対する経費の補助に関する陳情書(長崎市長町二の三五緒方富昭)(第三三三号)
環境保全対策の推進に関する陳情書(横浜市中区山下町七五米岡幸男)(第三四号)
同月二十四日
アスベスト対策を求める意見書(札幌市議会)(第一〇九三三号)
アスベスト対策を求める意見書(北海道猿払村議会)(第一〇九四四号)
アスベスト対策を求める意見書(北海道浜頓別町議会)(第一〇九五五号)
アスベスト対策を求める意見書(北海道中頓別町議会)(第一〇九六六号)
アスベスト対策を求める意見書(北海道枝幸町議会)(第一〇九七七号)
アスベスト対策を求める意見書(北海道歌登町議会)(第一〇九八八号)
アスベスト対策を求める意見書(北海道豊富町議会)(第一〇九九九号)

平成十八年一月二十七日(金曜日)

午後二時開議

出席委員

委員長 木村 隆秀君

理事 石崎 岳君 理事 岩永 峯一君
理事 宇野 治君 理事 加藤 勝信君
理事 松浪 健太君 理事 山本 公一君
理事 田島 一成君 理事 長浜 博行君
理事 富田 茂之君 理事 稲田 朋美君
理事 井上 信治君 理事 木挽 司君
理事 近藤三津枝君 理事 坂井 学君
理事 篠田 陽介君 理事 杉田 元司君
理事 竹下 亘君 理事 とかしきなおみ君
理事 並木 正芳君 理事 西本 勝子君
理事 根本 匠君 理事 馬渡 龍治君

アスベスト対策を求める意見書(北海道礼文町議会(第一一〇〇号)) アスベスト対策を求める意見書(北海道利尻町議会(第一一〇一号)) アスベスト対策を求める意見書(北海道利尻富士町議会(第一一〇二号)) アスベスト被害の救済と対策を求める意見書(栃木県石橋町議会(第一一〇三号)) アスベスト(石綿)健康被害の救済を求める意見書(群馬県館林市議会(第一一〇四号)) アスベスト(石綿)健康被害の救済を求める意見書(群馬県大泉町議会(第一一〇五号)) アスベスト被害の救済と対策を求める意見書(千葉県市川市議会(第一一〇六号)) アスベストを含む家庭用品の処理に関する意見書(千葉県木更津市議会(第一一〇七号)) アスベスト対策を求める意見書(千葉県松戸市議会(第一一〇八号)) アスベスト対策を求める意見書(東京都江東区議会(第一一〇九号)) アスベスト対策に関する意見書(長野県飯山市議会(第一一一〇号)) アスベスト被害の救済と対策を求める意見書(岐阜県議会(第一一一一号)) アスベスト被害の救済と対策を求める意見書(滋賀県草津市議会(第一一二号)) アスベスト対策基本法の制定とすべての被害者の補償を求める意見書(大阪府高槻市議会(第一一三三号)) アスベスト(石綿)被害者救済をはじめとする石綿対策に関する意見書(大阪府羽曳野市議会(第一一一四号)) アスベスト(石綿)被害者救済をはじめとする石綿対策に関する意見書(大阪府泉南市議会(第一一一五号)) アスベスト対策を求める意見書(大阪府交野市議会(第一一一六号)) アスベスト健康被害対策等の充実に関する意見書(兵庫県尼崎市議会(第一一一七号))	アスベスト対策の徹底を求める意見書(兵庫県朝来市議会(第一一一八号)) アスベスト対策基本法の制定、すべての被害者の補償を求める意見書(奈良県大和高田市議会(第一一一九号)) アスベスト対策の抜本強化を求める意見書(徳島県日和佐町議会(第一一二〇号)) アスベスト対策の充実強化に関する意見書(愛媛県議会(第一一二一号)) アスベスト(石綿)対策に係る支援措置を求める意見書(熊本県八代市議会(第一一二二号)) 石綿曝露対策を国に求める意見書(埼玉県入間市議会(第一一二三三号)) 石綿曝露対策を国に求める意見書(埼玉県久喜市議会(第一一二四号)) 石綿被害の対策を国に求める意見書(三重県松阪市議会(第一一二五号)) 石綿被害の対策を国に求める意見書(京都府城陽市議会(第一一二六号)) 石綿被害の対策を国に求める意見書(奈良県橿原市議会(第一一二七号)) 石綿被害の対策を国に求める意見書(奈良県三郷町議会(第一一二八号)) 石綿被害の対策を国に求める意見書(福岡県椎田町議会(第一一二九号)) 「尾瀬国立公園」の実現を求める意見書(群馬県議会(第一一三〇号)) 環境税(目的税(仮称)の創設導入と、森林・水源環境交付税(仮称)の創設導入についての意見書(長野県泰阜村議会(第一一三一号)) 公的施設におけるアスベスト(石綿)使用の徹底調査と早期の実効ある対応を求める意見書(さいたま市議会(第一一三二二号)) 国立公園内の公園整備をすべて国の直轄事業として実施することを求める意見書(三重県議会(第一一三三三号)) 総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書(北海道名寄市議会(第一一三四号))	総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書(北海道根室市議会(第一一三五号)) 総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書(北海道江差町議会(第一一三六号)) 総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書(北海道遠軽町議会(第一一三七七号)) 総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書(北海道追分町議会(第一一三八八号)) 総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書(青森市議会(第一一三九九号)) 総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書(青森県むつ市議会(第一一四〇号)) 総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書(盛岡市議会(第一一四一四号)) 総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書(宮城県気仙沼市議会(第一一四二二号)) 総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書(宮城県名取市議会(第一一四三三号)) 総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書(宮城県登米市議会(第一一四四四号)) 総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書(秋田県議会(第一一四五五号)) 総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書(福島県喜多方市議会(第一一四六六号)) 総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書(福島県相馬市議会(第一一四七七号)) 総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書(福島県会津坂下町議会(第一一四八八号)) 総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書(福島県石川町議会(第一一四九九号)) 総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書(東京都東久留米市議会(第一一五〇〇号)) 総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書(新潟県柏崎市議会(第一一五一一号)) 総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書(新潟県五泉市議会(第一一五二二号)) 総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書(新潟県魚沼市議会(第一一五三三号))	総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書(新潟県与板町議会(第一一五四四号)) 総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書(和歌山県岩出町議会(第一一五五五号)) 総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書(福岡県山田市議会(第一一五六六号)) 総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書(福岡県行橋市議会(第一一五七七号)) 総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書(福岡県稲築町議会(第一一五八八号)) 総合的なアスベスト対策を求める意見書(佐賀県鳥栖市議会(第一一五九九号)) 総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書(佐賀県基山町議会(第一一六〇〇号)) 総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書(長崎県議会(第一一六一一号)) 総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書(熊本県水俣市議会(第一一六二二号)) 総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書(大分県津久見市議会(第一一六三三号)) 総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書(大分県豊後大野市議会(第一一六四四号)) 総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書(宮崎県議会(第一一六五五号)) 「ノンアスベスト社会の実現とすべての被害者の補償を求める意見書(佐賀市議会(第一一六六六号)) 「ノンアスベスト社会の実現とすべての被害者の補償を求める意見書(佐賀県武雄市議会(第一一六七七号)) 抜本的・総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書(大分県議会(第一一六八八号)) 包括的なアスベスト対策を求める意見書(大阪府議会(第一一六九九号)) 包括的なアスベスト対策を求める意見書(大阪府豊中市議会(第一一七〇〇号)) は本委員会に参考送付された。
---	--	--	--

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

国政調査承認要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

石綿による健康被害の救済に関する法律案(内閣提出第二号)

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

○木村委員長 これより会議を開きます。

理事辞任の件についてお諮りいたします。

理事宇野治君から、理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、理事補欠選任の件についてお諮りいたします。

ただいまの理事辞任による欠員のほか、委員の異動に伴い、現在理事が五名欠員となっております。その補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、理事に

石崎 岳君 岩永 峯一君
松浪 健太君 山本 公一君
及び 富田 茂之君

を指名いたします。

○木村委員長 次に、国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

環境保全の基本施策に関する事項
循環型社会の形成に関する事項
公害の防止に関する事項

自然環境の保護及び整備に関する事項

快適環境の創造に関する事項

公害健康被害救済に関する事項

公害紛争の処理に関する事項

以上の各事項につきまして、その実情を調査し、対策を樹立するため、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等の方法により、本会期中調査を進めたいと存じます。

つきましては、衆議院規則第九十四条により、議長の承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○木村委員長 次に、本日付託になりました内閣提出、石綿による健康被害の救済に関する法律案及び石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。小池環境大臣。

石綿による健康被害の救済に関する法律案

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○小池国務大臣 ただいま議題となりました石綿による健康被害の救済に関する法律案及び石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

初めに、石綿による健康被害の救済に関する法律案について御説明申し上げます。

石綿による健康被害については、国民の生命や健康に影響を及ぼすものであることから、すき間

のない健康被害者の救済、今後の被害を未然に防止するための対応等を適切に実施していくことが必要であります。

このため、平成十七年七月以来、政府部内においてアスベスト問題に関する関係閣僚による会合が開催され、同年十二月二十七日に開催された第五回となる同会合において、「アスベストによる健康被害者のうち、既存の法律で救済されない被害者を隙間なく救済するための新たな法的措置として」、「石綿による健康被害の救済に関する法律案を、平成十八年の通常国会の冒頭に提出するとともに、法案成立後はその速やかな施行に努める」とこととされたところです。

このような経緯を踏まえ、石綿が長期間にわたって我が国の経済活動全般に幅広くかつ大量に使用されてきた結果、多数の健康被害が発生してきている一方で、石綿に起因する健康被害については、長期にわたる潜伏期間があつて因果関係の特定が難しく、現状では救済が困難であるという特殊性にかんがみ、石綿による健康被害者であつて労災補償等による救済の対象とならないものを対象とし、事業者、国及び地方公共団体が全体で費用負担を行い、石綿による健康被害者の間にすき間を生じないよう迅速かつ安定した救済制度を実現するため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、労災補償等による救済の対象とならない者に対する救済給付の支給についてであります。

石綿を吸入することにより指定疾病にかつた旨の認定を受けた者及びその遺族に対し、医療費、療養手当、葬祭料、特別遺族用慰金、特別葬祭料及び救済給付調整金を支給することとし、その費用については、独立行政法人環境再生保全機構に石綿健康被害救済基金を設け、事業者、国及び地方公共団体が全体で負担することとします。第二に、労災補償を受けずに死亡した労働者の

遺族に対する特別遺族給付金の創設であります。

指定疾病等により死亡した労働者の遺族であつて、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効によつて消滅した者に対し、その請求に基づき、特別遺族年金または特別遺族一時金を支給することとし、その費用は労働保険特別会計労災勘定の負担とすることとします。

なお、この法律は、一部を除き平成十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

引き続き、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

石綿による健康被害に係る問題については、平成十七年七月以来、政府部内においてアスベスト問題に関する関係閣僚による会合が開催され、同年十二月二十七日に開催された第五回となる同会合において、「アスベスト問題に係る総合対策を取りまとめられたところです。この間、すき間のない健康被害者の救済等とあわせ、今後の被害を未然に防止するための対応について関係各省において検討が行われ、大気汚染防止法、地方財政法、建築基準法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の四法律について改正を図ることが、総合対策に盛り込まれるに至っております。

このような経緯を踏まえ、石綿の飛散等による人の健康または生活環境に係る被害を防止するため、これら四法律を一括して改正する本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、大気汚染防止法の一部改正であります。

石綿粉じんによる大気汚染の防止を徹底するため、石綿が使用されている建築物に加え、石綿が使用されている工作物についても解体作業等によ

石綿粉じんの飛散を防止する対策を義務づけることとします。

第二に、地方財政法の一部改正であります。

地方公共団体が行う公共施設等に係る石綿の除去に要する経費について、当分の間、地方債をもってその財源とすることができるとします。

第三に、建築基準法の一部改正であります。

石綿の飛散に対する衛生上の措置として、建築物は、建築材料に石綿を添加しないこと等の基準に適合するものとしなければならないこととします。

第四に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正であります。

今後大量に発生することが見込まれる、石綿が含まれる廃棄物の迅速かつ安全な処理を促進するため、高度な技術により無害化処理を行う者について、環境大臣が認定する特例制度を創設することとします。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○木村委員長 以上で両案の趣旨の説明は終わりました。

○木村委員長 この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣参事官宮野甚一君、文部科学省大臣官房文教施設企画部長大島寛君、厚生労働省大臣官房審議官黒川達夫君、厚生労働省大臣官房審議官松井一貴君、厚生労働省健康局長中島正治君、厚生労働省労働基準局安全衛生部長小野晃君、厚生労働省労働基準局労働補償部長森山寛君、経済産業省大臣官房審議官深野弘行君、国土交通省大臣官房審議官和泉洋人君、環境省大臣官房審議官寺田達志君、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長由田秀人君、環境省総合環境政策局環境保健部長滝澤秀次郎君及び環境省水・大気環境局長竹

本和彦君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○木村委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。とかしきなおみ君。

○とかしき委員 初質問でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

静かな時限爆弾と言われるアスベストは、昨年六月のクボタの発表以降、工場の従事者だけではなく、家族や周辺住民にも患者が出るといいうショックな展開となり、国民は、身近にあるアスベストに対する健康不安や政府の対応のおくれを指摘する声が大きくなっていました。その声を受け、このたび提出されましたアスベスト関連法案につきまして、次の四点、実態把握の強化、過去の被害への対応、国民不安への対応、被害拡大防止について質問をさせていただきます。

まず最初に、実態把握の強化についてお尋ねいたします。

昨年行われましたアスベスト使用実態調査の結果、アスベストについてどの程度の実態把握ができたのでしょうか。内閣官房、お答えください。労働者や家族及び周辺住民のアスベスト暴露における健康被害の状況はどうだったのか。厚労省、環境省、それぞれお答えください。

○宮野政府参考人 お答えをいたします。

建築物におきますアスベストの使用実態でございます。関係省庁におきまして、その把握のため、公共住宅、学校施設、病院といった公共建築物や、民間の建築物につきまして調査を実施しております。現時点におきまして、調査対象施設における調査の回答の状況を見ますと、例えば公共住宅につきましては一〇〇％、学校施設、病院、社会福祉施設につきましては約九割、民間の建築物、

これは一定の規模以上のものについて調査をしておりますけれども、約七五％につきまして実態把握がされているところでございます。

いまだ所有者の回答が得られていない建築物につきましても引き続き調査を行うとともに、これと並行をいたしまして、これらの調査結果を踏まえ、暴露等のおそれのある施設について、アスベストの除去等の対応を進めているところでございます。

○森山政府参考人 お答え申し上げます。

労働者の健康被害の状況につきまして、労災保険の支給決定件数を申し上げますと、平成十六年度までの累計で、石綿による肺がんにつきましては三百五十四件、中皮腫につきましては五百二件でございます。

なお、ここ数年の支給決定件数を見ますと、肺がんにつきましては、十四年度が二十二件、十五年度が三十八件、十六年度が五十八件となっております。また中皮腫につきましては、同様に五十六件、八十五件、百二十八件と、いずれも増加傾向にございます。

○滝澤政府参考人 周辺住民等への健康被害でございますが、その健康被害の実態、詳細については明らかとなっております。しかしながら、この関連情報収集ということは極めて重要だということに認識しております。

このため、環境省におきましては、人口動態調査のデータを活用いたしまして、平成十四年から十六年の三年間に、尼崎市を含みます兵庫県内で中皮腫で死亡になりました方を対象に、遺族の御協力をいただきまして、一般環境経由による石綿の健康被害について、本人、遺族への聞き取り調査でありますとかカルテの調査など、実態調査を現在実施中でございます。専門家の科学的な助言をいただきながら分析を進め、年度内には取りまとめたいと考えております。

○とかしき委員 健康被害の実態把握について調査をしたところ、私の地元の自治体からは、労災認定は国の事業であり情報が得にくい、あと、労働基準監督署に問い合わせたところ、個人情報にかかり開示できないとのこと、被害実態が非常につかみにくいという声が上がっています。

アスベスト対策における関係省庁との連携において、国はどのような指示を行っているのか、窓口の一本化など検討なさっているのか、内閣官房から御答弁をお願いいたします。

○宮野政府参考人 アスベスト問題につきましての関係省庁間の連携でございます。

アスベスト問題につきましては、昨年の七月以来、関係閣僚会合、あるいは局長、課長クラスの関係省庁会議、これを開催いたしまして、関係省庁間の十分な連携を図りつつ、随時、必要な措置を講じてきたところでございます。政府といたしましては、今後とも、それぞれの省庁が責任を持って対応する一方で、関係省庁が十分に調整を含めまして、関係省庁が緊密に連携をしつつ、総合的なアスベスト対策を迅速に実施することができるよう最大限の努力をまいりたいというふうに考えております。

なお、ただいま先生から御指摘がございました労災補償に係る情報でございますけれども、これも個人情報については公表できないというような制約がございますが、一方で、広く国民に情報を提供し、その不安の解消を図るということは非常に重要なことだと考えております。そういった観点で、厚生労働省におきましても、石綿による中皮腫あるいは肺がんの労災認定を受けた労働者が所属していた事業場名の公表、こういった措置を行っているというふうに承知をしております。

○とかしき委員 次に、二点目、過去の被害への対応についてお尋ねいたします。

今回の法案では、アスベスト被害に対して、補償とせず救済とした理由をお示しくください。今回提案の救済とそして労災とでは、大きく処遇に差があります。なぜ、これだけの格差があるのでしょうか。環境省の方、お答えください。

○寺田政府参考人 お答え申し上げます。

石綿、アスベストによりますところの中皮腫及

び肺がんというような健康被害につきましては、暴露から発症まで平均で三十から四十年という長い潜伏期間があるという特殊性を持っているところでございます。したがって、労災補償対象者以外の被害者の方々につきましては、個別な因果関係、つまり、どういう暴露の形態で、どこでどういう原因により発症したのかということ特定するということは、極めて困難な状況にあります。

したがって、そういった因果関係に基づく補償制度を構築するのは非常に難しい。あるいは、仮に補償制度ということになりますと、そうした困難の中で、一人親方でありまして、労働者の家族、あるいは施設内の暴露者、周辺住民という、さまざまな方々の暴露形態を特定いたしまして、その原因者を追及して賠償責任を確定する、こういう作業を行わざるを得ないわけでございまして、結果として、迅速な救済も図れません。で、多くの方々が対象から漏れて、すき間のない救済ができなくなる、こういったことが当然予想されるわけでございます。

そこで、本制度では、民事責任から離れまして、個別の因果関係は問わないで、石綿による健康被害者をすべからず救済するという構造といたしまして、迅速で、すき間のない救済を実現するということといたしております。

なお、こうした構成をとったところから、お尋ねにございましたように、労働基準法上の事業者の災害補償責任を保障の形式で担保する、そういった労災制度と差が生ずるということは、これは制度設計上の問題としてやむを得ないことであるというふうに考えておまして、その上で、本制度における給付金の支給水準につきましては、他の救済制度とのバランスを勘案いたしまして、十分な水準となるということと考えております。

○とかしき委員 それでは次は、石綿による健康被害の救済のために、政府は、広く事業者費用負担をさせるために石綿健康被害救済基金を設置し、徴収対象は二百六十三万事業所に及ぶと聞き

ました。これは世界を見ましても事例のない画期的な挑戦だそうで、評価をしたいと思えます。参考までに、事業者の拠出金は、零細企業の場合、または数千規模の大企業の場合、年間幾らぐらいの負担になると予想されているのでしょうか。環境省の方、お答えください。

○寺田政府参考人 お答え申し上げます。事業者が薄く広く負担するという一般拠出金の額についてお尋ねでございます。

一般拠出金の額につきましては、賃金総額に一定の率を乗じた額ということで考えております。賃金総額に乘じる一定の率というものは、救済給付の支給に要する費用の予想額、あるいは国及び地方公共団体からの拠出金の額、指定疾病の発生状況などを勘案しまして、今後、中央環境審議会の意見を聞いて定めていくということでございまして、お尋ねでございますので、今のところの予測と申しますか、数字を申し上げたいと思っております。

実際の所要額、負担額を正確に予測するのは、これは至難のわざでございますけれども、環境省といたしましては、制度設計上の仮定といたしまして、年間の総所要額を九十億円というふうに見込んでおります。

この九十億円から国の負担する事務費あるいは地方公共団体の拠出金、さらには石綿との関係が特に深い事業主に課される特別拠出金を差し引いた額が一般拠出金の総額となるわけでございまして、けれども、仮にこの九十億のすべてを一般拠出金で賄うというふうな考えの場合、マックス等を考えると、この九十億に比べても、その負担率は賃金総額に對しまして一千分の〇・〇六というふうになります。

これを具体的な企業に当てはめると、例えば我が国を代表するような従業員六万人ぐらいの規模の大企業で年三千万円程度、あるいは、零細企業というお尋ねがございましたけれども、従業員十人ぐらいで平均賃金が五百万円というふうな企業を想定いたしますと、年三千万円程度という計算

になるわけでございます。

○とかしき委員 次に、三点目の国民の不安への対応について伺いたします。

国民のアスベスト関係の健康相談の実施状況をお知らせください。その場合、都道府県、市区町村の担っている役割は現在どのようにすみ分けされているのでしょうか、あわせてお教えください。厚労省の方、お願いいたします。

○中島政府参考人 アスベストによる健康被害に對してでございますが、労災病院あるいは各都道府県にありまます産業保健推進センター等に相談窓口が設置されておりますほか、保健所におきましては、都道府県、指定都市、中核市、特別区等、いずれが設置するものでありまして、相談があれば健康相談業務の一環として広く受け付けているという状況でございます。これらの窓口におきまして、労災病院を中心に、昨年末までに一万八千件を超える相談があったところでございます。

○とかしき委員 アスベストによる健康被害の疑いのある方に対して、現在どのような健康診断が行われているでしょうか。市区町村で行っている例えば肺がん検診にアスベストの調査を組み合わせていくという形で活用する方法とか財源措置をとっていくことはできないでしょうか。厚労省の方、お答えください。

○中島政府参考人 現に石綿作業に従事している方については、現に石綿作業に従事している方については、その雇用主である事業者が健康診断の実施が義務づけられているところでございまして、また、退職された方については、石綿による一定の所見が見られた方に対して無料で健康診断が実施されているところでございます。

また、不安を抱えておられる住民の方に対しては、無料で相談をこれまた受け付けておりまして、その結果、一定の石綿暴露の可能性があると認められた方については、石綿関連の調査研究の一環といたしまして、自己負担なく必要な検査を受診できるようにすること等につきまして、現在、環境省とともに検討を進めているところでござい

います。

また、肺がん検診の活用等でございますが、厚生労働省といたしましては、既存の検診の場等さまざまな機会を活用いたしまして、アスベスト関連疾患の診断に活用できます自記式、自分で書ける調査票、こういったものの配付、活用等を通じて相談窓口の紹介を行うよう努めてまいりたいというふうな考えております。

○とかしき委員 公共施設や住宅などで吹きつけアスベストが使用されていないということが確認できたとき、例えば表示でアスベスト安全表示という制度を創設すれば住民の不安を少しでも解消できるのではと考えますが、取り組みを検討していただくことはできないのでしょうか。国交省の方、お答えください。

○和泉政府参考人 お答え申し上げます。公共建築物などにつきましては、施設管理者におきまして吹きつけアスベスト等の使用実態を調査しており、学校、病院、駅等の施設名の公表が行われております。

また、今回提出しております建築基準法の改正が行われれば、多数の者が利用する建築物等につきましては、吹きつけアスベストの状況につきまして定期報告が義務づけられることとなります。その報告の内容が特定行政庁におきまして一般の閲覧に供されることとなります。

加えて、住宅につきましては、今後、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度におきまして、既に建築された住宅を対象として、吹きつけアスベストの有無等を表示対象に加えるというふうなことを検討しております。

これらの制度により住民に対する情報の開示が行われ、先生の御指摘の趣旨も含めて、住民の不安の解消につながるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○とかしき委員 ぜひ御検討をお願いしたいと思います。それでは、不安を感じた国民の方から依頼の

あったアスベストの検査費用とか囲い込み、除去及び解体の助成について、国交省のお考えをお知らせください。

○和泉政府参考人 平成十七年度補正予算及び十八年度予算案におきまして、建築物における吹きつけアスベストの検査、除去等の費用につきまして、日本政策投資銀行等による低利融資制度の創設を盛り込むとともに、多数の者が利用する建築物について、既存の補助制度を拡充しまして、アスベストの検査、除去等の費用について補助できるようにしたところでございます。さらに、住宅につきましては、十七年度に新たに創設した地域住宅交付金の活用が考えられます。

地方公共団体とも連携して積極的に支援するとともに、これらの支援措置について幅広く周知してまいりたいと考えております。

○とかしき委員 では最後に、被害の拡大防止についてお伺いいたします。

大阪府では、アスベスト除去を円滑にするため、中小企業金融公庫等の低金利融資制度を創設することになりました。しかし、実態を調査いたしましたところ、中小零細企業が利用する場合、担保不足で利用が困難になりやすいと判明いたしました。そこで、弾力的な運用制度が必要ですが、自治体側にも財源がなく、苦しい状況に迫り込められています。

政府として、中小零細企業へのサポートをいかにお考えになつていられるでしょうか。経産省の方、お答えください。

○深野政府参考人 お答えいたします。

融資制度の関係でございますけれども、中小企業が建築物等からのアスベスト除去を円滑に行うことを支援するため、現在、中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫に低利融資制度を創設することを進めて、準備をしております。

また、御指摘の無担保の場合でございますけれども、通常、こういったところから無担保でお金を借ります場合には上乗せ金利がございます。しかしながら、今回、無担保の融資を円滑に関係の

事業者の方が受けられますように、本年の補正予算におきまして所要の出資金を計上いたしました。上乗せ金利なしで融資が受けられるように、今そういう措置の準備をしております。

○とかしき委員 よろしく願っています。

では、海外ではドライヤーを頻度高く使っていた美容師が中皮腫になったとの報告もあります。私の地元の自治体では、市民からの要請により、アスベスト含有家庭用品のドライヤーやこたつなど六十品目を昨年の十一月より回収、保管しております。ところが、その処分に大変困っております。

このような自治体が回収したアスベストを含んだ家庭用品は、一般廃棄物でも産業廃棄物として受け入れ処分をしていただけないことはできないのか、環境省の方、お答えください。

○由田政府参考人 お答えします。

アスベストを含有する家庭用品が廃棄される場合にも、通常の家庭用品が廃棄される場合と同様に、市町村が処理を行うことになるわけですが、その処理の工程で、万一にもアスベストが飛び散ることのないように対応する必要があるわけでありまして。

このため、市町村に對しまして、製品に関する情報につきまして提供いたしておりますが、これとともに、当面の対応として、飛散防止に留意して、他のゴミと区別して排出してもらい、破損しないように回収すること、あるいは、できるだけ破砕せず、散水や速やかな覆土により最終処分を行うよう、また、保管する場合には他の廃棄物と区別がつくようにすることにつきまして、昨年来指導をいたしているところであります。

また、恒久的な対応といたしまして、より安全な処理方法、システムにつきまして、処理施設におけますアスベストの挙動調査、分析を行いまし、専門家の意見を聞きながら、年度内にも考え方を取りまとめまして、市町村に対して提示したいと考えております。

こうした調査検討の結果、廃棄物処理施設の改

造などが必要となった場合には、昨年、改革、創設させていただきました循環型社会形成推進交付金によりまして、しっかりと後押しをさせていただきまして、国と地方が一体となってアスベストが含有する家庭用品の処理を進めてまいりたいと考えております。

このようなアスベストを含む家庭用品の廃棄物につきましては、アスベスト含有スレート製品などの廃建材とは異なりまして、アスベストの含有率が低いということから、市町村の処理施設での対応が中心になるものと考えておりますが、家庭用品の市町村による破砕残渣などが、今回提案させていただいております法案の無害化処理の特例制度に基づきまして、一般廃棄物及び産業廃棄物につきまして認定された産業廃棄物処理業者に委託処理されることは可能だというふうに考えております。

また、都道府県知事から一般廃棄物と産業廃棄物の処理施設設置許可を受けた無害化処理施設を有する優良な産業廃棄物処理業者に市町村が委託処理することも十分可能であります。

○とかしき委員 では、一般環境におけるアスベスト濃度の環境基準はなぜないのでしょうか。住民の不安解消のため、一般環境におけるアスベスト濃度の調査を、これからアスベストが飛散する可能性の高い地域で継続的に実施していくことは難しいのでしょうか。環境省の方、お答えください。

○竹本政府参考人 現在、アスベストにつきまして環境基準はないわけでございますが、一九八六年に公表されましたWHOの環境保健クライテリアなどを参照いたしまして、健康影響の面も検討した上で、大気汚染防止法に基づきまして、工場、事業場の敷地境界基準値を一リッター当たり十本と定めておるところでございます。

アスベストは、その発生源からの距離に応じまして急速に濃度が減衰するということが知られておりまして、主として、発生源直近で高濃度の汚染が生じる物質でございます。そのために、一般

環境における基準を定めるよりも、敷地境界における基準を設定いたしまして、発生源において重点的な対策を講ずる方が、一般環境での健康影響を防止する観点からも、より効果的と考えたところでございます。

また、環境省が実施しております大気環境モニタリングの結果によりますれば、アスベストの環境濃度は当該基準に比しましても極めて低い結果となつておりまして、この結果も踏まえまして、現時点におきましては環境基準を設定する必要はないと考えておるところでございます。

また、モニタリングにつきましては、委員御指摘のとおり、国民の不安解消のため大変重要と私も考えておりまして、今後とも、昨年秋季より緊急環境濃度モニタリング調査というのをやっておりますが、これを継続して、アスベストの飛散の懸念される建築物の解体現場などを中心にこれからも実施をしてみたいと思っております。

○とかしき委員 次は、立入検査についてお伺いいたします。

大気汚染防止法で、除去作業前の養生が終了した時点で立入検査が入りますけれども、労働基準監督署は除去作業中が基準の原則として、現場は、立ち入る時期が変わつていくということ、大変混乱しているようです。

立ち入りの場合はどちらが適用になるのでしょうか。立入検査の都道府県と市区町村の連携をどのようにとつていらっしゃるつもりなのか。そして、今後、自治体間をつなぐような連絡会議のようなものを持たせる予定はないのでしょうか。環境省の方、お答えください。

○竹下大臣政務官 お答えをいたします。

対策を確実に実施していくためには、自治体と国あるいは自治体と国の機関との連携、さらには自治体内部の部局間の連携というのは非常に大切であると考えております。

このうち、自治体と国の機関との連携につきましては、昨年夏に環境省から関係自治体に通知を発出したしまして、労働基準監督署と共同で立入

検査を実施するなど、連携して規制の徹底を図るよう依頼をしたところでございます。

また、自治体内部の部局間の連携につきまして、昨年九月に取りまとめられました政府の当面の対策を踏まえて、自治体の関係部局間におきまして、石綿の使用実態調査結果などの情報の共有化を図られるよう、国においても関係省庁間で連携を強化しようというところであります。

さらに、神奈川県などでは、国の地方支分部局、県及び関係市が協定を結びまして、情報の相互提供や合同の立入検査などを進めております。環境省といたしましても、地方自治体などが参加して開く会などの場で、こうした先進的な取り組みを他の自治体に紹介することなどによりまして、地域における石綿対策の確実な実施を図つてまいりたい、こう考えております。

○とかしき委員 御答弁ありがとうございます。アスベストの問題は、政府の対応のおくれが今までこの問題を大きくして、拡大してしまつた責任は否めないわけです。それを是正する意味でも早急にこの法案の成立を望みますけれども、さらに、今御答弁いただきましたように、運用の面においても、現場で混乱が生じないように、そして、隠れた被害者を救済できるように、連携のとおりやすい体制づくりをぜひ配慮していただきたいと思ひます。

そこで、最後に環境大臣にお伺ひいたします。今回の法整備を含む対応策でアスベストへの対応は十分とお考えになっておりますでしょうか。今後、事態の推移を見ながら、必要とあればさらに補充していく姿勢が大切と考えておりますが、環境大臣の決意をお聞かせください。

○小池国務大臣 御指摘のとおり、この新法、救済策につきまして、スピード感ということも大変重要であるということで、昨年の七月以降に閣僚会合などを随時開催いたしました。そして今回の新法を取りまとめをしてきたところでございます。さらに、昨年十二月には、このアスベスト

問題に係る総合対策を、その結果として取りまとめることができました。今回、十七年度の補正予算案、そして十八年度の予算案などにおいて必要な措置を講じて、あわせて、法的整備が必要な対策について、今回のこの二法案を国会に提出して、御審議をいただいているところでございまして、今後とも、関係省庁間で密接な連携を図る、情報を共有するなどといった形で連携を図りながら、これら二法案の着実な施行を初めとして、総合的な石綿対策の実施に全力を尽くしてまいりたいと考えております。また、初めての法律でございまして、しっかりと進捗状況を見てまいりたいと考えております。

○とかしき委員 ありがとうございます。○木村委員長 次に、篠田陽介君。○篠田委員 自民党の篠田陽介と申します。私は、木村委員長と同じ愛知・名古屋が選挙区であります。また、生まれて育つたところは、昨年、世界自然遺産に登録されました知床半島のつけ根の町で生まれ育ちました。自然の脅威に恐れおののく謙虚な気持ちを持ちながら、今日の繁栄を築いていただいた先代の世代、親の世代に感謝しながら、今、何とか地球温暖化問題と日本の財政再建、この二つを私のライフワークとしてこれから取り組んでまいりたいと思つておりますので、どうぞよろしく願ひいたします。

そこで、私は、衆議院の環境委員会と外務委員会に所属をさせていただいております。地球温暖化防止に何とか取り組んでいきたい、また、中国を初めとする諸外国に対して、日本の持つておりますさまざまな環境技術、または省エネの技術、さまざまな技術、これらを活用して新しい国際貢献の形をこれから日本がなすべきではないか、そのような思いを持ちながらこれから取り組んでまいります。

また、これまで水俣病などさまざまな公害に苦しんできた日本でありまして、これから、それを克服してまいりましたこれまでのノウハウ、これを世界に向けて発信していく必要があるのではないかと、そのように考えております。今回のアスベストによる健康被害の救済、また、今後の被害の防止のための大気汚染防止について、ぜひ完璧な対策を講じて、世界に対して日本の対策がスタンダードとなるような、また、各国が日本の対策を手本とするような対策になることを私は期待しております。そこで、まず小池環境大臣にその決意をお尋ね申し上げます。

アスベストによる健康被害の問題は、現実には被害が発生していかなくても、危険性が予見される場合には先手を打って規制するという予防的なアプローチが浸透していなかったことが原因の一つであると考えていますが、今後、化学物質対策や地球温暖化対策など環境対策においては、現実には被害が発生していかなくても、対策をおくらせるのではなく、予防的なアプローチの考え方に基づいて対策を講じていかなければならないと考えておりますが、その辺について、小池環境大臣の決意をお聞かせください。

○小池国務大臣 篠田委員におかれましては、ライフワークとして地球温暖化対策など環境の政策立案にぜひとも今後とも御協力いただきたいし、また頑張つていただきたいと、まず申し上げておきたいと思ひます。この石綿問題に関しましてでございますけれども、今御指摘ありましたように、予防的アプローチの考え方に基づいて対策を講じるべきだということ、まさにそのとおりだと思ひます。

また、逆に申し上げますと、この石綿の問題という点について、過去の対応がどうであったか、総理も反省すべきは反省しというふう述べておられますが、環境省としてこれまで何をしてきたのかということ、検証を行つております。その結果、当時として、今御指摘のありましたような予防的アプローチの考え方が浸透していなかったという点は素直に認めていくべきだと思つております。

と同時に、かつて、旧環境庁でございましたけれども、当時の限られた所管の範囲内ではしか対策を行つていないということ、エンド・オブ・パイプ、ここまでは何省、ここまでは何省というような形、先ほど長浜委員の方からも、代表質問でセクシヨナリズムという言葉がございました。そういった関係で、関係省庁間の連携が必ずしも十分ではなかったといったような点が挙げられると思つております。

今申し上げましたように、このセクシヨナリズム、縦割り行政のすき間で生じた問題であるということを感じたわけでございまして、だからこそ、この救済制度の構築に当たりましては、そのすき間を排除することを心がけ、スピード感を持ってこの法案を取りまとめさせていただいたところでございます。

また、起こるかもしれない、起こつてはいけないう、そういったこれからの被害の未然防止対策でございますけれども、関係各省が密接な連携をとつて四法律の改正を一括法としてまとめることができたと考えております。

おっしゃいますように、脱温暖化社会、そして循環型社会の構築などに向けまして、環境先進国としてすぐれた技術で世界をリードしていくことが期待されている日本でございます。と同時に、有害物質によりまして環境汚染から人の生命、身体を守るということは最も基本である環境政策でありますので、そういった意味でも、今回の教訓を真摯に受けとめまして、安心、安全な社会を構築することに全力を挙げてまいりたい、このように考えております。

○篠田委員 ありがとうございます。それで、今回提出をされました法案、大きく二つの目的があると承知をしております。

一つ目は健康被害者への支援であります。これは、従来の労災による労働者の健康被害者に加え、労働者の家族の健康被害者、また周辺住民の健康被害者へも不公平感のない迅速かつ手厚い支援を行いましようというものであると承知しております。

もう一つ、二つ目の目的は、アスベストの飛散防止であります。具体的には、規制範囲の拡大と規制基準の強化やアスベストの除去や飛散防止措置の徹底、さらにはアスベストの適正な処理の推進などであると承知をしております。

これらの問題をまず考えるときに、これは決して日本だけの問題ではない、世界各国で実際に起こっている問題であるから、まず、世界各国の事例がどうなっているのか、その辺についてお尋ねをしたいと考えております。

世界各国のアスベストの使用実態について、どのくらいの国がいつごろから全面禁止措置に踏み切っているのか。また、各国の健康被害者の発生状況と、また、支援策で実際に国が公費負担を行っている事例があれば、それを教えていただきたい。以上、二点を質問させていただきます。

○小野政府参考人 お答え申し上げます。

アスベストの使用に關します海外の規制状況でございます。

まず、EUでございますけれども、一九九九年のEC指令によりまして、二〇〇五年一月までにアスベスト製品の販売、使用等を一部の例外を除きまして全面的に禁止いたしました。ただ、現在でも、一定の電気分解用の隔膜ですとか、禁止以前に設置されている製品、禁止以前の在庫品については、禁止の例外というふうになされているところでございます。

また、ヨーロッパの主要国では、イギリスが一九九九年、フランスが二〇〇二年に全面禁止を行っております。この国々につきましても、規制当初は多くの例外品が認められておりまして、現在においても、禁止措置の施行前に既に設備等に取付けられた製品等が除外をされている、こういう状況にございます。

それから、アメリカにつきましては、現在も石綿のセメント、波板等の建材、自動車部品等、多くの製品の製造、使用が認められている、こういう状況でございます。

○寺田政府参考人 被害並びに支援策ということ

でございます。

やや断片的になるところをお許しただけだと思いますけれども、各国の健康被害の発生状況について、例えば二〇〇二年におけるアスベストに特異的な障害と言われています中皮腫で申し上げますと、死亡者数が、アメリカで二千五百七十三人、また、イギリスで一千八百六十二人ということをお願いしております。

こうした被害に対する対応策でございますけれども、私どもの承知している範囲では、石綿による健康被害者への支援策で実際に公費負担などを行っている例といえますと、フランスの石綿被害者補償基金、FIVAというものがございまして、ただ、これは、国は雇用主の立場で費用を負担している、そういう制度であると承っております。

○篠田委員 私、この問題について海外の事例を今お聞きさせていただきました。私は、実は九年ほど、武部勤という議員の秘書をしておりまして、農水大臣のとき、ちょうどBSE問題というものが発生しました。あの当時も、やはり日本の規制が甘かったものですから、世界各国から汚染された肉骨粉が入ってきたということがあらうと思えます。このアスベスト問題も、やはり日本が禁止していないということで世界各国から安価なアスベストが大量に入ってきたのではないかと、そのようなことを懸念しておりますので、ぜひ今後、安全の確保のため多くの手間と費用がかからないように、事前に行政の不手際のないようにきちんと対応していただきたい、そのように考えております。

早目の対策と先手の規制が、長い目で見たとき、対策に対してコストの削減や、安心、安全の確保につながるのではないかとこのことを考えておりますので、その辺のところをどうぞよろしくお願い申し上げます。

また、今回の法改正に当たり、各省庁や自治体、関係業者において実態調査を行ったと承知しておりますが、厚生労働省の実態調査においては、監督指導を行ったアスベスト含有製品を製

造、取り扱いをしている事業場のうち、四六％で何らかの違反が見つかったと承知をしております。これについて質問をさせていただきます。

これまで、厚生労働省はどのような監督指導を行ってきたのでしょうか。また、二つ目、その四六％の何らかの違反の詳細について教えていただきたいと考えております。また、三つ目、これまで監督指導を行ってきたにもかかわらず、これらの違反が見つかったのはどんなことに原因があったのか。以上、三点をお尋ね申し上げます。

○松井政府参考人 お答えさせていただきます。労働安全衛生法等違反の監督指導、これにおきましては、まず、使用などが禁止されておりますアスベスト、これが実際使用されていないということを実原則的に確認するという作業を行うとともに、使用が認められているアスベストというのがございまして、これは白石綿というようなものになっておりますが、これに關しましては、労働者の健康障害につながるようなことという意識で、こういったものが発散することを防止するとか、労働者への暴露を防止する、こういう観点に立ちまして、法令上必要とされている諸措置が適正に講じられているかどうか、こういう観点から監督指導をやっております。

今回、御指摘がありました違反の四六％、この結果なんですけれども、これは、アスベスト含有製品の製造取り扱いが今ではまだ認められておらず、こんな事業場についての調査結果でありました。

違反内容につきましては、直ちに労働者の健康障害につながるような重大違反というものは認められておりません。しかしながら、具体的にちよつと見てまいりますと、健康診断、つまり石綿事業場における健康診断の実施ということが義務づけられておらずけれども、これに關するものが多くございまして、中身として、この健康診断を一部の労働者について実施していないとか、それから、実施すべき時期というのが決められておらずけれども、これを徒過している、

こんな事例がございました。

それからまた、呼吸用の保護具、これは暴露防止ということで使用が義務づけられている、備え付けるといふことも義務づけられておらずけれども、この保護具の数が十分確保されていないような事業場とか、あるいは、備え付けられていないけれども、一部の労働者の方が使用していなかった、こんなことがございました。

こういう意味で、今回の調査で判明した違反、これは、そういう意味では、主に事業主が、業務の繁忙時期等いろいろなことで大変なんだということややっていないという事例が少なからずございましたけれども、我々としては、特に監督行政といいたしましては、労働者の健康障害の防止、これは非常に重要な問題でありますので、こういった軽微な違反でありましても放置することなく、関係法令の一層の周知徹底を図っていきたい、こういうふうな考えております。

以上でございます。

○篠田委員 また、同じく文部科学省の実態調査では、学校施設では二千五百六十施設で吹きつけアスベスト等が使用され、そのうち三百三十三校が飛散による暴露の可能性があるとのことでした。

私は、先日、ある自治体の首長さんから聞いた話では、小学校でアスベスト使用の実態が明らかになった、それで直ちに撤去開始をした、その費用負担について、都道府県の教育委員会に何とか支援をお願いしたいとお願したところですが、現在についてそのような財政措置はないというふうな回答があったとの話を聞きました。

そこで御質問させていただきます。文科省として、現時点での財政措置は実際になのでしょうか。また、二つ目、これら三百三十の学校施設での現状での対策状況をお聞かせください。

○大島政府参考人 お答え申し上げます。

公立学校施設のアスベスト対策についてのお尋ねでございますが、文部科学省におきましては、子供たちなどの安全対策に万全を期すため、先生

ただいま御指摘ございました学校施設等における吹きつけアスベスト等使用実態調査、これを実施いたしまして、昨年十一月末の段階でその結果を公表したところでございます。

吹きつけアスベスト等を有する公立学校は二千五百六十校ございまして、このうちアスベストの飛散により暴露のおそれがある部屋を有する学校は、今御指摘がございました三百三十三校でございます。これらにつきましては、該当する部屋を使用禁止にするなど、適切な措置を講じていることは既に確認しているところでございます。

また、この調査結果を踏まえまして、平成十七年度の補正予算案におきましては、公立学校施設のアスベスト対策といたしまして二百八十一億円を計上しているところでございます。この執行に当たりましては、アスベスト問題の緊急性にかんがみまして、既に実施済みの工事につきましても国庫補助を行うこととしていくところでございます。

○篠田委員 ぜひさかのぼってその対策を講じていたのだと聞いております。子供への健康被害を第一に考えて、すぐに対策をとった自治体は、措置を受けられない、現行の法律の施行を待ってから対策を講じた方が支援を受けられる、そのような不公平感がないように、先にやった熱心なところとちゃんと財政措置がなされることをぜひとも希望申し上げます。

また、私は、これからの歳出の抑制につなげるためにも、これから被害拡大の防止を何とか防いでいきたい、また国民の不安への対応について、この二つの対策、特に万全を期していただきたいと考えております。

そこで、特に大気汚染防止法等の一部を改正する法律案の概要について幾つかお尋ねさせていただきます。

まず、環境省では、大気汚染防止法の一部改正で、アスベストを使用している工作物について、解体等の作業時における飛散防止対策の実施を義務づけるとなっておりますが、きちんと飛散防止

対策が行われるかどうか、また、どのような方法で監視をするのか、また、このような飛散防止対策が行われなかった場合の罰則規定はどのようになっているのか、これをお尋ね申し上げます。

○竹本政府参考人 大気汚染防止法におきましては、解体等の作業を監視するための手段といたしまして、事前に作業の方法につきまして計画を提出させまして、地方自治体におきまして計画の審査を行うこととしております。

また、地方自治体におきましては、必要に応じまして作業状況の報告聴取や作業場所の立入検査を行うということもあわせて行っております。

さらには、解体などの現場におきましては、作業の内容、責任者の氏名などを明記しました掲示板を見やすい箇所に設置するなどの規定が設けられておるところでございます。

また、罰則の規定につきましてもありますが、解体等の作業の届け出を行わなかった場合、これにつきましては三カ月以下の懲役または三十万円以下の罰金、また、都道府県知事が発出した作業計画の変更命令や作業基準への適合命令に違反した場合、六カ月以下の懲役または五十万円以下の罰金が科せられることになっております。

こうした大気汚染防止法により監視と処罰の仕組みによりまして、石綿の飛散防止対策は確実に行われるものと考えておるところでございます。

○篠田委員 また、国土交通省の建築基準法の一部改正では、吹きつけアスベスト、またアスベスト含有吹きつけロックウール等の使用を規制することとなっておりますが、これは、使用を規制するということは、既存のものも速やかに撤去するという解釈でよろしいのか、また、指導に従わず撤去が行われない事例に対してどのような対策を講じるのか、これらについてお尋ねします。

○和泉政府参考人 まず、御指摘のとおり、既存の建築物にも規制がかかります。今回の改正によりまして、既存建築物につきまして増設等を行う際の吹きつけアスベストの除去、封じ込め、ま

たは囲い込みの義務づけが行われますし、また、吹きつけアスベストが使用されている建築物におきまして劣化等が見られる場合につきましては、特設増設等が行われない場合につきましても、特定行政庁がアスベストの飛散防止措置の勧告と

は正命令等を行うことができます。また、多数の者が利用する建築物等につきましては、吹きつけアスベストの飛散防止措置の状況に関する定期報告、こういったものが義務づけられまして、その内容が一般に閲覧されます。

加えて、こういった今回の法規制、法改正に伴う規制にかからないものにつきましても、従来どおり、吹きつけアスベストが劣化していない場合であっても、その除去について指導してまいりたいと考えております。

また、こういったことの実効性を確保するためには、環境整備として、アスベストの除去等に対する支援制度の創設、あるいは相談体制の整備充実、建築士等に対するアスベストの調査方法、除去方法に対する講習会や研修会、こういったものが必要でございまして、今後とも関係省庁と十分連携をとりながらしっかりと取り組んでまいりたい、こう考えております。

○篠田委員 ありがとうございます。

私は、これからの行政のあり方についてですが、今までは事前規制型というのが行政のあり方だったと思います。これからは、きちんと事後チェック型への転換を図る、行政が法案の趣旨どおり行われているかどうかきちんとチェックをする、またいいかげんなことが行われた場合厳しく処罰をする、またそれを公表し評価をする、これら事後チェックがこれからの行政にはぜひ必要なことだと考えております。政治の世界も同じだと考えております。決してやりつ放しにしないで、きちんとやったことについて責任を持ちながら、きちんと事後チェックをし評価をするというシステムの導入に関係各省にお願ひさせていただきたいと考えております。

また次に、環境省の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正であります。現状では、アスベスト廃棄物については直接埋め立てをしていると承知しておりますが、不法投棄の事例もあるのではないのでしょうか。

ここで、質問させていただきます。アスベスト廃棄物処理の実態調査をされているのかどうなのか、されているのであれば、どのような調査結果であったのか、この二点についてお尋ねします。

○由田政府参考人 お答えさせていただきます。環境省におきましては、昨年七月に都道府県及び政令市に対しまして、アスベスト廃棄物に関する重点的な立入検査などを行うことによりまして、処理の実態の調査を行うように指示いたしました。昨年十月にその調査結果を取りまとめた公表をさせていただいたところであります。

これによりまして、飛散性アスベスト廃棄物につきましては、立入検査の結果、分別の不徹底など不適切な事例が、排出事業者で七百五十件のうち二十三件、処理業者で六百七十件のうち一件あることが明らかになりました。それから、アスベスト成形板などの非飛散性アスベスト廃棄物につきましては、立入検査の結果、分別の不徹底等不適切な事例が、排出事業者で二千六百四十一件のうち十四件、処理業者で五千九百九十七件のうち七十九件あることが判明いたしました。

これらの不適切な事例につきましては、都道府県等の指導によりまして既に改善されておりますが、環境省としましては、引き続き都道府県などに対しまして、適正処理の確保のための指導を行っていきたいというふうに考えております。

また、不法投棄事例に関しましては、非飛散性アスベスト廃棄物については現在のところ不法投棄の事例は承知していませんが、飛散性アスベスト廃棄物につきましては、昨年八月に京都府及び大阪府におきましてそれぞれ一件ずつ、それから、十一月には岡山県におきましてそれぞれ不法投棄事例が発生いたしております。これらにつきましては、いずれも既に自治体が撤去を行ったと承知いたしております。

○篠田委員 また、廃棄物処理業者は、もちろん商売でありますから、利益を確保するために少しでもコストのかからない方法で処分するのは、これは商売として明白であると考えております。この法案によりまして溶融処理をして無害化し埋め立てする処理に誘導するというふうな法案には書いてありますが、直接埋立処分よりも安いコストで処理できることが商売においては前提条件であると考えております。

そこで、質問させていただきます。直接埋め立てと溶融無害化処理、この二つについてのコストの比較はされているのか。また、溶融無害化処理への誘導策について具体的な方策をお聞かせください。

○由田政府参考人 お答えいたします。

埋立処分の費用につきましては、昨年四月時点では一トン当たり八千円程度であったものが、十月時点では、地域によっては二万円から三万五千円程度になっており、処分費用が高騰している様子がうかがえます。

無害化処理の費用につきましては、無害化の方式、施設の立地条件、それから施設の種類、処理能力、事業者の意向など、条件がさまざまに異なると考えられますことから、その数字について一概に言うことは困難でございます。しかし、アスベスト廃棄物の処分場への受け入れに関しまして、今後ともその意向がある事業者が少ないというところ、それからまた、最終処分場におきまして処分費用が高騰いたしましたので、従来に比べまして二、三倍となつておる状況も見られるようなことをかんがみますと、無害化処理に要するコストは最終処分に要するコストとそれほど大きな差異はない状況になるものというふうな想定をしております。

無害化処理への誘導策としては、まさにこの国の認定制度を御提案させていただいているものであります。本認定制度に基づきまして国が個々の施設と処理方法ごとに安全性を確認することによりまして、より迅速かつ安全な処理の実施を可能としようとするものであります。

さらに、環境省におきましては、アスベスト廃棄物の新たな無害化処理技術の開発につきまして、廃棄物処理等科学研究費補助金というのがございまして、この補助事業におきまして、公募により研究費の配分を行うことといたしております。

特に、無害化処理の認定につながり得る早期の実用化可能なすぐれた技術の開発を重点的に支援する方針といたしております。この事業を活用いたしまして、安価な無害化技術の開発を支援してまいりたい、このように考えております。

○篠田委員 私がこれから懸念をしておりますのが、年間百万トン以上と予想されるアスベスト廃棄物の処理方法の過程であります。

例えば、運送過程。せっかく対策を講じて処理をするに当たり、運送の過程でアスベストが飛び散つてさらなる被害の拡大につながるのではないかと懸念もしております。また、特定有害産業廃棄物となりアスベスト廃棄物の処理に困つた業者が不法投棄を行うのではないかと懸念もしております。産業廃棄物業界、その業界の中でも、これからの処理方法に解釈の違いなど多少の混乱が生じているというふうな話も聞いております。

これらについて、環境省、不法投棄防止に向けた具体策、何かありますか。お尋ねします。

○由田政府参考人 お答えいたします。

まず、廃棄物の運搬に当たりましては、廃棄物処理法に基づく処理基準によりまして飛散しないようにすること、運搬車などにつきましては飛散するおそれのないものであることをまず求めております。

これに加えて、飛散性アスベスト廃棄物につきましては、廃棄物処理法により特別管理産業廃棄物と定めまして、通常の廃棄物より厳しい規制をかけております。さらに、マニュアルにおきまして、飛散防止を徹底するため、耐水性の材料で二重にこん包すること、あるいは固化した上で運搬するというふうなことを求めています。

一方、非飛散性アスベスト廃棄物につきましては、昨年三月に技術指針を取りまとめまして、できるだけ破壊しないなどの飛散防止を徹底して運搬することなどを求めているところであります。さらに、これにつきましては、今後、廃棄物処理法に基づきます政省令の改正も行いまして、処理基準の強化をいたしたいというふうな考えております。

次に、不法投棄の対策であります。

これにつきましては、当面の対応としまして、アスベスト廃棄物の適正処理の確保のために、昨年七月二十八日に、環境省より都道府県に對しまして、アスベスト廃棄物の排出事業者と処理業者への重点的な立入検査などにより指導の強化、徹底を図るように通知をしたところであります。

また、アスベスト廃棄物の処理の透明性を確保いたしましたため、昨年八月二十二日に、環境省より都道府県に對しまして、排出事業者が委託契約を締結するとき、それから産業廃棄物のマニフェストを交付する際に非飛散性アスベスト廃棄物である旨を明記するということの通知をいたしましたところであります。これにつきましては、今後、廃棄物処理法に基づく政省令の改正によりまして措置もいたす予定としております。

今後、不法投棄を未然に防止するためにも、埋立処分のルートに加えまして、新たに無害化処理のルートを開拓しまして、処理のバリエーションを追加することが重要ではないか、このように考えております。

○篠田委員 時間となりましたので、最後、小池環境大臣に決意のほどをお聞かせいただきたいと思っております。

これは、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案、ぜひ、混乱を来さないために、環境省、総務省、国交省、緊密な連携が必要だと考えております。従来の、いつも批判されております縦割りということがないように、きちんと、主相である小池環境大臣に、その辺の意気込みをお聞かせい

ただしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○小池国務大臣 今回のこの法案を含めまして、これから起こるかもしれない、しかしまた起こらせてはいけない、その被害の拡大を防止するための各種制度の実効性を確保することとは極めて重要な、このように考えております。

その意味で、石綿が使用されている建築物などに関し、情報の整備と、そしてまた、その情報の共有化、関係各省庁間で情報を共有すること、そしてまた、この制度の内容については地方公共団体そして国民の皆様方にしっかりと知らせをするということなどは極めて重要だと思っております。

こうした点に十分に留意しながら厳格な運用に努めてまいりたい、このように考えております。

○篠田委員 ありがとうございます。

○木村委員長 次に、岡本充功君。

○岡本充功委員 民主党の岡本でございます。きょうは、環境委員会の私にとつても初めての質問でございますので、大臣、どうかいい御答弁をいただきますよう、よろしく申し上げます。

まずは、今回の石綿対策、アスベスト対策について、私のこれまで感じてきた所感を少し述べさせていただきます。

アスベストというのは、本当に古くから人間の生活の中で有効に活用されてきた物質だったのかもしれないけれども、健康被害との相関が明らかになったことも決して新しい話ではなかった歴史があります。そういった中で、多くの方が原因不明の病氣となり、そして大変苦しい呼吸困難の中で命を落とされていった、そして、これから先もそのリスクがある中で、今まさに政府が対策となるべき案を出してきた、そういった状況にあるわけでありまして。

そういった中で、この環境委員会には、第百六十三国会において石綿対策の総合的推進に関する法律案が民主党議員より提出をされておりますけれども、民主党も、この石綿対策にこれまで以上

に前国会含めて力を入れてきているのが実情であります。

そういった中で、私は、民主党の衆議院議員の中でもう数少ない医師免許を持つ一人となりましたこともありまして、今回は特に、健康被害をどのように認定していくのか、少し医学的な分野に偏ってしまいましたが、その点に特に主眼を置いて、仲間の議員と少し質問を分けて質問をしていきたいというふうに思っております。

まず初めに、皆様方に少し資料をお渡しさせていただいたんですが、皆様方も、ちょっとカラーになつて見にくい、字がちょっと読みにくいところがありまして恐縮でございますけれども、なぜこの資料を出したか。

こちらは、上のレントゲン写真、そして右が、Bと書いてあるCTの写真ですけれども、これがいわゆる肺繊維症、アスペストを起因とする肺繊維症になられた方のレントゲン写真です。黒い部分が空気の吸えるところ、そして白い部分が繊維化した肺です。このように、空気の吸える肺がどんどん少なくなってくる。同じ二〇〇の酸素のあるこの地球上にいても、この患者さんにとっては極めて苦しい呼吸環境に置かれるわけです。

この左下はちょっと所見が違ふ方なので、Cはちょっと残しておいて、Dですけれども、これがいわゆる石綿小体と言われる、石綿が肺に突き刺さっている顕微鏡の写真です。先が丸くなっておりますけれども、この細長い物質を含めて、何マイクrometerという、例えば、ここに直径三マイクrometer、長さが二十から百マイクrometerの石綿小体が写っているというふうに書いてありますけれども、非常に細かな石綿がこのように肺に突き刺さることで、ここから、これが原因となつて肺繊維症になつてみたり、胸膜と言われる肺を包む膜に、肥厚といつて、だんだん分厚くなつてくる、こういうことを契機に悪性中皮腫という病気が起こつたりしてくるわけなんです。

いろいろな病気がありますけれども、今お話をさせていたのとおり、こういった呼吸困難を

伴う病気というのは極めてその経過においても苦しい経過をたどりますし、こういった皆さん方を救つていく必要性は高いということで、政府が出された方針ということについては、私も大変、ああ、大きな網をかけるんだとある意味感心をした部分がありました。いわゆるすき間なく救済するということ一文であります。

これは正直申し上げまして、かなり私は難しい。もちろん、政府としてそれを打ち出されたわけですから、その方針にきちっと沿つたぐあいの法律案になつていて、もしくは法律の運用をされたと信じておりますけれども、このすき間なく救済をしていく、こういう方針のもと、まず、悪性中皮腫においてはどのように診断をし、悪性中皮腫の人はほぼこの新法の対象になるというふうに聞いておりますけれども、悪性中皮腫だというふうにどのよう認定するのか。医師としての立場で言わせていただくと、非常に診断が難しいんです。どのように診断をつけていけるのか、その確定診断をすき間なくしていく方法についてお答えをいただきたいと思ひます。

○滝澤政府参考人 中皮腫等の関連疾患の判定の問題でございますが、現在、環境省と厚生労働省が共同で専門家の検討会を開催しております。石綿による健康被害に関する医学的診断について、目下、検討を最終的に進めている段階でございます。

この検討会におけますこれまでの検討におきましては、中皮腫については、中皮腫との確定診断が行われた方については原則として救済の対象としようではないかという議論が行われているところでございます。

どういふふうな確定診断をするのかという若干技術的な御指摘もございましたが、岡山労災病院の岸本先生等々、専門家がメンバーに入っておりますけれども、やはり、胸腔鏡下による生検というふうなことも一つの手段であるというふうな伺つておりますが、さまざまな形で、いわゆる臨床診断という形で行われた診断もございましょう

し、それは、それぞれのケースに応じて、その医学的な立証の状況を見きわめていくということになります。

繰り返しになりますが、中皮腫については、そのように確定診断がなされた場合については原則すべて救済していこうというふうな考えております。

また、肺がんにつきましては、これはさまざまな原因で肺がんが起るというふうに言われておりますので、認定に当たりましては、石綿を原因とするものであることを何らかの形で医学的に確認する必要があるまいります。

その何らかの形というのは、目下、一月十一日、一月二十四日と検討会をかなり集中的に開いておりますが、かなり具体的な、エックス線所見あるいはCT所見、先生御承知のとおり、それ以外に欧米の基準がありまして、肺の組織をとつてきて、その中に石綿小体等がどのくらい含まれているかというようなベルギーの基準がございまして、けれども、そういう基準以外に、もっとルーチンで簡便な方法でこの肺がんは石綿由来だと言えないだろうかという議論を今詰めておりまして、相当具体的な基準化の議論が進んでおる状況でございます。

○岡本充委員 今、診断がなされた場合にはと言われましたけれども、私は、その診断をどのようにつけるかというふうに聞いているんですね。ちなみに、その次の私の資料なんですけれども、これは医学部の学生がよく使う勉強の資料、そしてまた、ほとんどの医学部の学生はこの資料を見ていると思ひますが、この資料。なおかつ、内科認定医といつて、もしくは内科専門医といふ、この専門医の試験を受けるときにもこれで医師が勉強をしている、その参考書でございまして、けれども、この「胸膜中皮腫」というところの下側、「病理」というところがあります。真ん中よりやや下です。ここに、「低分化型腺癌との鑑別がしにくい。」そして、その三行ほど下には、「確定診断は、胸膜生検による。しかし、超音波ガイド下の

胸膜生検での診断率は二〇から三〇%であるゆえ、胸腔鏡や開胸による診断が必要となる。」これも内科認定医の試験問題に一九九八年に出ておる。こういうふうになっていきます。

さらに、この先、胸水をとつてきたところでも、「ヒアルロン酸の検出、LDH高値」というふうになつていて、これも「常に陽性とは限らない。」これは一九九九年の内科認定医の試験の問題から抜粋してきています。

つまり、認定医の間、専門医の間でも診断が極めて難しいということが常識になりつつあるこの病気を、すき間なく救済をする、確定診断をつける、なかなか難しい。先ほどもお話ししました、呼吸苦のある人に胸腔鏡下の検査をする、開胸の検査をする。リスクが伴う中で、この検査をためらう向きもあるかもしれない、できないこともあるかもしれない、技術的に。そういった方は救済対象とならない可能性があるということ、まず中皮腫で私は懸念しているんです。

こういう方についての診断をどのようにして進めていくのか。もう一度、中皮腫に限つてで結構です。その次、肺がん、類縁疾患と続いて聞いていきますので、まずそれをお願いいたします。

○滝澤政府参考人 御指摘のように、確定診断ということとは、非常に、二〇%とか三〇%とか、あるいはさらに侵襲性の高い検査をしなければたどり着かないとか、それは御指摘ごもっともかと思ひます。

ただ、お一人お一人のいろいろなアナムネーゼ等々、居住歴、二十年、三十年、四十年という潜伏期間もございまして、そういったものと、それから、臨床的ないろいろな経過、さまざまな諸データ、そういったことを臨床現場においてこのアスペスト、中皮腫の専門家がしかるべき診断した結果、確定診断、こういうことになるんだと思ひます。

おっしゃる通りに、一つ一つ、このケースはどうだ、中皮腫が極めて疑われたけれども、なかなか確定診断に至らなかったケースはどうだ、それ

は、今回いろいろ御提案しております機構での審査、あるいはさらに中環審での最終的な審査、そういう形で審査を経て最終的に認定されてまいりますので、さまざまな総合的な判断が下されるのではないかとこのように考えております。

○岡本(充)委員 ちよつと後から聞こうと思つていましたけれども、アスベスト由来の中皮腫の専門医による判断、こう言われましたけれども、その専門医は何人いるんですか。

○滝澤政府参考人 正直、人数までは掌握しておりませんが、厚生労働省、旧労働省関係のアスベストの関係のセンター、あるいは旧労災病院等、こういった分野の専門のネットワーク医療機関、あるいは専門医が、かかるべき人数がいるということとはわかつております。

ただ、そういった先生方も、我々だけでは到底全国的にいろいろな意味でカバーできないだろう、研修も大事だろう、あるいは地域的那种ういった医療機関の方にも勉強していただくというううな御意見も伺っているところでございます。

○岡本(充)委員 しかるべき人数だというのは極めてあいまいであつて、把握をしていないんです。私ははっきり言わせていただく。

それで、確認をしたい。しかるべき先生と言われるけれども、これはあいまいとしています。アナムネーゼ、問診で石綿由来であることが疑われる問診であり、居住歴として、もしくは職業歴として、少なくとも石綿と接する環境にある会社、例えば総務であれ人事であれ、そういう直接吹きつけ現場にいないでも、その会社にいたとか、間接的に疑われるそういう職業歴、そして居住歴があつた場合、医師が中皮腫を強く疑うというその根拠で、医師がですよ。専門の医師は数少ないから無理なんです、会えないんです。医師が、この方は中皮腫だということを強く疑うという旨のその添付文書があれば、今回のいわゆる新法の救済の対象になるというふうに理解してよろしいわけでしょうか。イエスかノーかで、時間がないのでお願いします。

○滝澤政府参考人 それは、臨床診断として中皮腫という診断が妥当であるかという判断は、我々としては加えるということになると思います。

○岡本(充)委員 臨床医が中皮腫だというふうな臨床診断をしたという場合、今のお話では、明らかに相違が認められなければ、アナムネーゼを含めて、居住歴を含めて、職業歴を含めて、問診の結果と検査の客観的な蓋然性を照らし合わせて、たとえアスベスト小体が、石綿小体が見つかなくても、確定診断に至らなくても、これは認めていただける、そのように理解してよろしいですか。

○滝澤政府参考人 臨床診断としての妥当性をチェックするというふうに申し上げました。

こういう場合は認めるか、こういう場合は認めないのかということについては、ちよつと私、この場ではお答えをしかねます。

○岡本(充)委員 それでは定義ができないじゃないですか。きちつとここで認めていただいて、どういう方が対象になるのか、どういう方が対象にならないのかということが決められなければ、この質問、私は続けられませんよ。それでは私は質問を続けられぬ。委員長、ちよつと答えてもらつてください。

○滝澤政府参考人 御質問の趣旨は、居住歴とか職業歴とか、そのアナムネーゼによつてかなり臨床経過として疑わしいけれども、病理診断等の確証がない、こういうケースも認めていただけますかというお話です。それを、今それだけの条件設定で、私がこの場で、はい、そのようなケースも対象になりますというふうにはお答えしづらい。

○岡本(充)委員 あと、では何があればいいですか。

○滝澤政府参考人 失礼しました、あと何が……(岡本(充)委員)あとどういう条件があれば認めていただけますか(と呼ぶ)

先ほど申し上げたように、病理組織であるとかそういうことを、より確かな医学的な……(岡本(充)委員)七割から八割ないんですよ、病理組

織と呼ぶ)

○木村委員長 委員長のまだ許可が。答弁終わりましたか。

○滝澤政府参考人 病理組織等の、いわゆる中皮腫というポジティブデータがそろつかどうかということかと思ひます。

○岡本(充)委員 今、お話、最初にしたじゃないですか。苦しい検査でこれ以上侵襲的な検査ができない人もいる、検査しても七割から八割は見つかからない、こういうふうにして書いてある。この人たちが救われないじゃないですか。その病理組織がにじきの御旗で、これがなければ全部だめという話ではないと、先ほど私は前向きな答弁をされたというふうなふうに思つたんですけれども、病理組織がなければ確定診断ができないということ、新法の救済の対象にならないというふうな言われわけですか。

○滝澤政府参考人 話がちよつと前後して恐縮ですが、先ほど検討会を開催しているというふうな申し上げました。一月二十四日、一月十一日、それから次回二月二日、ほぼ最終的な、検討会としての御議論をまとめていただくことになつていきます。

そうした中で、その中皮腫の診断ということについても、最終的に報告書という形で御専門の先生方にまとめていただくことになりまますので、その結果を踏まえて、さらに中環審への諮問、それからパブリックコメントに諮る、こういう手続を経て基準は決めていきますので、そうした中で、いろいろ意見について調整といひましようか、最終的な認定の考え方を定めていくということになると思ひます。

○岡本(充)委員 今、手順を私聞いているんじゃないです。こういう方は認めようとの新法の中で考えてみえるのか、政府としてのその考え方を聞いているわけですか。すき間なく埋めると言っているわけだ。

検査の結果、七割から八割は出ないかもしれない、そういう話もあるわけですか。こういう人たちが

をどうやって救うか。アナムネーゼと今の職業歴それから居住歴、こういった話は重要だと部長も言われたじゃないですか。この部分を尊重して認定をするかしないか、それだけでいいです。もう手順とか今後のスケジュールはいひです。

○滝澤政府参考人 しかるべき手順はいひというお話でございましたが、やはりしかるべき中環審等々の専門機関による認定基準をオーソライズしていただくということが大事でありますので、私の立場で、そこできようイエス、ノーを言う性質のものではないというふうな考えております。

○岡本(充)委員 それでは、この法案の対象者がどういふ方になるのかはつきりしないわけですよ。これでは審議のしようがないじゃないですか。大臣、ちよつと前向きに答弁ください。

○小池国務大臣 これは、この新法は、アスベストによる被害を受けた方々で、労災などのこれまでの基準に合わない方々をどうやって救うかというところで御議論いただいているわけでありまます。

今、中皮腫、なかなかわかりにくいという医学的な御発言だろつと思ひますけれども、先ほどから保健部長がお答えしているのは、そこに客観的などういふものを判断基準としていくのかということ、をただいま御議論いただいているところでありまして、その主な内容については先ほど保健部長からお答えをしたとおりでございます。

できるだけ多くの方々を、そしてまた、制度のすき間に落ちてしまわぬような形で、私どもは、できるだけ多くの方々を救つていきたい、救済をしていきたい、そういう方向性で考えているところでございますので、手順のことはもういいというお話でございますが、新法をきつちりと定めていくためにはやはり手順というものも必要でありましようし、その方向性ということでは、今私が申し上げたとおりでございます。

○岡本(充)委員 私、ほかの疾患についても聞こうと思つたんですけれども、この問題がちよつと長引いちゃつて時間をとられて、余り時間がない中で端的に聞きたいんです。

もちろん手順が必要なのはよくわかるんです。ただ、今、では、もし手順が必要であれば、どういう方が対象になるのかはつきりしてからこの法律を制定する、もしくはこの法律を提案されるということがあっても、どういう方を認定するかということがまだ明らかでない中で、だれが対象になるかが明らかでない中でこの救済法を考えていくというのは、逆に言えば、手順的に逆なんじゃないですか。

○滝澤政府参考人 ちよつと先生におしかりを受けるような言い方になるかと思いますが、中皮腫は今、学問的に言いますと、約八割ぐらいアスベスト由来だろうと言われております。そういう議論も踏まえまして、ただ、中皮腫と診断された人は、その八割とか二割が落ちるとか、そういうことじゃなくて、中皮腫と確定診断された人はすべて救済の対象にしていきましようということは、この検討会で既に一月十一日に結論的に御議論をいただいております。

だからそこは、中皮腫という確定診断ができるかできないかという技術的な御指摘はきようお受けいたしましたけれども、今後、いろいろな審議会等々の手続の中で議論をさらに深めたいと思っております。

○岡本(充)委員 答えになつていないと思うんですね。順番が逆なんじゃないですかという話をしているのと、一〇〇％中皮腫と診断された方は今回の救済法の対象になりますというのとは違うので、中皮腫とは何なのかということが決まっていないう中で中皮腫の人は全部救いますと言つたので、だれが中皮腫なんですかということなんです、私が言っているのは。

中皮腫が、どういう人が悪性中皮腫だという確定診断が非常に難しい中で、中皮腫だと認められればこの人は救いますよと言われても、だれが中皮腫なのかという定義がなかなかつけられない中で、この法律案はその定義づけが不確定になるんじゃないかということを指摘しているんです。時間がないので、次の質問に移ります。

同じく、肺がんも診断が極めて難しい、大変に難しいと思つています。この肺がんの診断についても、検討会という話が恐らく答弁で出るのがわかつておりますから、もう検討会で検討したい、だいたいするのはよくわかつています。

その中で、この肺がんをすき間なく埋めていくというけれども、例えばアスベストと喫煙の関係、相加効果なのか相乗効果なのか。肺がんが発症する方の悪い方の効果が相加効果なのか相乗効果なのか。いろいろ議論があつて相乗じゃないかという声が多いですけれども、しかし、では、ヘビースモーカーの人が少量の暴露で肺がんを発症した場合、この場合でも例えばアスベスト由来の肺がんだというふうに認定をすることがどうかを含めて、極めてこの問題も難しいと思ひます。

肺がんについても、すき間なく埋めるということであれば、どういう人が肺がんなのかということについて、同じ質問になります。きちつと定義ができてからその救済を議論していかなければならぬのではないのか。つまり、法律はできた、すき間なく救済します、だけれども、どういう人がアスベスト由来の肺がんなのかというその診断ができませんというのでは、この法律は意味をなさないわけなんです。

そういう意味で、どういう人がアスベスト由来の肺がんなのかということが定義できる、それをきちつとすき間なく定義できるんだという、これからの議論だと思ひます。その決意、できますよとはつきり言つてくだされい。

○滝澤政府参考人 肺がんは、年間六万人ほどかかつていふことを言われております。その石綿由来の肺がんであるということをどのよう

に認定していくかという議論を、御指摘のように今真つ最中で議論しているところでございます。これは先ほどきちつと言ひかけましたが、いろいろ欧米の基準、特にベルギーの基準なんかがございます。それは、おっしゃるようによ、わざわざ肺の組織をとつてこなきゃいけないとか、御本

人にいろいろな負担を強いる検査の基準でございます。

そういうことではなくて、もう少し、エックス線とかせめてCTぐらいで、きちつとこういう所見があれば石綿由来の肺がんと言つていいんだというところを、かなりこれは最終的な議論にたどり着いておりまして、そこは基準は明確化したいと思つております。

○岡本(充)委員 必要条件と十分条件という言葉がありますよね。すき間なく埋めるというのは必要十分か、もしくはもつと広い範囲をとらなきゃいけないようになってくるんですが、恐らくは、レントゲン所見で石綿由来だという所見を見られる方はそんなに、もちろん見えるのはわかる、ある一定はいる。その一方で、その所見すらなくて見つからない、たまたま見えないだけ、こういう人だつて中にはいるわけですね。この人たちを救うというのは非常に難しい。

私は、部長、責めているわけじゃなくて、今回すき間なくやるということは大変いいと思うのですが、そういうことを発案されて、政府としても大臣もおつしやられていふ中で、このすき間なくというのは極めて難しく、逆に言うと、石綿由来じゃない人までも拾うぐらいの覚悟がないと、すき間なくこぼれていく人を救済するというふうにはできないんだ、だからもつと投網を大きくかけなきゃいけないんだということを指摘しているんです。もう時間がないから答弁はいいです。

そして、さらに難しいのは亡くなられた方ですね。もう既にレントゲン所見もないような方、た

くさんみえます。レントゲンも破壊されている方、病院によつては何年保管している、十年や二十年保管しているという病院もあるかもしれませ

あろうとそれ以外の肺がんであろうと、腺がんか扁平上皮がんか、こういうところは議論の対象にならずに、小細胞がんか非小細胞がんかで分けて治療法を決めてきた、こういう過去の歴史がありますよね。そういう中で、過去の症例については、深くアスベスト由来かどうかまでは追求していかないと思う、臨床の現場で。

したがって、アスベスト由来だという確定診断まで至つておらずに、もしくは中皮腫、そういう認識すらない中で亡くなられていった皆様方がみえる、こういう人たちをどのようにして救済していくおつもりなのか、この辺についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○滝澤政府参考人 亡くなった方の取り扱いでございますけれども、中皮腫であつたことを医学的、客観的に確認できる、例えば死亡診断書でありますとかあるいはカルテでありますとか、そういうことになろうかと思ひますが、そういうものがあればこれは救済対象としていこうというふう

に考えております。

肺がんも同様に、カルテ等の一定の医学的な所見があればそれは審査をしていくということになると思ひますが、いわゆるパスストヒストリーだけではないことはなかなか難しいのではないかと考えております。

○岡本(充)委員 いや、死亡診断書に、肺がん(石綿による)とか、もしくはその起因、アスベストによるなんて書いてある死亡診断書、医系技官だといふふうに向つていますけれども、見られたことはあります。実際ないと思ひますよ、そういう人。そんな、死亡診断書に死亡原因、それが肺がんと書いてある、それで(アスベストによる)、こういうような死亡診断書というのは、特に過去において、私はほとんどないんじゃないかと思ひます。

したがって、これでは、今のお話のすき間なく埋めるということにはならなくて、ほとんどの人は逆にこぼれていくという話になりますよね。この点については、やはり過去のヒストリーを重視

しなければ仕方ないんじゃないですか、職業の従事歴、居住歴。それからまた、その人が例えば若年性で肺がんになる、普通はなかなかないような年齢で、普通はなかなかないと言ったら語弊があるけれども、例えば四十代で肺がんになっている、こういうような話があるときに、普通の肺がんとはその疫学的な意味合いが違ふんじゃないかという疑いを持つて一つのクワイテリアにまどめるなり、何らかのその人たちの救済策を考えていくなりするべきじゃないかというふうに思うんですが、答弁を求めたい。

○滝澤政府参考人 先ほどと若干繰り返しになりますが、確かに死亡診断書は、年間九百人とか千人亡くなるという疾患でございますので、二十数万人いる医師が遭遇するという意味では非常にまれな疾患であります。また、どのように結果的に書かれているか、いろいろなバリエーションがあるのかと思います。

ただ、カルテが保存されている場合には、診断書とはかなり違った情報が得られます。それから、もちろん、先生再三おっしゃっているように、パーストヒストリー等々のそういうヒストリーもあわせて、そういう書類、カルテ等の書類も含めての判断になると思います。だから、ただパーストヒストリーだけでは、中皮腫にしても肺がんにしてもなかなか難しいのではないかと思っております。

○岡本(充)委員 では、個別的な話をさせていただきまして、例えば、かつての職場が石綿、アスベストを取り扱う会社だった、この会社に勤めていた、そしてその期間も、そんな一カ月や二カ月ではなく、年単位で勤めていた、こういう方がみえて、その方がおよそ二十年から三十年後、例えば二十代で就職をして、二十年仕事をし、その後には違う職場に移るかもしれないが、二十年後ぐらいに肺がんになった。例えばたばこも吸わない、こういう人。疑わしいなと思うけれども、もう既に亡くなって二十年たっている。カルテはない、レントゲンはない、CTはない。二十年前た

からそんなに頻りにCTが撮れる施設、まあ、なかったとは言いませんけれども、十分な情報もない。こういった中で、この方は救われないわけですか。

○滝澤政府参考人 かなり職業歴とかそういうことがはつきりしていらいしやる方と、またそれがケースの方と、いろいろあるかと思えます。

本当に繰り返しで恐縮でございますけれども、中皮腫については、その亡くなった方の病気が中皮腫であるということが何らかの形で確認できる書類があれば、これはもう認めていくのではないかと、つまり、検査データとか何とかという当時のことは求めずに、それは認めていくのではないかと、さつき、ちょっと中皮腫と肺がんをまとめて言いましたので誤解を生じたかと思いますが、中皮腫はそのように考えております。

何らかの客観的な書類があれば、それは対象にしていっていいのではないかと考えております。

○岡本(充)委員 私は、肺がんだと聞いているんです。

○滝澤政府参考人 肺がんについては、先ほど申し上げました、繰り返しになって恐縮ですが、一定の医学的な所見というものを、他の原因が非常に多過ぎる疾患でございますので、当時のそういう所見があれば、それは判断材料にしていくということになります。アナムネーゼだけでは難しいのではないかと思っております。

○岡本(充)委員 そういう話になると、かなりの方が漏れるということをもう委員各位は認識をされると思いますけれども、今の肺がんの方、確かに救済するのは難しい、認定するのは難しいというのをはわかるけれども、もうカルテがない人、た

くさんみえるわけですね。アナムネーゼが、もしくはそこへ就職していたということだけはわかるけれどもという人はいっぱいいる。こういう人

この方針に私は外れてくるんじゃないかというふうに思っているわけです。

大臣、どうでしょう。もつと幅広く、検討会の意見を踏まえてですけども、過去の肺がんの方、もうカルテもない人、こういう人も救っていくような方向にしていきたいと思います。

○小池国務大臣 石綿を扱っている会社にお勤めになって肺がんで亡くなったということであるならば、むしろ労災ということが考えられるわけ

で、今やっておりますのは、その対象にはならない方々の問題をどうするかということでの新法を御提案させていただいているというのがまず一点でございます。

肺がんについては、先ほどからおっしゃっておりますように、また私どもの保健部長が申し上げているように、さまざまな要因があつて、そこ

をアスベストと結びつけて、そしてそれが証明できると、なかなか難しいということも、この点はお認めいただけるのではないかと思います。

今、一つ一つ、中皮腫はどうか、そしてまたびまん性かどうかといったような形で、その症状ごとにこの審議会の先生方に御検討いただいているところでもあります。その上で、また手続論がどう

のこうという話になるかもしれないけれども、それを、これもかなり猛烈なスピードでやっていたらいいと思うわけでございますけれども、ほかの例でいうと、ほかの病からすればかなりのスピードではないかというふうに思うわけ

のは、これは、これまでのことを考えますと、かなり大胆に進めているのではないかな、このように思っているところでございます。

認識の違いがあることは、申しわけございません。

○岡本(充)委員 いや、認識の違いと言われましてけれども、すき間なく救済しようという言葉

を聞けば、やはりすき間なく救済してもらえものだと思つてみる患者さんもしくは御遺族の方、たくさんみえる。今、労災の対象だと言われましてけれども、労災の対象だとしても、今回のこの新法が対象にしようと思つている範疇は労災という枠組みができてからだという話を聞いておりますけれども、実際には、これまでいろいろなところ

で話題にも上つていいると思ひますけれども、このアスベストと中皮腫並びに肺がんの関係が指摘をされ、そして皆さんが注目される中で、その認定をされてきた歴史はそう長いわけではないわけ

であります。

その昔は、よくわからないけれども、先ほどもお話したとおり、うちのおやじは胸の患いで死んでしまった、こういうような方もたくさんみえる。ただ、よく考えてみれば、うちのおやじは吹きつけ工場で働いていたな、労災という枠組みには入つていなかったな、こういう人もみえる。この人も救つていこうというのが今回の法の趣旨であるはずでありまして、私は、それは認識の違いということよりも、せつかく大臣が、そして政府

がかなり思い切つた方針を出されたなと思つた割には、最終的にしりすばみという形になることを大変恐れています。

時間がなくなりますので、ちょっとその他周辺のものについても伺いたいと思います。

石綿肺、良性の肺疾患も含めて、こちらの方に

いても今後検討会等で検討して、さらに補償の、救済の対象としていくのか。周辺住民に石綿肺

までの肺線維症はないという話をされている方も

みえますが、今後変わってくる、その認識は変わる

可能性もあります。したがって、検討会で検討を

していく、そしてまた、もしくは対象疾患についても毎年見直していく、そのぐらいの取り組みをされるということがあるかどうか、その点について端にお答えをいただきたいと思ひます。

○滝澤政府参考人 先ほど来申し上げております検討会で、石綿肺等の関連疾患の取り扱いについても専門技術的に議論をしています。それも含めて、三月いっぱいまでに最終的にまとめていくということになります。

○岡本(充)委員 しっかりと、ほかの疾患についても毎年見直すというぐらいの心意気が欲しいというふうにも思ひますけれども、これは今後、科学的な、医学的な知見も変わってくるかもしれない、また新しい疾患が石綿由来で出てくるかもしれない、そういった意味では、新法を、この精神を生かして、ほかの疾患にも広げていくというぐらいのおつもりがあるかということです。

○滝澤政府参考人 今までの議論からしますと、石綿肺、それから良性胸水等々の議論をしておりまますけれども、中皮腫とそれから肺がんについて、これははかるべき基準に合えば対象としていく、それ以外についてはなかなか、今回の当面の救済法の対象という意味では難しいのではないかと議論になっておりますが、最終的には三月いっぱいかけて議論したいと思ひています。

○岡本(充)委員 大分時間も押してきました。きょう、いろいろ伺おうと思ひましたが、また機会を改めて、中皮腫の専門医の数が少ないことはもう先ほど答弁いただいた。これを育てていかなきゃいけないという取り組みもお答えをいただきましたけれども、その決意をちよつとお聞かせいただきましたのと、それから、新薬でベメトレキセドという中皮腫の新薬、今後早期に使いたいという思ひを持ってみえる方がみえますが、今後の治験の行方、これについてお答えをいただきたいと思ひます。

○中野副大臣 岡本委員の御質問にお答えしたいと思ひますが、アスベストの関連疾患の専門医が少ないという現状をどう考えておるかということ

かと思ひますけれども、これについては、厚生労働省としては正確に今把握していないというのが現状でございますけれども、そういう中で、このアスベスト関連の疾患に関する診断技術とか治療方法等を医療関係者に広く普及していくということが重要じゃないかと考えておるわけでございまして、例えば、昨年の十一月から、アスベストの問題につきまして、診断、治療の中核となる医療機関として、二十二の労災病院にアスベスト疾患センターを設置いたしました。健康相談とか診断、治療、症例の収集を行うと一緒に、地域の医療機関または産業医等の関係者からの相談とか講習会、そういうものを具体的に今やっております。

そしてまた、国におきましても、十八年度において、やはり診断技術等を初めとした問題については広く普及するようにということで今予算をとっておりますので、そういう点については一生懸命頑張らして、今委員の御質問、御心配について、少しでもそれについて前進するように頑張りたいと思ひておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

○黒川政府参考人 御指摘の抗がん剤ベメトレキセド、欧米での販売名はアリムタと申しますけれども、これは悪性胸膜中皮腫の治療薬として欧米で承認されておりました、肺がんなどに使われている抗がん剤シスプラチンとの併用、これよく使われているものでございます。

本剤は、国内では未承認の医薬品でございますが、昨年一月の第一回承認薬使用問題検討会議、ここにおきまして、国内で治験を早急に開始することとされ、この決定を受けまして同年三月に治験が開始されまして、現在順調にその治験が進行していると聞いております。

このお薬につきましては、今後、薬事法上の承認申請がなされた際には、臨床試験成績などの提出データに基づき、有効性、安全性について迅速に審査してまいりたい、こう思っております。

○岡本(充)委員 もう時間が参りましたので、最後に私の残りのペーパー、最後の二枚ですけれども、ちようど下段から下のあたりに悪性中皮腫の文言があります。左上は、悪性中皮腫になられて亡くなられた方の肺の、亡くなられた後に切った像です。白っぽいところが悪性中皮腫に侵されていて、もう黒いところは本当にわずかしが残っていない。こんな肺になって、この方もかなり苦しめられたと思ひます。

こうやってこういう病気が起こるということを既にこの下に書いています。下から八行目、アスベスト鉱山で粉じん吸引により胸膜の悪性中皮腫の発生に気づいたのは、これは一九六〇年だ、こういう報告があったと。それで、次のページの、めくって上から三行目ですが、実験的にアスベスト粒子が胸膜に集まる性質を利用してラットの胸腔内に注入し、胸膜中皮腫をつくることのできるということが証明されたのが一九六二年です。

WHOは昭和四十七年以来指摘をしてきたという指摘もありますけれども、学術的にはもうこの時点でアスベストとの関係がはっきりしていた。その対策を怠ってきた現実を、なかなか政府としては認めづらいと思ひますけれども、私は、今回きちつと対策をとらなければ、また未来に禍根を残す。そして対策は、先手をとれば簡単ですけれども、こうやって後からカルテを探すとか、後からいろいろ診断基準を、何とかいいものを検討会で探すとか、大変御苦労をされるわけですね。

前向きな取り組みをしていかなきゃいけない、この意気込みを最後にお聞かせいただき、そして、これまでの政府の、一九六〇年以降の残念ながら対策をとれなかったことについての、できましたら反省の思ひを含めて大臣に最後お聞かせいただいて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○小池国務大臣 予防的アプローチをとってこなかったという御指摘はそのとおりであろうと思ひます。そしてまた、各種の、例えば昭和四十七年にILOそしてWHOの各専門家会合で発がん性が指摘されていたわけでございますけれども、そ

の当時を振り返ってみますと、我が国でも被害がまだ顕在化していない、科学的な知見も不足していたというような実情があったかと思ひます。こういった科学的知見の収集、環境モニタリングなど、私もずっと、環境省は何をやってきたかというので振り返って、何年に何を、そしてまた、こういう文献の調査であったり指摘があったことに對して大気環境調査なども行っている。そうすると、大きな影響はないというような結論が出る。そういったことを重ねている中で、大気汚染防止法などを改正もしたりしております。

いずれにしても、行政として、それぞれの時点で私は不作為があったというふうには考えておりませんけれども、しかしながら、今委員が御指摘のように、これをまた繰り返すということでは、まさに英知の積み重ねがないわけでございます。ましてや、発症してから一、二年しか生きる力がないという今回のこの中皮腫の問題などにつきましては、同時に、この問題については、繰り返さないことのために何をすべきかということをしつかり積み重ねていきたい、このように思っております。

○岡本(充)委員 終わります。

○木村委員長 次に、田島一成君。

○田島(一)委員 民主党の田島一成でございます。

きょうは、同僚議員と分担し合いながら、極めて中身の濃い、そしてまたポリシームのあるこのアスベスト関連法案について質問をさせていただきます。中、随分時間をちようだいし、私は、とりわけこの制度の基本的な性格、そして対象範囲、また給付の内容、水準等について、大臣以下、関係各位にお尋ねをしたいと思ひます。

先ほど、本会議でも、また冒頭の提案説明でも、何度も小池大臣の方はすき間のないという言葉をお使いになりました。説明文の中にも五つほど拝見をしたところであり、本場にすき間のない対応を求めているらっしゃる、それだけに、

スピードは大切ではありませんけれども、それ以上に本当にすき間がない対応ができていないのかどうか。被害に遭われた方、そしてまた遺族の方々が、きょうも傍聴席にお座りになってこの議論の行方を見守っていらつしやいます。そういう思いをしつかりと受けとめて質問に立たせていただきますが、大臣のおっしゃるすき間とは、そもそも何と何の間のことをとらえていらつしやるのか、前提としてお聞かせいただきたいと思ひます。

○小池国務大臣 例え、これまでの救済策といふことは、被災制度といふものがございまして。今回は、一般環境といふこともございまして、その被災の対象にはなりにくいといふか、なり得なかつた方々が存在するであろうということがまず第一点。

それから、これまで各省庁間の縦割り行政のすき間に入つてしまつて、これまでの対応が予防的アプローチといふことがおろそかにされてきたのではないかと反省に立つて、セクシヨナリズムといふようなすき間に陥ることなく、シームレスで対応をしていこうという観点でございまして。そしてまた、結果として、スピード感を持つて、今この石綿の被害に遭つておられる方々、それから、今後暴露から実際に発病というその段階にいらつしやるであろう方々、まだわかりませんが、そういった方々に対しての将来の救済措置を整えておくこと。

そしてまた、建築物などの取り壊しなどによつて、ここからまた新たにアスベストの飛散が起らないような形で行つて、対策を練つていく、その対策にもすき間がないこと。

こういったことなどを念頭に置いて、対案、この新法、そして一括法の案をつくらせていただきたいということでございます。

○田島(一)委員 労災補償制度と今回の新法とのすき間、そしてまた省庁間の連携といった、基本的な部分ですけれども、そのすき間、そしてまた、対策自体のすき間、このすき間を埋めるといふ観点で、今回、この法案を提出されたところ、今理解

をさせていただきまして。

果たして、本当にそのすき間が埋まつていないのか。私には、やはりすき間はすき間として、御認識いただいているようですけれども、埋まり切つていないという気がしてなりません。

そもそも、私も民主党政権は、昨年の特別国会で対策法案を提出させていただきました。どちらかといへば、総合的な推進という観点に立ち、ノンアスベスト社会を築くために、アスベストによる健康被害者に対する補償という観点で提出をさせていただいた法案でありました。

補償で行うべきか、救済として行うべきか、この基本の立ち位置が全く違つたと一蹴されてしまふかも知れませんが、私はやはり、国の責任がしっかりと問われる、それが今回のアスベストの問題であり、これまで全面禁止をしてこなかつたこと、そして、被害が世界各国でさまざま出ていたにもかかわらずそれを見逃してきた政府の責任をしつかりと踏まえた上で、やはり、今回のような急場しのぎではなく、総合的な推進法、推進対策を打ち出すことが一番求められているのではないかとこのふうに考えるわけであります。

その点について、お考えをお聞かせただけです。

○小池国務大臣 補償か救済かという観念の違いといふことでございまして、ただやはり、きょうの趣旨説明の中でも申し述べさせていただきましたが、石綿によります健康被害といふのが極めて長い潜伏期間、平均で四十年といふふうに言われております、こういった特性。そして、発がん性が指摘された昭和四十七年当時としては、その当時はまだ被害が顕在化していない、科学的知見も不足していた実情にあって、そういった中で、政府がこれまで、各時点での科学的知見に依りまして石綿の環境汚染問題には真摯に取り組んできたもの、このように考えております。行政としての不作為はない、そのため、国家賠償責任に基づく補償制度の創設ということについてはなじまないものと考えているところでござい

ます。

一方で、実際に病氣、中皮腫などのアスベストの被害をこうむつておられる方は現に存在しておられるわけでございまして。原因の特定が極めて困難であるといふこと、それから、重篤な健康被害にもかかわらず労災補償の対象者以外には現状では特別な救済手段がない、存在しないといふことから、この今回の制度でございまして、個別的な因果関係を明確にすることが困難といふこの石綿によります健康被害の特殊性にかんがみまして、民事上の責任とは切り離した上で、事業者、国、地方公共団体の全体が費用負担をシェアすることで被害者の迅速な救済を図ろう、このように考えた上での法案提出でございます。

○田島(一)委員 責任の所在をどこに置かなければ問題は解決しない。そう考えると、やはり私は救済ではなく、国がこれまで対策を打つてこなかつた、先延ばししてきたその責任をとつてしつかりと補償する、そういう観点でなければ、恐らく、何の罪もない、アスベストで被害に遭われた方々は報われない、そんな気がしてなりません。

恐らくこの議論だけやつていけばきょう一日あつても足りませんので、次に進ませていただきたいと思います。

私、今回のこの法案をすべからず拝見する中で、どうしても、昨年、被害者として被害者の遺族の方々と尼崎のあるホテルで会談をされた小池大臣の発言が頭から離れません。クローズで合会でしたから、その会議に参加されていた被害者の会の方の発言を引用させていただくと、別れ際に小池大臣は、がけから飛びおちますからねと云つてくれました、その言葉を信じたいというお話でありました。これは、おっしゃつたことは事実ですね。

○田島(一)委員 がけから飛びおちるつもりでやるという、その決意は変わらないですか。

○小池国務大臣 ですから、私はその言葉は使っておりません。

しかし、今環境大臣として、この大きな法案、そしてまた大きな流れをつくつていくということについての責任、そしてまた、これからの環境行政そのものもある意味で大きく変えてくる、そのきつかけとなるかもしれないこの法案、これについて取り組みをしていくという決意については変わっておりません。

がけから云々という言葉は、そのときいらした方が何か非常に氣に入つてくださったとおられます。ただ、ずっと大臣をやっていると、連続、毎日その決意でございまして。

○田島(一)委員 言つたか言わないかを別に問題にする気はありません。ただ、「飛び降りますからね」と力強く言われました。というふうには、古川さんという方が直接、御本人が書いていらつしやるこの文章を拝見したものですから。私も、大臣のその決意を実はすごく期待したいと思つていたところであります。

昨年も、話は全然変わりますが、外来種の指定のときに、ブラックバスの指定の問題が随分大きく話題になりました。私は、あれは一種の大臣の決意のあらわれかな、外来生物の被害を食い止めようという思いのあらわれだといふ意味で、おっしゃつていないと言われますけれども、がけから飛びおちた覚悟の決断であつたのだらうというふう

ですから、あの延長線で今回も、アスベストの被害に遭われた方、労災認定者としてでない方のすき間をきつちりと埋める、言いかえれば、労災認定者と同じだけの補償に値する救済を打つてくださるものと実は期待をしていました。しかし、残念ながら、労災認定者とそうでない今回の新法の救済とは、随分な差があると思ひます。先ほどもすき間としておっしゃいましたけれども、このすき間は実際に埋まつていないと思うわけであり

きょう、皆様のお手元に比較の表を配らせていただきました。上をごらんいただきたいと思ひます。上の表は、配偶者と子供一人、被扶養者二人、そして賞与を除く年収五百万円世帯の場合で、労災補償と今回の新制度による救済案、そして労災の時効事例の救済案を、それぞれ費用項目別で比較一覧表をつくってみました。

労災補償では、医療費、通院費、休業補償費、葬祭費、遺族一時金、遺族年金、そして就学等の援護費がそれぞれ記したとおり計上されています。

ところが、今回のこの新制度による救済案、法が施行する前にお亡くなりになられた方、これは右側にありますが、まだ生きていらつしやる方が右以外というところに書いてありますが、この労災補償との差を比較していただきたいと思ひます。果たして、これで本当にすき間がないと言えるのかどうか。

通院費をごらんください。労災補償では、原則実費全額補償されています。ところが、今回の新法による救済では、一円も上げられていません。休業補償の中に、療養手当として月額約十万円とあります。これが言つてみれば通院費にも充当するんだというお考えをお示しになるかもしれませんが、療養手当、休業補償として当てはめるならば、このような分け方になります。

葬祭料ももちろん、労災補償に比べればわずかな額。遺族一時金も、そして、遺族年金や就学等援護費については、一切救済の中身には盛り込まれていません。

どうして、このようなすき間があるながら、それでもこの労災補償とのすき間がないと大臣は言い切れるのでしょうか。お答えください。

○寺田政府参考人 既に委員御承知のことと思ひますけれども、本制度は、石綿被害の特殊性というものがみましまして、民事上の賠償責任に基づく補償制度ではございませんで、社会保障的な考え方に基づく、言つてみれば見舞金的性格の給付を行う制度として構築されておるものでございます。

ます。

したがつて、その給付内容というものは、いわゆる逸失利益とか積極的損害の額などを厳密に積み上げてそれをてん補する、そういうものではございませんで、医療費、入通院に係る諸経費、介護等に係る費用、葬祭料などの一部をてん補する要素を含む見舞金的なものでございます。

そうした性格でありますから、項目の設定あるいは額の算定に当たりましては、含まれている要素の損害額とか必要額を積み上げる、損害のすべてをてん補するということではなくて、救済の程度につきましては、我が国の法制度全体のバランスも参照しながら決定するということでございます。

○田島(一)委員 一つ一つ見ていきたいと思ひますね。

例えば、まず通院費であります。

今回、この通院費、私はこれは、なしというふうにご記させていただきましたけれども、この療養手当月額十万円というものの性格、これが休業補償として該当すべきなのか、それとも、通院費もこの中に含まれるというふうに解釈をされているのか、そのあたりをまず前提としてお聞かせただけです。

○寺田政府参考人 まず、お尋ねの中に休業補償というお言葉を承りましたけれども、休業補償というのは、まさしくこれは損失のてん補、損害の賠償でございますので、本法における救済の中にはそういった休業補償的なものはないというふうにご理解をちょうだいしたいと思つております。

その上で、たゞいま御質問の療養手当の内容といたしまして、ございませうけれども、先ほどの答弁を繰り返すようにございませうけれども、この制度の給付全体が見舞金的な性格というものを持っておりますので、個別の損害、あるいは個別の、例えば実費がどのくらいかかるか等々を勘案するものではなくて、一定の諸経費を定額化するということでございます。

療養手当につきましては、入通院に伴う諸経費

に該当する部分について、さらにこれに介護手当に該当する部分と申しましようか、関連する諸制度を参照いたしますと、例えば、医薬品の副作用被害救済制度による療養手当に含まれるような入通院の実費的な要素、さらに原子爆弾被害者援護制度における介護手当のような要素、それぞれに準拠をいたしまして、いわゆる入通院等の諸経費プラス介護等に要する費用の一部を勘案して支給するというところでございます。

○田島(一)委員 そういう話を持ち出すために、どうしても救済にしておかなければならないんだというのが前提にあるわけですね。

要は、実費を勘案するものではないとおつしやつたんですけれども、なぜ勘案しやいけないうんですか。必要経費としてかかつてきているもの、しかも、それも被害に遭われた方によつては個人差も随分ある。それが極端な例としては通院費です。

昨年の十月十六日、尾辻厚生労働大臣が被害者の方々と面談をされた中で、労災の適用の場合でも非常に交通費がかかるというふうなことから、十月三十一日付で交通費の支給エリアを拡大されました。非常にスピーディーな対応で、私はさすがだなどというふうの評価をしたところなんですけれども、実際にかかるものはかかるんですね。

しかしながら、今回のこの中皮腫の、またアスベストの診断をはつきりとしていた、近くには、近隣などには医師がいない、難しいという現状のお話もいただいております。ですからこそ、この交通費、通院費には随分個人差があるんだ、それならば、先ほどの療養手当月額十万円というものが、その現状に照らし合わせた中で、それ以上かかる人についてはもう少し面倒を見てあげよう、救済してあげようとするのが本当のすき間を埋めることになるんじゃないかと私は考えるんですけれども、違いますでしょうか。

○寺田政府参考人 再三同様の答弁を繰り返して恐縮でございますけれども、本制度につきましても、損害賠償的な制度として、実際にかかった金額が幾らであったか、実際に生じた損害が幾らであったかというものを積み上げるものではないということをお示し申し上げました。

その上で、本制度におきましては、我が国におきましますさまざまな救済制度とのバランスも一定とをとりながら、定型化した給付をするという政策手法をとっているというところでございます。

○田島(一)委員 冷たい対応だなというのをしみじみ感じるんですね。今、本場に、被害に遭われた方々にマイクを向けたら、多分、私の思い以上のことを皆さん発言されると思ひますよ。本場にそんなのでいいんでしょうか。

今、例えば、もう公共交通機関に乗って病院の診察などできないという方々もいらつしやいます。自動車で移動して、高速道路を使つて一回往復すると一万幾らかかる、そんな方々もたくさんいらつしやいますよ。せつかく御用意をいただいている、例えば療養手当としての月十万円も交通費で全部飛んでしまふ、そんな方もいらつしやいます。

何の責任もない、罪もない、そんな被害者、本場に救済しようという思いがあるならば、せめて、せめて実費の交通費、通院費を面倒見ることが、私は、血の通う人間として、救済する側の配慮ではないかというふうにおもひますが、何度聞いても同じ答えしかされないおつもりでしょうか。

○寺田政府参考人 健康被害者の皆様が大変困難な状況に直面されていることは、政府としても認識しているところでございます。

本法の第一条に、石綿被害の特殊性、つまり、何ゆえにこの救済制度をつくるのかという理由が記されております。石綿被害の特殊性、三から四十年の潜伏期間とともに、多くの被害者が重篤な病気に直面して苦しんでいらつしやる、そして非常に予後も悪い、そのような悲惨な状況にあるということが、まさしくこの本法の提案の理由でございます。

ただし、長い潜伏期間ゆえに、個別の因果関係を明らかにして、損害賠償的な補償制度としてこ

ス、それから存在はしていてもその関係資料がほとんどなくなっている場合、そういう場合では民事訴訟は事実上不可能でもあり、患者は実際、この新制度における給付約三百万円、遺族一時金の二百八十万円と葬祭料二十万円を合わせた三百万円で泣き寝入りをしなければならぬ、そんなことが数字としてあらわれています。

すき間という話にもう一度戻ると、クボタやニチアスのようにまだ企業として経営を続けている大企業と、そして先ほども話がありました中

小零細企業や既に企業としても廃業しているケース、この原因においてもすぎ間があるわけであり。クボタであるならば、ニチアスも含め、今回二百万円という見舞金の支給が決定をされました。しかし、その見舞金すら支払われない原因を排出した企業等も考えられます。こういった企業間のすぎ間ということはどのように考えていけばよいのか、お答えいただけませんか。

○寺田政府参考人 お答え申し上げます。

労災並みの給付を求めるという被害者の方々のお気持ちというのは、理解できるところでございます。被害者の方としては、当然の御要望であるかもしれません。しかしながら、現実には、労災という事業主の労働災害への賠償義務という労働基準法において確立された補償体系の対象者以外には、現在のところ、労災対象以外は何らの救済も受けられない、こういう状況に現時点ではあるわけでございます。

そうした状況を踏まえまして、政府といたしましては、労災のごとき損害賠償的の制度の設計は無理でございますので、何とか今の状況を打開するというところで、救済措置というフレームで迅速かつあまねく被害者を救済するというところで、今回御提案を申し上げているものでございますので、何とぞその点、御理解を賜りたいと考えます。

○田島（二）委員 済みません、随分食い下がるように申しわけないんですけども、お願いされても、やはり納得できないところがいっぱいあるんです。

例えば、一番最後に挙げました就学等の援助費、今回この就学援助については、新法での救済では一体何に当たるのか、お答えいただけませんか。

○寺田政府参考人 現在、私どもの提案させていただいてます制度において、これに該当する給付は予定しておりません。

○田島（二）委員 去年十二月の神戸新聞、十二月十六日でしたか、神戸新聞をこらんになられた方

がいらっしゃるかもしれません。高校三年生の妹さんが、それこそアスベスト被害で亡くなられた親のかわりに高校を中退して働き始めたという報道の記事を読んだことがあります。アスベストの被害を受けて親を亡くし、そして学業を途中で断念して働きに出なければならぬ、そんな事実は、補償ではなく救済であつたとしても、私は打つべき手として有効な方策ではないのかというふうに思います。

なぜそれが行われないのでしょうか。見る必要がないのでしょうか。救済としてこの就学援助という視点をとらえること、制度設計に加えることは、なぜ除外をされたのでしょうか、お答えいただけますか。

○寺田政府参考人 お答え申し上げます。

本法の給付内容につきましては、まず基本的に、安んじて御本人が医療を受けていただくというところを基本にし、考えているところでございます。

その上で、我が国におきましては、たゞいま御提案申し上げております救済制度以外にも、先ほど来いろいろと申し上げております、例えば医薬品の副作用であり、あるいは原爆の援護であり、あるいは犯罪被害者である等々、他の救済制度もあるわけでございます。やはり我が国の法体系の中で救済制度を構築するというところである以上は、それらの制度とのバランス等も考えながら、現在の給付の内容並びにその水準を決定いたしましたと考えているところでございます。

○田島（二）委員 こういうアスベストという本人の自覚もない暴露によって、中皮腫、肺がんが亡くなられた御本人はもとより、遺族の皆さんにとつては、なぜという疑念が一番深いことであらうと思います。ましてや、そのことによって生計が成り立たず、学校をやめていかなければならぬ、進学を断念しなければならぬ、これは同情を禁じ得ません。

御本人の療養のための救済であるとおっしゃいますが、残された遺族にとつては、それこそ大きな

な問題としてこうした就学援助等の救済が一番望まれるのではないかと思うわけでありまして、何よりも、進学を断念したそのお子さん本人の将来までこのアスベストが及ぼしている影響として考えるならば、これは若い人たちの人生をも狂わせることになりまして。

何とか心情的に、例えば、法施行後の次回見直しの時期までに速やかな措置を講じるような手だてを義務づけるというようなことを盛り込むような検討はできないのか。その余地も全くないのでしょうか。いかがでしょうか。

○寺田政府参考人 お答え申し上げます。

まず、本法の基本的な性格でありますところの、石綿被害の特殊性にかんがみこれを救済という制度的フレームで実行する、被害者の救済を行うということそのものは、これは動かしがたいところであらうかと思っております。

その上で、この法律につきましては、五年以内に見直しをするということになっているわけでございます。細部の給付の水準その他運用の面などについて、全く今私どもの考えているままで未来永劫このとおりだということは当然それはない、さまざまな事情の変化に応じて、いろいろなところを見直していくという余地はあるものと考えております。

○田島（二）委員 見直す余地はあるというあいまいな答弁しか、今の段階ではできないかもしれない。しかし、実際に被害に遭われた方々の遺族、とりわけ幼い子供さんの進学が断たれるというところは、本当に、多分小池大臣も同じように同情していただけることだというふうに思います。

何とかして、こういう部分で次の見直しまでに措置を講じるようなことは検討していただけないかどうか、お答えいただけませんか。

○小池国務大臣 今回の救済に関する法案の中に、附則第六条で、見直しという項目を設けさせていたいただきました。

多くの場合、法案を出させていたと、途中で修正などが入ってそういった見直し条項という

のを盛り込んだりいたしますけれども、今回のこの法案そのものは、まず新法でございます。全く新しい形でスタートいたします。それから、科学的知見などにつきましてまだまだ十分でない部分もございます。

その意味では、五年以内の見直しというのは、今後この新法、法律を施行していつて、さまざまな要素、新しい要素、ましてや、いろいろな予測から考えますと、これから中皮腫、アスベストの被害の方々というのは、発症される方々はこれからふえるのではないかとするような見直しもあるわけでございます。

そういった意味も含めまして、この五年以内のというのは、必ず五年後ということではなくて、そこは、私はむしろ臨機応変に見直しも図っていく必要があるのではないかと、このように考えているところでございます。

ですから、今お尋ねの療養、就学費であるとかそういった部分のこののみならず、全体像の中で、今後、必要な見直しは適宜行っていくということになるかと思えます。

○田島（二）委員 もう見直しのお話まで言及いただきましたけれども、なぜ今回五年というルールにお決めたのか。三年でもよかったのになと私は思うんです。場合によっては、毎年毎年状況も変わっていくわけですから、毎年毎年という話が起これども当然だろうというふうに思うんですけれども、なぜ五年という数字が出てきたのか。このあたりの背景がわからないんですけれども。

○寺田政府参考人 お答え申し上げます。

まず、五年というのは五年以内ということでございまして。先ほど大臣からも御答弁申し上げましたけれども、別に、それ以前に見直すべき新しい事実、状況が発生すれば、それを五年まで待つという意味ではないということでございます。

その上で、五年とした理由というお問い合わせでございますけれども、まず一つ申し上げられま

れなかったのかということに関しては、私ども
の行った目的が、昨年の年末でございました
が、そういうことでございましたので、認定基準
について勉強をしてきたということで御理解いた
だきたいと思ひます。

○田島(一)委員 認定基準も大事ですけども、
やはり私たちは、このFIV Aの重要なポイント
というのは、分け隔てなく同一の補償をしている
んだという実態だと思ふんですね。都合のいいと
ころだけは目を向けて、都合の悪いところは見な
いようにする、何かそんなふうに見取れて仕方
がないわけでありませう。

もちろん、今回のこのフランスの石綿被害者の
補償基金、問題点も確かにあります。すべてが右
へ倣えである必要はないかもしれませんが、でも、
何度も繰り返しておしやるすき間のない補償とい
う点では、一番見習うべきお手本、これがフラン
スのFIV Aだと私は思ふわけでありませうが、な
ぜそこにポイントを置かなかつたのか、それが疑
問であります。

何か、おっしゃっていることが、全然ポイント
がずれているからということで答弁を逃げられる
ようですね、もう一点申し上げませう。

このFIV Aというのは、国も実は事業主の一
団体として一定の財源負担を行っているというふ
うに聞いています。これは間違いがないか確認を
させていただきたいのですが、いかがでしょう
か。

○寺田政府参考人 御指摘のとおり、国も一定の
拠出をしている、事業主としての立場で負担をし
ているというふう聞いております。

○田島(一)委員 そういう実態も、参考にすべき
事例がやはりあるわけですよ。せっかくフランス
まで行つていらつしたのに、なぜそういうよう
なポイントが今回の新法に反映されてないのか
が私は疑問でなりません。そのあたり、どうお
考えですか。

○寺田政府参考人 まず、今回の調査につきまし
ては、先ほど来環境保健部長から御答弁申し上げ

ておりますように、まさに今回、すき間のない救
済ということで新しく制度をつくり、その中で認
定基準をつくる、その点につきましてフランスに
おける運営の実態、科学的知見を集めるというこ
とに主眼を置いたものだということでございま
す。

その上で、当然このフランスの事例というもの
も参考にはなりましようけれども、世界各国、そ
れぞれの制度があるわけでございまして、私ども
の知るところでは、このフランスの基金以外に、
例えば、アメリカにおいてもイギリスにおいても、
アスベストに着目したような特別な制度はな
いわけでございます。また、労災の制度もそれぞ
れ違つております。

当然のことながら、諸外国の事例というものを
参考にすることには必要でありましようけれど
も、これは我が国でつくる制度でございませう
が、我が国におきまます今までの救済制度という
のがどういふものであるのか、それとの均衡はど
うであるのか、我が国の法制度の実態、あるいは
我が国の損害賠償というものがどういふものであ
るのか、そういうことをまずは勘案していくとい
うのが自然な姿ではなからうかと思つておりま
す。

○田島(一)委員 都合のいいことは参考にする、
都合の悪いことは参考にしない、これが鉄則なの
かもしれません。行かれたという事実をとらえ
て、その中で、その先進事例として確認をさせ
ていただきましたが、その先進事例のいづれも今回
は参考にされなかつたというふうな素直にお答え
をいただいたら、私はそれでもう仕方がないのか
なという気もしております。

時間がないので、次、労災の時効事例について
お尋ねをさせていただきますと思ひます。

お手元にお配りしたその一覧表の一番右側、
労災時効事例の救済案というところをごらんいた
だくと、労災補償を受ける方とそうでない方、受
けられない労働者との違いが一目瞭然であるうか
というふうに思ひます。いわゆる五年時効の遺族

補償年金分を、言葉は悪いですが、値切つて給付
をするだけで、二年時効の休業補償給付、そして
療養補償給付などや就労等援護金は対象にはなつ
ておりませう。

尾辻前厚労大臣はこのすき間を御理解いただ
いていたというふうには私は認識していませんでし
ょう。でも、このように時効分の医療費、通院費、そし
て休業補償費が救済なし。そしてまた、葬祭料は
そうですが、就労等援護費もない。これをどのよ
うにとらえていらつしやるのか、お答えいただ
きたいと思ひます。

○森山政府参考人 お答え申し上げます。

石綿による疾患につきましては、先ほど来お話
しになつておりますけれども、潜伏期間が長い、あ
るいは石綿と疾患の関連性に医者もその本人も気
づかないままに、労災制度による補償の申請の機
会を逸して、時効によつてその権利を失つてい
る方がいらつしやるわけでございませうけれども、こ
れらの方々につきまして、時効制度そのものを否
定して救済等を行うことにつきましては、過去に
さかのぼつて健康保険等との給付の調整を行う必
要が生じること、あるいはまたレセプト等の証拠
書類が既に廃棄されているといったことを考えま
すと、非常に困難であるというふうなことを考へて
いるところでございませう。

このため、今般、時効制度自体を否定するの
ではなくて、現行の労災保険において何らの給付を
受けられない者、つまり遺族補償給付を受ける権
利が時効により消滅した者に限り新たな救済措置
を設けるという考え方でこの特別遺族給付金をつ
くつたものでございませう。

○田島(一)委員 労災給付は、若いときの暴露業
務従事当時の給与をもとに算出されるわけであり
ます。人によつては、労災給付というものが時効事
例に比べて逆転するケースが出てまいります。例
えば、一人親方の自営業者、この方でも、労災保
険に特別加入して掛金の額が低かつた場合に
も、逆転という同じような問題が生じてくるとい
うふうな思ひます。

このあたり、時効成立後、新たな救済制度によ
る特別遺族年金を受けた方が有利だといふよう
な、いわゆるてんびんにかけるを得ないような
状況が発生することが考えられるんでございませ
う。そういう問題が生じていることを考へていらつ
しやるのかどうか、お答えいただけますか。

○森山政府参考人 お答え申し上げます。

労災保険制度は、被災時の事業主のもとの賃
金で算定しておりますけれども、その額につきま
しては、現在の賃金との変動の幅等を考へまし
て、スライド制を適用して現在の賃金水準まで引
き上げていく制度、こういうものでございませう。

今申し上げました制度であるわけでございま
して、ただ、先生がおっしゃいました選択の余地で
ございませうけれども、これにつきましては、今回
の法律で、特別遺族給付金を受けることができる
遺族は、この法律の施行日の前日の五年前の日ま
でに死亡した労働者の遺族の方でございまして、
この施行日以降に労災保険制度上の遺族補償給付
を受ける権利が時効により消滅する方につきまし
てはこの対象となつていないところから、選択と
いうことはなないというふうな考へております。

○田島(一)委員 こうした矛盾とかが絶対出てこ
ないようにはやはりしていただきたいなというふう
に思ふんですね。

問題点はまだまだ、さらにあらうかというふう
に思ひます。例えば、労災年金の受給者でも、い
わゆる若いときに暴露したそれが基準になるわけ
ですから、お受け取りになられて年金額とい
うのも二百四十万円以下の方が随分いらつしや
うかというふうな思ふんですね。

しかし、残念ながら、この間お聞きすると、こ
の二百四十万円に満たない件数、その中で、中皮
腫、アスベスト肺がんにかかつて労災認定を受け
られた方の数字すらまだ把握していらつしやら
ないというふうな聞いています。本当を言へば、百
五十万円以下は何人ぐらいいらつしやるのか、百
五十万円以下は何人ぐらいいらつしやるのか、そ
ういふ数字がしつかり出てきて初めて問題点が明

らかにするんですけれども、残念ながら、厚労省の方ではその数字をつかんでいらつしやらない。これはやはり大きな問題だと思ふんですね。

今後、こういうような数字をきっちり把握するように努められるのかどうか。例えば、あと特別加入者の内数等についても本当は明らかにしたい。ただきいたんですけれども、お持ちじゃないということ。時間があれば本当にゆつくり聞きたいんですけれども、このあたりの数字もしつかりこれから用意するようにしていただけるかどうか、それだけお答えいただけますでしょうか。

○森山政府参考人 システムの問題等ございまして、今先生おっしゃったような金額別の支給件数等につきましてはなかなか把握をしていない状況でございますが、当然ながら、全体の保険給付の額、それから指定者数等、いろいろな関係の調査については、必要なものにつきましては、今後ともそういう調査をして把握していきたいというふうに考えているところでございます。

○田島(一)委員 最後に、給付手続と実施期間に關してお尋ねをしたいと思ひます。

今回、このようにアスベストで被害を受けた方々が申請をして、そして、それを今回の新法、そしてまた労災等で給付を受けるまでの期間、それぞれどれくらいというふうに想定されているのか、お示しをいただけますか。

○寺田政府参考人 まず新制度につきまして、申請から認定、さらには支給までの期間ということでございます。

何分新しい制度でございますし、認定の基準等もこれから決定をする、さらには諸様式等につきましてもこれから詰めていくということでございまして、残念ながら、今時点で期間についてどのくらいと申し上げられる状況にはございませんけれども、迅速な救済を一刻も早く図るという見地での法律も提案させていただいたわけでございまして、当然のことながら、この実行に当たっても、できる限り速やかな申請の処理、給付の支給をしなければならないことは当然だ

と思つております。

○森山政府参考人 労災での業務上疾病に係る遺族補償給付につきましては、現在、六カ月を標準期間としてやっておりますのでございまして、私もこれがどの程度かかるかということにつきまして今計算をしておりますけれども、この内容につきましても、その標準処理期間を参考に考えていきたいというふうに思つています。

○田島(一)委員 まだはっきりとした時間、期間がわからないというお話ですが、少なくとも、労災認定より時間がかかるということはないと思ふんですね。

その中で、医療費と療養手当の給付、これは確定診断以降までさかのぼって支給されるものだというふうに私は思つておりました。実際のところはどうかですか。

○寺田政府参考人 本制度は、指定疾病が石綿起因であることを認定された被害者に対して各種給付がなされるということでございます。よつて、認定される以前に行われた検査その他についてさかのぼつてその費用を給付することはしていません。つまり、具体的に申し上げますと、認定申請の時点までさかのぼるということを考えているということでございます。

○田島(一)委員 申請時からというお話ですが、私も、私はやはり確定診断以降、言い方をかえれば、体調がおかしいと病院に通つたところからスタートをするべきだというふうに思ふわけでありま

す。労災認定は、調査も含めると最低六カ月かかるというお話でありました。認定を却下されてから改めて例えば新法の申請となりますと、診断が確定してからにはかなりの月数がたつてしまうことになりま

思ふんですけれども、いかがでしょうか。

○寺田政府参考人 二点申し上げたいと思ひます。

まず第一点でございますけれども、我が国のこれに類する制度におきましては、私の知る限りにおいて、確定診断にさかのぼるという例は皆無でございまして、やはりその権利について申請をするという時点でさかのぼるという請求主義というものが我が国の通例であらうかと存じ上げております。

その上で、ただいまお話にありました、労災の方で労災の認定申請を受けられずに、その後この新制度に來る方についてかなりお気の毒な状況にあるのではないかと、こういう御指摘でございますけれども、別に我々の今考えております新制度というのは、労災制度と一緒に並行して申請をしていくというのを認めない、労災に行つた人はこちらの受け付けをためて、労災の結果が出るまでこちらに來ないでくださいというふうなことをするということ制度ではございませんから、そういった点もお考えおきいただければと思ひます。

○田島(一)委員 ということは、あわせて申請はできるけれども、では、この新法による救済というのと労災補償の併給というものは可能ですか。

○寺田政府参考人 本制度は、そもそも労災補償が受けられない方々を念頭に置いて設計されている制度でございますから、例えば、新制度において認定された方々がその後労災認定を受ければ、その時点で新制度からは離脱するということになるのが当然かと思ひます。

○田島(一)委員 新たな救済制度で適用された後に職業暴露が明らかになる、そういうケースも出てくるわけですね。先ほど冒頭で私が申し上げた問題点、療養期間の二十八カ月を超えた場合と、このケースも不利益がかなり出てまいります。こういうすき間の部分を本当に埋めていかないと、恐らく過去の、三十年前、四十年前の記憶をもとに業務に従事した経験があつたかどうかというのが本当に確認できないケースも間々あらうか

というふうに思ふんですね。そういったあいまいな状況の中で、きつと切りかえが本当にできるかどうかという不安があります。

例えば、片や労働基準監督署で申請をする、そして片方では保健所ですという二度手間もあるわけですから、本来ならば、労基署で全部受け付けをするぐらいの取り組みをされた方がわかりやすいのではないかと、このように思ふんですが、そういうような発想は今回はお持ちにならなかったのでしょうか。

○森山政府参考人 この救済の支給手続につきましては、これから環境省とも詰めてまいりたいと思つておりますけれども、本法案の策定に至つた経緯等も踏まえ、それからまた、そういう関係の連携の強化ということもございまして、そういうトラブルが発生することのないよう、できる限り利用者の利便性を高めることができるような方策について今後検討していきたいというふうに考えております。

○田島(一)委員 時間が参りましたので、終わります。ありがとうございました。

○木村委員長 次に、近藤昭二君。

○近藤(昭)委員 民主党の近藤昭一でございます。引き続き質問をさせていただきますと思ひます。

いろいろと質問を分担しておりますので、私の与えられた部分の質問と、また、この間、二時から始まりまして、審議の中で私が疑問に思つたことを質問させていただきたいと思ひます。

まず、この救済措置、救済法の枠組みの費用の負担の考え方、このことについてお聞きをしたいと思ひます。

企業あるいは自治体にも負担を求めるといふこととありますが、私はこの後いろいろと質問したいと思ひますが、この問題については国の無作為に大きな原因がある、そういうように思つてい

るわけであります。まず、今申し上げた枠組みの費用負担の考え方について、お答えをいただきたいと思ひます。

○寺田政府参考人 まず、この制度の費用負担の考え方ということでございます。

本制度は、本日再三再四、御指摘を受けて答弁させていただいておりますけれども、個別的な因果関係を明確にすることが非常にこの石綿の健康被害という問題については困難である、こういう石綿健康被害の特殊性というものを、これにかんがみまして、民事的な責任とは切り離して、事業者、国及び地方公共団体の全体の費用負担により被害者の迅速な救済を図ろうということが基本でございます。

その上で、この制度の創設に当たりましては、国は、制度の早急かつ安定的な立ち上げの観点等から、平成十七年度補正予算により、基金に拠出し、また基金創設時の事務費の全額を負担する、そして、地方公共団体は、基金創設の趣旨にかんがみまして、国が給付費用として基金に拠出する金額の四分の一に相当する金額を平成十八年度以降一定の期間で基金に拠出する、そして、事業者につきましては、平成十九年度以降の総費用から、事務費のうち国が負担する部分及び地方公共団体による拠出分を除いた額を拠出するという設計にしておるところでございます。

○近藤(昭)委員 基本的な考え方については後で質問をしたいんですが、現状の枠組みの中で、ちよつと確認をしたいんです。

そうすると、今後発生してくる費用にかんがみて分担をしようということですが、企業に求める場合、およそアスベストと関係がない企業、あるいは、先ほどからお話が出ていたみたいに、これは非常に長い潜伏期間があるということでありまして、そうすると、今発生している大変多くの皆さんの苦しみ、これは随分と前に因果関係があるということでありまして、その拠出部分については、全くアスベストと関係ない、あるいは、最近できた企業、これからできてくる企業にも分担を求める意向であるのかどうか、確認をしたいと思ひます。

○寺田政府参考人 まず、事業主、企業に負担を

求める基本的な考え方でございますけれども、若干長くなるかもしれませんが、まずそもそもの考え方として石綿健康被害の特殊性、三十年から四十年に及ぶ潜伏期間、しかもその後発症すると、中皮腫と肺がんではないかという、非常に月で半数の方がお亡くなりになるという、非常に予後が悪い、しかも重篤な疾病である。そうやってお苦しみになされている方が一方にいて、その原因がアスベストである。そのアスベストというものは、長い潜伏期間ゆえに個々の原因者は特定できませんけれども、それは、一千万トンに及ぶ輸入量がございます、我が国の産業社会、高度成長を支えてきた、そういうような現実があるわけでございます。

そういうことを踏まえまして、今お苦しみになられている方々の御負担というものを、やはりアスベストによつて一定の利益を受けた集団に部分的にせよ負担していただく、こういうふうに考えているということでございます。

アスベストによる利益というのはどういうことかということでございますけれども、御存じのとおりアスベストは社会全体に非常に広く使われております。ありとあらゆる建築物の天井や外壁、自動車のブレーキライニング、発電所のパッキン、水道管等々、数え上げれば切りがないということでございます。産業基盤となる施設設備、機械等に幅広く利用されてきたということでございます。

このため、もちろん直接、間接ということはあるまいけれども、およそ事業活動を営むすべての者が、石綿を利用した建築物を事務所とし、石綿を含有するパッキンを使用した発電所で発電された電気を利用し、石綿を含有するセメント水道管を通じて届いた水を利用するというようなことで、社会全体、産業全体に石綿の使用による経済的利得というのが及んでいるんだらう、こういうことを考えて、このようなスキームにしたものでございます。

○近藤(昭)委員 考え方はよくわかりました。で

すから、ちよつとお答えいただきたいんです。この法律のできる前に、例えばことし一月にできた企業がこれから負担するのかどうか。

○寺田政府参考人 御負担をいただくことになり

ます。

○近藤(昭)委員 だから、その考え方をよく教え

てください。

非常に幅広くアスベストがいろいろなところで、日本の社会に、産業といましようか、恩恵を与えてきた。でも、これからというか、先ほどもお話を聞いていましたら、一九六〇年代ぐらいから非常に危険性が言われている。日本も、これはちよつとまた細かくなるとあれですから大ざっぱに言えば、先ほど、一九七〇年代から規制も始めてきたんだ、こういうお話をされたわけですね。全面禁止もするんだらうと思うんです。禁止をして、それからできた企業がどうして恩恵を受けるのか、よくわからないんですが。

○寺田政府参考人 まず、基本的なところを一点

申し上げますと、この制度は、先ほど来、損害賠償的な制度ではないということとを再三再四申し上げておりますけれども、この負担につきましても、厳密な意味での原因者負担ということで構成しているものではないということでございます。

先ほど申し上げましたとおり、我が国の産業社会全体がアスベストというものの利益を享受しておる、こういうことから、社会全体で今お苦しみになっている方々の御負担を分かち合おう、こういう趣旨であるということでございます。

さらにつけ加えますと、石綿による便益とい

害が起きてきたんだから、これからつくる企業であらうとも、設立する企業であらうとも、そういうものは御負担をいたさなければならぬ、こういうことではないでしょうか。

○寺田政府参考人 基本的には、石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、社会全体で、先ほど申し上げましたように、現在お苦しみになっている方々の負担を分かち合おう、こういう趣旨でございます。

○近藤(昭)委員 そうすると、企業からすると、一生懸命企業活動をしていく、それは、一つ一つの企業がどれぐらい負担金を負担していくのか、先ほどちよつと御答弁もありましたので、会社の規模、給料を払っている規模で決まるんだ、こういうことらしいですけれども、例えば大ざっぱな考え方として、社会でみんな痛みを分かち合っている、こういうことで理解をしていますが、企業の考え方からすると、新しくできる企業は、できればそういうことはなくしてほしいと。

そうすると、国の責任というのか、いろいろなところにおいて恩恵があるけれども、その恩恵を与えたはずの物質が、社会に、今本場に多くの方が苦しんでおられる、そういう結果をもたらしたわけじゃないですか。だから、それを、そういうふうにならないように国はやらなくちゃいけない。ところが、この間、ちよつともう一度、さつきおさらいはされましたけれども、どういふふうにあスベストを規制してきたのか。いろいろと法律のことを、一九七〇年代から始めたとおっしゃいましたけれども、これは実質的に、例えばアスベスト禁止といったって、実は十種類ぐらいしか禁止していなかったりとか、全面的にちゃんと禁止していないんじゃないですか。

○寺田政府参考人 まず、本日の政府全体のこの問題についての見解につきましては、当時の科学的知見に依りて、関係省庁がそれぞれ必要な対応をとってきた。そこで、確かに過去において関係省庁間の連携が必ずしも十分でない等々反省すべき点はあったけれども、不作為による違法という

ことまでではないと政府としては総括しているということは、再三申し上げたところでございます。

その上で、環境省について申し上げますと、昭和四十七年にILO、WHOが発がん性というものを公式に認めて以来、文献調査を行い、また、測定を行い、知見の収集に努め、その結果として大気汚染防止法の改正に至ったということでございまして、その間、無為に、手をこまねいていたことではないというふうに理解をしております。

○近藤(昭)委員 いや、ですから、そういうふうによった、大気汚染防止法を改正してアスベストも対象にした、でも、これは適用したことがないんじゃないですか。

○寺田政府参考人 もちろん、大気汚染防止法改正時点では規制対象施設はあったわけでございまして、規制は適用されております。

○近藤(昭)委員 いや、だから、適用したというのは、法律ができたんだから、適用したという法律があったわけですが、そういうアスベストを対象にしていって、規制はしたけれども、例えば、実質的に、あなたのところはおかしいですよとか、そういうことはしたんですかということですよ。

○寺田政府参考人 済みません、たいたい手元に詳細な資料がないわけでございますけれども、当然、法律というものを施行したわけでございまして、事業者に対する指導監督ないし検査等々は行われていたというふうに確信しております。

○近藤(昭)委員 いや、確信してもらっても困るわけですか。

規制というものは、先ほどもちよつと寺田審議官の答弁を聞いておりましたら、一九七〇年代から我々も危険性を認識してやってきたんだ、ただ、これは一九七〇年以前はまだなかなか十分に規制されていなかったんだ、ところが、潜伏期間が長いので、残念ながら、規制は始めたけれども今なおそういう患者の方が発生しているんだ、こういうふうに聞こえたんです。

でも、今、大気汚染防止法は一九八九年に規制をした、だから実質的にちゃんとそういうアスベストが大気中に出ないようになっていなきやいけないわけで、そういうことはどうだったんですかということをお答えいただければいいと思います。

○寺田政府参考人 大気汚染防止法の改正により規制対象となりました特定粉じん発生施設、これの届け出のあった工場、事業場数でございまして、これも、工場、事業場数で、これまでの累計で三百九十八に及んでおるとございまして、これらは規制対象施設でございまして、こういう数値を把握し、それらの施設において指導し、必要に応じて地方公共団体が周辺の測定をし、当然規制基準は守られていたというふうに思っております。

○近藤(昭)委員 いや、だから、思っていますよ。じゃなくて、やっていたんですかということですよ。

○寺田政府参考人 もちろん実行しております。

○近藤(昭)委員 いや、それは例えばどういうふうに行うに実行されたんでしょうか。先ほどの話で、そういう粉じんの規制の対象は数をおっしゃって、そこが特定されたからやっているんだというのは、例えばどういうふうにして測定をして、違反をしている場合、どうだったのか。

あるいは、本当はその施設だけじゃなくて、どういうふうな当時は認識されていたのかと心配するわけですね。住民の人にも物すごく被害が出ている、患者の方が出ているわけですから、工場だけじゃなくて、その工場から出ているアスベストが大気中に行く。多分、大気汚染防止法というのはそういうものだと思うんですけども。

それは、工場は幾つか指定されました、発生源がそうでした、では、大気はどうでしたか。大気なんかはどういうふうなやつていたんですか。

○寺田政府参考人 大気汚染防止法の規制は、工場の敷地境界線での濃度の規制でございまして、どういうふうにしていたのか、こういうことで

ございまして、まず、規制対象施設になりますと、当該事業者が測定する義務がかります。したがって、当該事業者が必ずからその敷地境界線におけるアスベストの濃度というのを測定する。その測定結果については、随時、地方公共団体がチェックをするということになります。また一方で、地方公共団体は、当然のことながら、適宜、必要に応じて地方公共団体としても周辺の環境濃度を測定する、こういうことになってまいります。

○近藤(昭)委員 いや、だから、逆に言うと、当時は、余り作業というのか、その工場ではやつていたけれども、住民の皆さんが暮らしているそこではやつていなかったんじゃないですか。

○寺田政府参考人 た、たいま規制についての御質問で、その規制対象施設の敷地境界線ないし周辺の測定について申し上げましたけれども、別途、一般環境における環境濃度の測定というの環境省は実施してまいりました。

○近藤(昭)委員 そうすると、地域の大気について、先ほど適宜自治体というふうなおっしゃりをしました、適宜ではなくて実質的に、そういうかなり危険なというか発生をしている工場がある近くについては、広範囲でというのか、やつていらつしたということでしょうか。それとも、その発生源だけ大丈夫だから、発生源だけやつてきて、それがどういうふうに影響しているかは余りやつてこれなかったのかどうか。

○寺田政府参考人 これまでの環境省の環境測定について申し上げますと、実は、大気汚染防止法の改正に至るまでの間におきまして、かなり長期間にわたっていろいろなところの測定はしてあります。例えば、工場直近で、あるいはかつての石綿鉱山周辺というふうな、発生源でないかと思われるところの周辺近傍でやつたものもありまして、あるいは幹線道路の沿道、あるいは住宅密集地域、さらには、それとは離れた、いわゆる主たる汚染源が想定されていないような環境下でのパツ

クグラウンド濃度、そういったさまざまなところについて測定をしているところでございます。

○近藤(昭)委員 それは、アスベストをという意識ですか。

○寺田政府参考人 さようでございます。

○近藤(昭)委員 ただ、どうなんですか。測定をして、そうすると、環境省さんあるいは厚生労働省さん等々がやつてみえた、規制は始めますよということですが、そのときのアスベストは、濃度というのか、それはどういうふうな変遷をしてくるんでしょうか。

規制はしたけれども、十分な規制でなかったのではないかと、そういう指摘もありまして、今のお話を聞くと、大気汚染防止法も改正しました、やり始めましたということですが、やつたとしても、その規制値が緩ければ、意味がないのではないですか。

○寺田政府参考人 規制値につきましては、アスベスト濃度でございまして、一リットル当たり繊維で十本という規制値でございまして、これにつきましては、当時のWHOの環境保健クライテリアにおきまして、一般の土地環境下における濃度は、た、たいま申し上げました十本・パー・リットル以下であり、そこでのリスクは無視できるほどであろうというふうな知見に基づいて決定されたものでございます。

○近藤(昭)委員 一九八八年ですか、旧労働省も作業環境評価基準というのを設けていると思えますが、それはどういう規制でしたでしょうか、数値。

○森山政府参考人 お答え申し上げます。

平成十六年に作業環境の評価基準の改正を行いました、石綿の管理濃度を二本から〇・一五本に引き下げたものでございます。

○近藤(昭)委員 済みません。一・五本、二本から……(森山政府参考人「二本から〇・一五本に。十六年でございましてと呼ぶ」)

○木村委員長 では、もう一度しっかりと答弁していただいていいですか。

○近藤(昭)委員 はい。一九八八年時点で答えてください。

○森山政府参考人 手元に資料がないものでございますので、調べてすぐ御報告申し上げます。

○近藤(昭)委員 すぐ調べていたのだと思えますけれども、ちょっと質問通告をしていなかった部分で申しわけなかったんですが、

環境省は、先ほどのことで、工場敷地内については一リットルについて多分十本以下という規制にされたんだと思うんですね。当時、労働省は違う規制ではなかったか。

○森山政府参考人 失礼いたしました。

その当時、立方当たり二本ということで作業環境の基準を定めたものでございます。それを今回、先ほど申しました、十六年に二本を〇・一五本に下げたということでございます。

○近藤(昭)委員 そうですか。二本。一リットル当たり二本で間違いない……

○森山政府参考人 リットル当たりは二本でございまして、一立方センチメートル当たり二本というところでございます。

○近藤(昭)委員 リットル当たり二本ですよね。これは、随分と環境庁がやっていらつしやることと労働省がやっていらつしたことは違うと思うんですが、こういうような状況で十分に当時国は規制を始めていたと。二本と十本では随分違うんですけども、それぞれ御認識はいかがでしょうか。

○寺田政府参考人 まず、基本的に、石綿の健康影響に関する知見というのは、昭和四十七年当時からでございますけれども、環境省と当時の旧労働省におきまして、かなりの程度までシェアされていた、さまざまな検討会において情報も交換し、またその検討会の先生方というものもかなりの程度まで重複していた、こういう状況にあります。

その上で、十本と二十本、随分違うんじゃないか、こういうことではございますけれども、一般環境と労働環境での基準値というのは、これはむ

しろ違うのが当たり前というか、同じであることはまず通常ほとんどないわけでございます。

例えば、私どもは一般環境に着目してということとでございますけれども、そこには、当然のことながら、二十四時間、何らの防護もなく、病弱な方もいらつしやれば赤ちゃんもいらつしやる、そういう中での基準というものと、そうではなく、一般に限られた時間において、健康な方々が、しかも、労働環境の中でのさまざまな対策に守られてお仕事をされるというところでは、これは当然に異なるものというふうに考えているところでございます。

○近藤(昭)委員 その説明はわからないでもないんですが、敷地内と作業をしているところとは、でも、そうすると、作業をしているところの方が多分ずっとそこにいるんじゃないでしょうか。ちよつと私の理解、間違っていますでしょうか。工場敷地内というのは、多分敷地の中ですよね、そこの方が一リットル十本以下で、作業をしている環境評価が一リットル二十本以下というのは、どっちが厳しいんでしょうか。

○寺田政府参考人 ただいま、作業している環境の方がずっとそこいらつしやるのではないかと、こういう御指摘でございますけれども、私も環境省の一般環境についての考え方がすれば、それは一般環境における大気汚染というのはある程度の広さを持つて広がるわけでございますから、それは極端に言えば、職場であろうと学校であろうと御自宅であろうと通勤過程であろうと、常にそれに暴露されているという前提に立つわけでございますまして、二十四時間暴露ということに考えるわけでございます。

○近藤(昭)委員 でも、それはすぐわかりにくくて、いろいろなところで暴露する、ある人はある環境の中に長くいるかもしれないし、違う人は短くいるかもしれないので、本当はというところとあれですが、わかりやすいというか、あるべきは、より厳しくて一定であるべきではないんですか。それに、今申し上げたように、二十本の、環境

が違ふといったって、さつき申し上げたように、環境が違ふだけじゃなくて、状況とかその人のあれが違ふわけですから、一時間いる人もいれば五時間いる人もいるのであって、こういうふうな違ふのはわかりにくいんですけれども。

○寺田政府参考人 もちろん、極めて安全サイドに立つて物を考えるということであれば、非常に厳しい基準でありとあらゆる基準を統一するというようなお考えもあるかとは思います。

ただ、やはり、通常、規制というものにつきましては、冒頭申し上げたようなことで恐縮でございますけれども、労働環境と一般環境ではそれは違ふ、そして、労働環境においても、それは規制でございますから、一定の定型化をしなければならぬ、そういうふうな事情にあるのではないかと考えております。

○近藤(昭)委員 私は、やはりより厳しくあるべきだし、何で作業現場と敷地とあれと違ふんだ、それで規制になっていないと思います。そういう意味で、やはりそれぞれ連携が悪かったと思うんですね。

ちよつと違ふ聞き方をしますけれども、アスベストを完全に禁止したのはいつですか。

○森山政府参考人 クロシドライトそれからアモサイトにつきましては、平成七年に製造を禁止いたしました。

○近藤(昭)委員 製造が禁止をされて、使用が禁止になったのは。

○森山政府参考人 同じ平成七年でございます。

○近藤(昭)委員 それはすべてのアスベスト製品ですか。例えば、いろいろ建築材なんか、アスベストが五%以上とか何かそんな基準もあったと思うんですね。

いわゆる、アスベストの製造を禁止して、アスベストの使用を全面的に、すべての種類のアスベストの禁止をしたのはいつですか。

○森山政府参考人 お答え申し上げます。クロシドライトとアモサイトにつきましては平成七年でございます、クリソタイルにつきましては

ては平成十五年に政令を改正し、十六年から使用等を原則禁止したものでございます。

現在、十八年度中にできる限り速やかにこの法的措置、全面禁止についてやっているとございまして、先般、関係事業者団体に対しまして、禁止対象となるアスベスト製品の速やかな使用中止等を要請するなどしまして、実質的に全面禁止を措置したところでございます。

○近藤(昭)委員 そうですすね、まだ全面禁止はしていないんですね。これからの努力ということ、これからするということですか。

○森山政府参考人 先ほど申し上げましたように、十八年度中にできる限り速やかに法的措置をとりますし、現在、関係事業者団体に対しまして禁止対象となる速やかな使用中止等を要請するなどして、実質的には全面禁止の措置をしているところでございます。

○近藤(昭)委員 安倍官房長官も十八年度中にやりたいという答弁をされていたようですが、つまり十八年度中なわけであつて、先ほどから、アスベストの危険性は早くから認識をきたした、そのために大気汚染防止法も改正してきたよ、労働省も基準を設けてやってきたよということですが、そうやってきて、でも全面的には禁止してないということ、国に大きな責任があるんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○寺田政府参考人 お答え申し上げます。何点かに分けてお答えしなければならぬかと存じます。

まず第一点でございますが、本日何度も申し上げておりますとおり、今回の新法で着目しておりますアスベストによる健康被害、中皮腫及び肺がんというのは、三十年から四十年という暴露から発症に至る長い潜伏期間があるということでございますから、実は現在発症されている方々というのは、その平均値からいいますと相当以前、すなわち、例えば一九七〇年の前後ぐらいに暴露されたということになるわけでございます。今御指摘の、国が規制をやってきたけれども甘かったの

ではないか、あるいはなかなか規制が進まなかったのではないかと、御指摘の時点とは若干ずれるところがあるというのが一点でございます。

それから、もとより、国の責任というお話でございますけれども、先ほど大気汚染防止法について申し上げたけれども、行政機関として、当時は環境庁でございますけれども、文献を収集し、科学的知見につき検討会を設け、環境濃度も測定し、その濃度の測定の結果というものは当時の科学的知見に照らして安全だというレベルであったというような、さまざまな検証をしながらのことでございます。確かに、結果として現在被害者の方々がいらつしやるといことは事実でございますから、その結果において反省すべきところは反省する。

やはり、行政におきまして、例えば、現在はいわば常識のようになっております予防的アプローチというような物の考え方が徹底していなかったというようなことは反省しなければならぬと考えておりますけれども、それが直ちに公務員の不作為違法、賠償責任ということに結びつくものではないというふうにご考慮願うところでございます。

○近藤(昭)委員 その都度規制をしてきた、その都度安全を確認してきた、こういうことでありますと、それぞれのときにベストのことをやってきたんだから、やつと最近になってこんなに危険だということがわかった、だから、これまではその都度一生懸命やってきたんだから国の責任はない、こういうふうにし聞こえないんですが、そういうことですか。

○寺田政府参考人 お言葉を返すようで恐縮でございますけれども、私は、一般論としての国の責任がないと言っているわけではなくて、現に被害が生じている以上、また政府としても認めている関係行政機関の連絡の不十分さもあった、あるいは、その背景事情として、予防的アプローチとか、あるいは当時の環境庁にあった、大臣も申し

上げましたけれども、エンド・オブ・ザ・パイプ的な発想とか、そういったものは反省する必要があるものであって、そういったことに何らの責任もないと申し上げているわけではございません。

私は、公務員の不作為違法につながるような責任はなかったと考えているというふうに申し上げます。

〔委員長退席、岩永委員長代理着席〕

○近藤(昭)委員 では、例えば、その都度やらなかった無作為とか不作為の責任はないにしても、結果として、アスベストが飛散をして、これだけ多くの方が患者、そして命まで失われている。きょうの議論をずっと聞いていますと、因果関係がなかなか特定できないから、特定できないからおつしやっているんですが、でも、アスベストが原因だということは特定なさっているわけでしょう。アスベストの特徴として二十年、三十年、四十年と潜伏期間が長いんだ、だからアスベストが原因だということは特定なさっているということですよ。

○寺田政府参考人 アスベストが原因で起こった疾病の被害者を救済する制度をつくっているものでございます。

○近藤(昭)委員 そうですよ。だから、アスベストで疾病になられた方を救済するというところで、それで、私は、それぞれの時点でベストを尽くされたかもしれないけれども、残念ながらアスベストが原因で患者の方が発生しているんだから、なぜ国は結果責任をとらないんですか、こう聞いているわけですか。

○寺田政府参考人 お言葉を返すようでまことに恐縮でございますけれども、私は、責任がないと言っているわけではなくて、国家賠償責任につながるような公務員の不作為の違法行為はなかったと認識していると申しているわけでございます。国は別に責任を感じていないわけでもございませぬし、また、そういった国の視点としての責任の感じ方の一つとして今回このような石綿関係二法を提出するに至ったものと考えております。

○近藤(昭)委員 ですから、賠償と救済というのは多分物すごく大きな意味があるんだと思います。賠償は責任があるから賠償するんだ、そういう意味で賠償と救済にこだわりになるのはよくわかりますけれども、でも、結果としての責任はどうですかと言っているんです。アスベストが原因で患者の方がみえて、苦しんでおられて、亡くなっている。その間不作為だ。その時点でベストだったかもしれないけれども、アスベストが原因だということをおつしやっているんだしたら、なぜアスベストが原因で亡くなられた方、困つていらつしやる方に対して、同じように労災補償と救済、補償か救済かはどっちでもいいんです、やらないんですか。

だって、先ほど同僚の議員も聞きましたけれども、本人の、関係の方の気持ちでいうと、労災であろうか何であろうか、アスベストで何の罪もなく亡くなって、片や労災と救済では余りにも差があると思われませんか。

○寺田政府参考人 先ほど来同じような答弁を繰り返してまことに恐縮でございますけれども、確かに今御指摘のとおり、被害者の方から見れば、労災給付と差がある、同じような給付水準を求めるといのはごくごく自然なお考えだろうと思っております。

ただし、最前私に申し上げておりますように、国においても、さらに言えば、国は規制をした、国にあっては責任があるのではないかと御指摘ですけれども、当然、被害に対する責任論からいえば、実際には原因行為というものがあつたはずでございます。当然ながら、まずその原因行為を行った者というのが第一的な責任者かと思えますけれども、そういった原因行為を行った者という長い潜伏期間を考えると、例えば被害の予見可能性があつたかどうか、さらには、その長い潜伏期間の中で損害賠償論を構築できるほど特定の責任者が特定できるのか、具体的に明らかに

できるのかというと、それは実際問題として非常に無理である。

そういう中で、政府としては、労災という、これは事業者の労働災害への賠償義務という労働基本法上において確立されたスキームでございますので、これによらない方々が何らかの救済を受けていけない、こういう状況にかんがみまして、迅速かつあまねく救済をするということで、今回の救済スキームを提案しているところでございます。

○近藤(昭)委員 いや、ちよつと考え方が違ふのかどうかわかりませんが、原因者がいて、今の私の推量でいくと、企業が原因であつて、その企業が亡くなった、ただ当時は、そんなにアスベストは危険ではないということだったので、それは本来ならば企業が、第一原因の人がやるべきだけれども、どれだけ住んだか、どこに住んでいたか、どこで働かれたかよくわからない、だから、なかなか特定しにくいから、それは補償と救済では違ふんだとおつしやっているのかなと思うんです。

でも、先ほど話がありましたように、小池大臣は、すき間を埋めると言っている。労災に入らなかった人とそうでなかった人とのすき間を埋めると言っている。つまり、私なりのすき間という、労災の補償は受けられなかったけれども、新しい制度ができて労災に準じるような形になるんだ、つまり、そのすき間を埋めて渡れるんだということだと思ふんです。ところが、今聞いていると、新しい制度はできたかもしれないけれども、とてもすき間が埋まっているように思えないんです。だって、余りにも差が、いろいろな措置が違ふわけですから、とてもすき間が埋まっていると思えない。

それと、どうなんですか、中皮腫で亡くなった方の、過去のデータで、労災認定されている方の割合というのは物すごく少ないんじゃないですか。

○森山政府参考人 お答え申し上げます。

労災の認定件数は、平成十六年度末までで八百

五十六件でございまして、中皮腫で亡くなっておられる方と比べまして乖離があるという御指摘はあるところとございまして。(近藤昭)委員「何%ぐらいですかと呼ぶ」中皮腫の方が人口動態調査で大体千人程度、十六年度で九百五十三人でございすけれども、それで同時に、十六年度の私どもの中皮腫の方が百二十八人でございまして、千人と百二十八人という関係でございまして。

○岩永委員長代理 時間です。

○近藤(昭)委員 はい。そうすると、約千人で百二十八人、それでいくと一〇%そこそこのことです。

そうすると、中皮腫で亡くなられた方で労災認定を受けられる方は、残念ながら物すごく少ない割合で、そのほかの方をどういうふうに、認定が難しい、認定が難しいとおっしゃるわけけれども、多くの方が少なくとも労災補償では認定されないわけで、そういう意味でいうと、かなり多くの人が救済をされない、こういうことになるのではないかとこのように申し上げて、委員長、済みません、最後の質問であります。

先ほどから出ていますけれども、五年以内、でも、五年以内という五年かもしれないんです。そうすると、患者の人たちとか関係者の人は、五年という物すごく不安なんです。やはりもっと短くすべきではないでしょうか。最後の質問です。

○岩永委員長代理 簡単に答えてください。

○寺田政府参考人 五年以内でございまして、そこは柔軟に対処する余地があると最前より申し上げております。現行の条文でお願いしたいと思っております。

○近藤(昭)委員 ありがとうございます。

○岩永委員長代理 次に、村井宗明君。

○村井委員 民主党の村井宗明です。

私たち民主党は、アスベスト総合対策推進法をしっかりと国会に提出して、そして総合的に漏れのない一括の法律としてやっていきたいと訴えています。ところが、自民党さんが出された、もしくは政府が出された、この四つの法律を比べると

いうのは、すき間のないようにすると言いがらも、どうしても四つばらばらにやっただたというるいなすき間が出てしまっている、私はそのように思っています。

その上で、そのことをまず裏づけるために、アスベストの含有率の規制値について、まず一個一個お伺いしたいと思います。まず、労働安全衛生法、衛生法自身には数値は書いていないんです、その施行令で定めているアスベストの含有率の規制値はお幾つでしょうか。

○小野政府参考人 お答えいたします。

労働安全衛生法では、アスベストのうち、アモサイト、クロシドライトについて、重量の一%を超えて含有する製剤その他のものについて、製造、使用等を禁止しております。その他のアスベストにつきましても、建材等の製品で、その含有する重量が一%を超えるものについて、製造、使用等を禁止しております。

○村井委員 今のところ一%ですが、その含有率の数値を〇・一%に変えるおつもりは今後ございすでしょうか、どうでしょうか。

○小野政府参考人 お答えいたします。

ことしの一月十八日に、石綿製品の全面禁止に向けた検討会の報告書を踏まえまして、平成十八年度中に労働安全衛生法施行令の改正を行うこととしておりますけれども、その際に、禁止の対象とする石綿の含有率につきましては、〇・一%とする方向で今後検討したい、こういうふうな思っております。

○村井委員 一%を〇・一%に変えるのは、大体いつごろを目安にされるおつもりでしょうか。

○小野政府参考人 お答えいたします。

政令の改正につきましては、十八年度中をめどに考えております。

○村井委員 十八年度中に一%が〇・一%に変わっていくわけでは、労働安全衛生法で指定しているアスベストというものは〇・一%以上のもの、〇・一%以下のものはアスベストとみなさない、それはそれで当然だと思うんです。

では、今回の大気汚染防止法で定めるアスベストというものの、そのアスベストの定義は含有率が幾つ以上のものなんでしょうか。

○竹本政府参考人 大気汚染防止法での対象でございまして、政令におきまして、建築材料を規定いたしまして、吹きつけ石綿及び石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を規定しておりますが、その含有率、石綿の含有率でございまして、施行通知におきまして、石綿の質量が当該建築材料の質量の一%を超えるということとしております。

○村井委員 まずそこで、労働安全衛生法ではことし中から〇・一%、大気汚染防止法で定めるものの含有率というのは一%。そこで、そもそも一緒にアスベストの問題を取り上げなければならぬのに、アスベストというものの定義自身が狂っている。〇・九%のものだったら、アスベストとしてみなさないものがあれば、アスベストとしてみなすものがある。非常に矛盾が生じてくるわけです。

では、そこでお聞きしますが、廃棄物処理法で定めるアスベストの含有率の数値はお幾つでしょうか。

○由田政府参考人 お答えいたします。

飛散性アスベストにつきましては、含有率によらずに、吹きつけアスベストなどのアスベストが飛散しやすいものを廃棄物処理法におきまして特別管理産業廃棄物と位置づけて厳格に対応いたしております。

また、非飛散性アスベストにつきましては、昨年三月に技術指針を設けているところであります。が、廃棄物処理法においての現時点での含有率は定めておりません。

○村井委員 含有率を定めていませんといったら、では、ほんのちよつとでも入っていたらアウトとか、どこから先がアスベストなのか、どのようになす考えられますか。アスベストを含有しているものとみなすものとみなさないものの基準は、大体どの辺にあるんでしょうか。数値でお

答えてください。

○由田政府参考人 ガイドラインの方で、技術指針の方で定めておりますものに關しましては留意事項を定めております。これにつきましては、今後、アスベストを含有する廃棄物につきまして、飛散防止のための処理基準の強化などの対策の充実を図っていく予定でございまして、その際に、労働安全衛生法などの他法令で定める数値との整合性にも十分留意しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○村井委員 そもそも、他法令で定めるものに合わせると言っていますけれども、労働安全衛生法だと〇・一%で、大気汚染防止法だと一%で、そもそもちよつとだけ入っているものに対してどう扱うのかというのは変わってくると思うんです。その辺、今後は、今決まっていけないというのはわかりましたので、いつどのように検討していくつもりなのかお答えください。

○由田政府参考人 先ほど御答弁させていただきましたように、技術指針という形で昨年三月につくらせていただいております。これで現在運用しておりますが、これにつきましては、改正される廃掃法の施行とあわせまして、その際、処理基準の強化などを検討したいと考えておりますので、その時点で、先ほど申し上げましたように、労働安全衛生法などの他法令で定める数値との整合性にも十分留意させていただきたいというふうに思っております。

○村井委員 大臣に質問します。

そもそも、では、どこから先を規制するのかわからないのに、本当にこの廃掃法の改正というのを国会で審議していいんでしょうか。ちゃんと数字がわかりません、法律が通ってからやりま、これはどうですかね。大臣、どのように思われますか。

○小池国務大臣 それぞれ、法律そしてその基準値、例えば、今廃掃法の含有率の話がされましたけれども、廃掃法でも、いろいろと製品になつていく場合とか、その目的によって違ってくるわけ

ですから、そこで今廃掃法での含有率によるす切りはないということですが、これは建物などから除去した飛散性の石綿廃棄物の規制を定めたものでありますので、大気汚染防止法などとは規制の対象の範囲が異なってくるわけでありま

す。よって、今一括法案の方で、建築基準法において石綿に関する規制を新たに導入するというようにしてありますけれども、この法律についても、大気汚染防止法そして労働安全衛生法の今の使われている運用を踏まえて、石綿の含有率一%を規制対象物の判断基準とする、その予定であるというふうに聞いております。

いずれにいたしましても、基準の数値は整合しているものと思われませんが、先ほど来お話に出ております労働安全衛生法における基準の見直しが行われる場合ということについては、大気汚染防止法における基準についても見直しは検討していくということもあるということでございます。

ただ一方で、石綿を〇・一%まで見分けるのは、数値をはかるという、測定はなかなか難しいものであるということも同時に聞いております。

〔岩永委員長代理退席、委員長着席〕

○村井委員 まず、今重要だったと思うのは、今回は一%だったけれども、労働安全衛生法が〇・一%になっていくに当たって見直しを検討されるということの発言をいただきました。重要な課題だったと思います。そして、それが議事録にしっかりと残ったことをうれしく思います。

さて、次に、建築基準法に定めるアスベストの含有率の数値はお幾つでしょうか。

○和泉政府参考人 お答え申し上げます。

今般の建築基準法改正におきましては、建築物に使用されている建材を新たに規制しまして、当面飛散するおそれの高い吹きつけアスベスト及びアスベスト含有吹きつけロックウールのみを規制の対象と考えております。

したがって、これらの規制対象に関しまして、建築基準法独自にアスベストの含有率の数値

を定めることは考えておりませんが、その数値の考え方は、今環境大臣が御答弁されたとおりでございます。

○村井委員 要するに、労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物処理法、建築基準法、みんな今のところ、アスベストといいますが、どこから先がアスベストなのか、どこから先は薄いから関係ないのかということすら、基本的な数字すらばらばらで、これはやはり、四法一括で総合対策と言っているけれども、一つの法律にしていかなきゃだめなんです。

整合性がとれていないという状況なんです、まず所管官庁内で調整をされているんでしょうか。大臣、どのようにお考えかお聞かせください。

○小池国務大臣 今回も四法一括ということで進めているのは、まさにその連携を図っていくということの具体例ではないかと思っております。

大気汚染防止法、労働安全衛生法、それぞれの法律に基づく大気濃度に係ります基準の有無、そして値、それぞれ異なっておりますけれども、そのこと自体は、おのおの法律の目的が違っているわけでございまして、直ちに問題となるものではないでございます。

ただし、各基準の設定のベースとなる石綿の毒性評価に関する知見ということにつきましては、これこそまさにアスベストの被害の問題に直接、今後の被害を起さないということにかかわってくるわけでございまして、そこは共通の目的になるわけでございしますので、今後ともこの知見に関して収集を継続するとともに、各関係省庁間で連携を密にとりまして、施策の整合性、さらに連携を図ってまいりたいと考えております。

御懸念は当たらないと思います。

○村井委員 大臣の方から、関係省庁間で調整をいただくという話がありました。その関係省庁間で調整をする中でも、やはり、まず国連勧告ですら発がん性物質は〇・一%という数字を今のところPRT法などで出しているわけです。

さて、そこで、自民党が石綿全国会議の選挙の前の公開質問状の中で、すばらしいですね、自民党の発言、「発がん物質としての規制対象範囲の整合化」について、どのようにお考えですか？」大臣が今言ったのと違って、整合をちゃんととると書いてあるんです。しかも、〇・一%以上含有するものでは文書交付等を行うべきとされている。今後、そのように整合をとるよう改正を行いたいと考えておりますと書いてあるんですが、大臣、どうでしょうか。

○小池国務大臣 このことについては、国連勧告、化学品の分類及び表示に関する世界調和システムについての見解を述べたものと思っております。

これについては、まず環境省として、関係省庁間で協力してこの勧告の実施に向けた取り組みを行っているということでございます。この勧告では、例えば化学品の業者間の受け渡し時に安全データシートを交付するというところで、グローバルスタンダードをやっている、各国同じマークを使いましょうということが規定されているわけでございまして、これについては各省庁間で連携をとりまして実施に向けた取り組みを行っているところでございます。

それから一方で、大気汚染防止法それから建築基準法、廃棄物処理法などにおきます石綿の含有率の基準でありますけれども、建築物の解体などに伴って、そこで飛散をする、それを防止しなければならぬという特別な対策の実施を義務づけるかどうかといったところでの判断基準となってくるわけでございまして、この製品の受け渡しなどにおきます先ほどの勧告、国連の勧告でございますけれども、製品の受け渡しなどにおきます情報提供、文書交付とは全く異なる目的により基準と考えるべきです。その意味で、両者の数値が異なることは問題ではないというふうに考えております。

○竹本政府参考人 技術的な点について、補足で御説明申し上げたいと思います。

国連の世界調和システム、委員御指摘のとおり、きつちりとしたルールのもとでやっていくということ、政府内におきましては、関係省庁間で協力をして、この勧告の実施に向けて積極的取り組みをやっております。このデータシートのやりとりというのは、もう既に取り組みの始まっている部分もございまして、そういう意味では、データの提供とか情報の提供、そういうシステムの問題と、それから、先ほど大臣の方からお答えいたしましたとおり、解体に当たっての具体的な規制を義務づけるという世界においては、もちろん二つの世界があるわけでございます。

しかしながら、いずれにしても、先ほど大臣の方から答弁申し上げましたとおり、厚生労働省の方からも、労働安全衛生に関する基準について今後とも見直しをしていくという御答弁がございましたとおり、環境省におきましても、厚生労働省、また関係する省庁とも連携をしてこの問題を検討してまいりたいと思っております。

○村井委員 せっかく、自民党の政策についてお聞きしたものですから、副大臣、公明党の政策についてお聞きしたいと思います。

公明党さん、もつとすばらしく踏み込んでおられます。PRT法と労働安全衛生法の施行令は、アスベストの基準値を〇・一%にするまで堂々と踏み込んでおられます。今大臣は、一%から〇・一%にすることを検討するという話だったんですが、副大臣、公明党としてはどのようにお考えでしょうか。

○江田副大臣 私も、その数値のところは、たしか今おっしゃいましたように、〇・一%に踏み込んできちんとやっていくことだと思っておりますが、その方向でまた党としては努力していくと思っております。

○村井委員 党として努力していただくのはもちろんだと思っておりますが、公約でございますので、環境省に〇・一%大気汚染防止法もその他の法律も働きかけるということはされますでしょうか。

副大臣、どうでしょうか。

○江田副大臣 大臣お答えのとおり、その方向で

進みたいと思っております。

○村井委員 ありがとうございます。

大臣からは今後検討するという話、それから、副大臣からはそのように働きかけるといった話をいただきました。何とかぜひ、一％以上をアスベストとみなすんじゃないかと、〇・一％以上をという数値でほとんど統一していただきたい。

この間の毎日新聞の記事、私は持っているのですけれども、この中でもやはり出ているのです。P R T R法では〇・一％以上を対象にしている、ところが、ほかの法律で一％以上になっている。そうしたらどうなるかというと、やはりはかつてみたら誤差が出るのです。誤差が出たときということを考えれば、やはり〇・一でしつかりやる方が、はるかに多くの人が安心できるんじゃないか。一％以上じゃないと届け出すら要らないとなると、それは〇・九％、ぎりぎりのものは届け出しない、そういうのじゃなくて、しつかり国民の健康、そして安全を守っていくルールを確立していただければと思います。

とりあえず、今のところは石綿の含有率の話をさせていただきました。これからは、大気中の濃度についてのお話に移らせていただきたいと思います。

まず、アスベストが含まれたものの解体作業中の建物の中の濃度の基準は、何を根拠に定めて、何％ぐらいを基準とするのでしょうか。

○小野政府参考人 お答えいたします。

解体作業を行う際の作業場の濃度につきまして、屋内、屋外にかかわらず、石綿障害予防規則において、マスク等の保護具の着用等を義務づけた上で、作業場の濃度基準につきましては、屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドラインに基づきまして、一立方センチメートル当たり〇・一五本以下となるように濃度基準を定めております。

○村井委員 一立方当たり〇・一五本。わかりました。

そうしたら、次、アスベストを扱っている、も

しくは扱っていた工場等の周辺、具体的に言うと、境界になっている門あたりのアスベストの大気中の濃度は、何を根拠に定めて、どの法律で、そして何％ぐらいでしようか。

○竹本政府参考人 まず、工場等周辺のアスベスト濃度の規制基準でございますが、大気汚染防止法におきまして、工場、事業場の敷地境界におきま

す基準値を一リットル当たり十本と環境省令で定めておるところでございます。この数値の設定に当たりましては、W H Oにおきまします見、ガイドラインなどを踏まえまして定めたものでございます。

○村井委員 となると、工場の門のあたり、周辺は一リットル当たり十本、これはW H Oの基準。

そうしたら、次に、一般環境の中でのアスベスト濃度の基準は、大気中の濃度は何を基準に定めて、何本でしようか。多分ないと思うんですが、もしよかったですら言ってください。

○竹本政府参考人 今、委員の方からも御発言がございましたとおり、現在、アスベストにつきましては、一般環境におきまします環境基準というのは定められておりません。

○村井委員 そうしたら、さらに踏み込みます。廃棄物処分場及びその周辺のアスベスト濃度の基準は、どの法律を根拠に、何％ぐらいなんでしょうか。

○由田政府参考人 廃棄物処理法におきましては、廃棄物処分場及びその周辺のアスベスト濃度についての基準は定めておりません。

環境省としましては、今後、アスベストを含有する廃棄物につきまして、今回の法改正による無害化の促進のほか、先ほど御答弁させていただきました処理を行う予定であります。

○村井委員 なしという話をいただきました。

では、今度は、建築基準法の改正で、国土交通省が定めるアスベストの大気中濃度の基準値は幾つでしようか。

○和泉政府参考人 お答えします。

今、環境省から御答弁がございましたように、室内の一般環境基準はございません。また、今回の建築基準法改正におきましては、規制対象として、飛散するおそれの高い吹きつけアスベスト及びアスベスト含有吹きつけロックウールのみを当面対象にするということでございます。したがって、改正後に建築基準法に基づきまして勧告等あるいは是正命令等をする基準につきましては、現時点では、目視により、吹きつけアスベストの表面のけば立ちや繊維の崩れ等、劣化の状況を確認した上で行う、こういった方針で臨むことを予定してございます。

なお、今後、そういった室内濃度基準が設けられることになれば、個々の建築物の室内濃度基準の勧告等の運用に当たってガイドラインをつくっていくということとは、当然検討すべき課題だと思っております。

○村井委員 とりあえず検討ということですね。そうしたら、では、今回議題となっている大気汚染防止法の改正では、基準値を何％ぐらいに、どのぐらいのものに定める予定でしようか。

○竹本政府参考人 今回の法律の改正は、建築物解体の対象を工作物に広げることでございますが、大防法で、先ほど申し上げました製造工場の敷地境界における基準、敷地境界基準そのものについては、変更する予定はございません。

なお、この解体に関しては、作業基準、もう委員御承知のとおりでございますが、作業場をほかの場所から隔離するとか、集じん・排気装置を設ける等々の作業基準についてきつちりと定めておるところでございます。これについても特に変更を行うということは考えてはいないところでございます。

○村井委員 そこで、大臣、今あるように、全然場所によって濃度の基準値が違ったり、全くなかったり、そして、今後つくるから今から検討するということだったたり、数字もみんなばらばらなわけなんです。

さあ、そこでちょっと考えてもらいたいんです

けれども、では、その、それぞれで働いておられる方々の健康に対する影響は違うのか。一緒にすよね、同じ人間なんですから。働いておる人、その場にいる人の健康を守るといのが我々政治家の使命なんです。それぞれの場所によって基準値、つまり守るべき値が違うというのは非常におかしいし、それについて総合調整していかねばならぬと思うんです。大臣はどのようにお考えでしようか。

○小池国務大臣 全部一律ということは、目的が違ふということから、その必要性はないのではないでしようか。

例えば、先ほど、大防法ではリッター当たり十本ということが出ましたけれども、労働安全衛生法となりますと、これはまた違ってくる。しかし、そこで、作業場の衛生状態、そして空気の状況の中で、そして、そこで働く社員の方が、作業する方々を劣悪な状況の中で働かせるというわけではないけれども、しかし、一般大気の場合と、そしてまた中の場合と、数値はおのずと変わってくることはあると思います。

それから、廃棄物のところでの数値がないというお話がございましたけれども、それはまさに、また大気汚染防止法がそのまま使われるということであるわけで、ですから、今お尋ねでございますけれども、法律によって、大気濃度に係る基準の有無であるとか値については、それぞれ、その対象、目的によって異なってくるわけでありまして、そのこと自体が問題になるというものではないと思います。

ただ、もっとそれを厳しくするであるとか、それぞれ課題によって、問題によってその数値を変えらるということなどは、別に今のこの問題だけに限らずでございます。

しかし、今最大の問題になっているのは、各基準の設定のベースとなるこの石綿の毒性の評価に対する知見であります。これは、どういう形にすれば危なくて、どういう形にすれば大丈夫である

認定に当たりましては、これらの関係者からの意見も踏まえて科学的に判断をしてまいりたい、このように思っております。

それから、環境大臣が認定を行う際には、十分に安全性を確認した上で認定する所存であります。が、万一、認定を行った無害化処理施設におきまして事故が起こったような場合には、環境大臣が、認定を受けた事業者に対して、処理方法の改善や生活環境保全上の支障の除去を命じまして、この命令に基づいて事業者が適切な措置を講ずることになる、このようにしております。

○村井委員 今、事業者が適切な処理を行うと言いました。事故が起こった場合の責任の所在はどこにあるのかという問題は、今はやりと言ったらなんですけれども、マンシヨンの話と一緒にするとすよね。チェックは国がやつておるけれども、どこに責任の所在があるのか。

同じような話になる可能性があると思うんです。事故が起こった場合の責任は、事業者ということではないんです。チェックしたと言っても、事業者ということではないんです。

○由田政府参考人 そのとおりです。

○村井委員 あと、住民の理解を得られるために、具体的にどうやって理解を得たということにするのか、もうちょっと具体的に教えてもらっていいですか。

○由田政府参考人 現在の廃棄物処理施設の設置の手續におきまして、いわゆる、通称、生活アセスと呼んでおりますが、そういうものを実施しまして、これを公告縦覧しまして、地域住民等関係住民の意見が提出できるという仕組みをこの制度に關しまして設けておる、こういうことでございます。

○村井委員 さて、最後の質問にしたいと思いますが、もちろん、これで解体工事が増加していきま

にされまうでしょうか。

○由田政府参考人 お答えします。

建築物の解体などに伴いまして、大量のアスベスト廃棄物が発生することが予想される中、地域住民の方々の不安を背景として、アスベスト廃棄物の受け入れを避ける動きも実は見られております。今後、その処理が滞りまして、不法投棄や不適正処理につながることも懸念されるわけでありま

このために、埋め立てによる処分に加えまして、無害化処理という新たな処分のルートを早急に確保することが不可欠であるとの認識のもと、国によりまず無害化処理認定制度を提案させていただきます。

このように複数の処分ルートを整備することによりまして、市場での価格や、より安価な無害化処理ができる技術の開発を促すことを通じまして、不法投棄など不適正な処理を招かないよう、できるだけ処理コストを抑制してまいりたい、このように考えております。

○村井委員 時間が来たので終わります。ありがとうございます。

○木村委員長 次に、吉田泉君。

○吉田(泉)委員 民主党の吉田泉でございます。同僚議員に引き続きまして、私の方もアスベスト対策関連法案、質問をさせていただきます。

先日、私の議員会館の事務室の方に、患者さんの、そして家族の会のメンバーの方に寄っていたいただきました。報告提言書というのをいただいたわけでございます。短い時間でございましたけれどもお話をしまして、何かその方々の苦悩というのを肌で感じる事ができました。

いろいろ先ほどからお話が出ていますけれども、昭和四十七年、三十年前ぐらいからこのアスベストというのは危険だと国際的に指摘されていたわけですが、日本も、対応が、国の規制の方がおくれってしまった。そのために、アスベストを吸ってしまつて、三十年たつて発病する、しかしながら治療法がまだ確立されていない、そういう

状態に陥つた方々の無念さといひますか悔しさといひのはいかほどかと思つたところでござい

先ほど、大臣のお話にもございましたけれども、アスベスト問題は、実はこれからでありま

す。四十年から五十年にわたつて起こつてくるという、いわば国家的な課題ということだと思

います。そのときに、患者さんというのは犠牲者でございます。それから、犠牲者を手厚く支えながらこの苦

難を乗り越えようということだと思ひます。先ほど、田島委員の質問等も聞いていますと、今回の救済新法、やはり手厚いとは言えないのではない

かというのが私の実感であると申し上げざるを得ません。

さて、今回の新法は、経済的な、金銭的な救済といひのがメーンの新法でございますが、私が

いただいた患者さんの提言書などを拝見すると、経済的な問題ももちろん多くの方が言つておられま

すけれども、治療法を含めて、何とか医療体制を早く確立してくれという御要望も大変強いとい

ふに私は感じました。そこで、私の方は、医療の問題、そしてさらには代替製品の問題につ

いて、大きくこの二つについてお伺いしたいと思ひます。

最初に、医療体制についてお伺いするわけですが、その前提として、一体今までどれだけの

アスベスト由来の病気があったのか。そして、今後については、その数を、これから発症する患者さんの数をどう見るべきなのか、お伺いた

します。

○森山政府参考人 お答え申し上げます。アスベスト関連疾患の患者数につきましては把握をしておりますけれども、人口動態統計にお

ける中皮腫の死亡者数は、統計をとり始めました平成七年から直近の平成十六年までの間で約七

千名でございます。また、アスベストによる肺がん及び中皮腫に係る労災の支給決定件数は、平成十

六年度までの間で八百五十六件でございます。今後の患者数の見込みにつきましては、吹き

つ

け石綿の禁止や、あるいは大気汚染防止法の改正等、これまでに講じられてきたさまざまな規制や

対応の効果をどう見込むかといった技術的な点で困難な点が多く、政府として公式に予測を行つたものはござい

ません。

ただし、我が国の石綿の輸入実績は一九七〇年から一九九〇年がピークであったこと、それ

のか、お伺いします。

○森山政府参考人 お答え申し上げます。

この乖離の原因でございますけれども、石綿暴露から発症までに三十年から四十年という大変長い潜伏期間を経て発症するという中皮腫の特質によりまして、患者とお医者さんの双方において、業務による石綿暴露と中皮腫の発症との関連性についての認識がままに労災請求に及んでいないという事例が相当数存在しているというふうに考えております。

このため、これまでも労災補償制度の周知に努めてきたところでございますけれども、さらに一層この周知に努めてまいれる所存でございます。

○吉田(泉)委員 私も、お医者さん、それから患者さんともに、暴露と発症の関係の認識がやはりなかったということが大きいんだろうと思います。

しかしながら、この労災保険、せっかく入っているのに、労災の病気になるっても補償されない、一体何のための労災保険、だということでございますから、何とか政府としても周知徹底していただきたい。これは十二月末の総合対策にも入っているようにございますので、ぜひ御努力をお願いしたいと思います。

先ほどの話で、フランスでは職業暴露が九五％だというようなお話がございました。恐らく、フランスでは九五％の方が労災認定を受けているというところなんだろうと。何とか日本もそのぐらいの数字を出せるようにしたいというふうに思うところでございます。

さて、お医者さん、病院の問題であります。

衆議院の調査局の方からいただいた資料等を見ますと、アスベスト関連の病気を正しく診断できるお医者さんというのは全国で五十人前後じゃないかというふうに書いてありました。専門的なお医者さんの数が非常に限られているということだと思えます。

そうしますと、その限られた先生方を中心にして、健康相談、それから検査や診断、治療という

ものを専門的に行える病院をやはりある程度はつきりさせた方がいいんじゃないか。つまり、アスベスト対策病院というような指定をする。そういう拠点病院を全国的にネットワークをつくって、発症される方、心配のある方に対処するということを考えなくちゃいかぬと思いますが、拠点病院の問題、いかがでしょうか。

○森山政府参考人 お答え申し上げます。

拠点病院の関係でございますが、独立行政法人労働者健康福祉機構におきましては、昨年九月からアスベスト関連疾患の診断、治療の中核となる医療機関として二十二の労災病院にアスベスト疾患センターを設置いたしました。アスベスト関連疾患に係る健康相談、あるいは診断、治療、症例の収集、それから地域医療機関あるいは医療関係者からの相談対応を行っているところでございます。

○吉田(泉)委員 そうしますと、既にその二十二の労災病院の中にセンターができて、一応、拠点のネットワークというべきものももうできているという解釈でよろしいですね。

それから、今度は、専門的な拠点以外に、アスベスト由来の病気を判断できるたくさんのお医者さんの育成がまた急がれるわけでございます。要するに、お医者さんに研修を受けてもらう。きょう岡本委員の方からもお話がございましたけれども、専門のお医者さんに改めて研修を受けてもらう、そういう研修制度が必要のような気がいたします。

それから、大きな病院にはメディカルソーシャルワーカーという方々がおります。生活、それから資金の面で患者さんの相談に答えるという役割だと思えます。その方々も、今回新しくこの救済新法という制度ができたわけでございますから、この制度をよく勉強していただいて、多くの方に使えるような指導をそのソーシャルワーカーにしていきたい。そのために、お医者さんとソーシャルワーカー両方の研修制度が必要というふうに考えますが、いかがでしょうか。

○森山政府参考人 お答え申し上げます。私の方から専門医の研修の方をお答えさせていただきます。

アスベスト関連疾患に関する診断技術あるいは治療方法を医療関係者の方々に広く普及していくことは重要であるというふうに考えております。

独立行政法人の、先ほど申し上げました労働者健康福祉機構におきまして二十二のアスベスト疾患センターを設置しておりますけれども、そこにおきまして、石綿関連疾患の症例やあるいは診断画像の読み方等につきまして研修を実施しているところでございます。

国におきましても、平成十八年度において、労災病院の有するアスベスト関連疾患に関する診断技術等を一般の医療関係者へ広く普及するための研修事業を行うこととしております。また、保健所における相談の充実を図る観点から、平成十八年度より、保健所の医師、保健師等に対しアスベストによる健康被害に関する相談への対応についての研修も行う予定にしております。

こうした取り組みを進めることによりまして、アスベスト関連疾患の診断、治療等に対応できる医師等の確保に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○中島政府参考人 私の方からは医療ソーシャルワーカーの方についてお答えをさせていただきます。

病院等におきまして、社会福祉の立場から患者様の抱える経済的、心理的、社会的な問題の解決、調整を援助いたしまして、社会復帰の促進を図るといって医療ソーシャルワーカーがおりますわけですが、その役割は非常に重要であるというふうに認識しております。厚生労働省では、病院等で現に勤務をいたします医療ソーシャルワーカーを対象として、研修事業を従来から実施しております。

平成十八年度の研修におきましては、アスベストの健康被害の内容について、それを講義の中で

行うこととしてまいりたいというふうに考えております。

○吉田(泉)委員 ありがとうございます。

今度は健康管理手帳という問題でございます。そういう制度がもう既に労働安全衛生法に基づいてできております。もう退職された方、暴露があつて退職されたような方の健康管理を目的とするということでもあります。その手帳を持って随時健康診断を受けていただくことでございますから、早期発見につながる大変大事な制度だと思えます。何とかこの制度の対象者を拡大したいというふうに思っています。

例えば、仕事をしたときに三カ月以上の暴露があつたような方は全員手帳を持ってもらう、要するに、対象者を拡大する。それから、この手帳の交付手続をもう少し簡単にしたらどうか、事業者の方の責任で交付できるようにしたらどうか。さらには、その手帳を持って無料健診を受けられる医療機関を、どこの病院に行っても健診を受けられる、そういうようなこの制度の拡大というのが必要ではなからうかというふうに思います。

また、別な面からいきますと、この健康管理手帳をもらえない方、暴露の可能性があるが健康管理手帳をもらえない、要するに、一人親方それから住民、こういう方にも同じような趣旨の健康管理手帳、これが手帳という名前になるかどうかはわかりませんが、同じ趣旨の制度を創設すべき、両方相まって早期発見につながるというような制度を工夫したいと思いますが、いかがでしょうか。

○小野政府参考人 お答えいたします。

今、先生お話にございました石綿作業に従事しておられて退職された方につきましては、やはり継続的な健康管理が必要だということで、労働安全衛生法に基づいて健康管理手帳が交付されるということになっております。年二回、無料の健診が受けられるということでございます。現在、昨

年八月から立ち上げた研究班の中で、職種別のアスベストの暴露のリスクについての研究を専門家の方にしていたいております。

その結果を踏まえまして、今後、この健康管理手帳の交付要件ですとか、今御指摘のありました交付手続の見直しの問題、そういうことも含めて検討したいというふうに考えております。

また、手帳を持っておられる方、受診可能な医療機関につきましては、現在でも所持されている方の利便性に配慮した医療機関を選定できるようにいろいろと配慮しておりますけれども、現在、手帳の交付数が非常にふえております。そういうことに応じて、より受診可能な医療機関をふやすなど弾力的な対応をしていきたい、こういうふうを考えております。

○吉田(泉)委員 もう一つの方はよろしいですか、一人親方、住民等にも同趣旨の制度をつけないかという問題ですが。

○中島政府参考人 失礼いたしました。

不安を抱えておられる住民の方に対してでございますけれども、無料で相談を受け付けておりまして、その結果、一定の石棉暴露の可能性があると認められた方については、石棉関連の調査研究の一環といたしまして、自己負担なく必要な検査が受診できるようにするというなどにつきまして、現在、環境省とともに検討を進めているところでございます。

○吉田(泉)委員 それからもう一つは、データベースの構築という問題であります。

アスベスト関連の病気の発生状況を地理的に把握する、そして、今どの地域に一番発生が多いのか少ないのか、それが発生源の特定ということにもつながるわけですが、そういうデータベースを何とか構築すべきというふうに思っています。

そのために、患者さんに、特に中皮腫の患者さんに登録をしていただく。そして、いろいろなデータを、どこに住んでいて、どういう仕事をしていたかというようなことも含めてデータを提供していただく。それを積み上げて、病気の発生状況を地理的に押さえていくというような制度を考えるべきという提言がございますが、いかがでしょうか。

○中島政府参考人 先ほどお答えいたしました調査研究についてですけれども、その細部を固めていく中で、ただいま御指摘の中皮腫患者等の情報についても、その集積とそれから中皮腫の発生動向の把握のあり方、こういったものについても環境省とともに検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○吉田(泉)委員 最後になりますが、アスベスト被害というのは、世界じゅうで今起こっているわけですが、どこの国もまだ完治させる治療法が見つからない、そういう状況であります。かつてエイズという病気がありました。そのときに、各国が同じようにエイズで困っているときに、国連が関与した国際機関をつくって、そこで治療法とか予防法とか研究をしたということがございました。

先ほど、岡本委員の方からベメトレキセドという抗がん剤、今治験中ということですが、そういうお話もありましたが、この治療法を確立するために政府としてどういうふうに取り組むつもりなのか。これは、十二月の総合対策にも入っている項目でございますけれども、その決意と、そして、来年度、十八年度予算はどのぐらいついたらいいのか、その辺も含めてお答え願います。

○中島政府参考人 中皮腫の診断、治療の確立のためということでございますが、中皮腫については、御指摘のように、がんの中でも発見、治療が難しいという実態がございます。これまで、がん研究助成金によりまして研究あるいは労災病院における臨床研究などで治療方法などの研究を進めてきておりますが、昨年の秋からは、文部科学省とも連携をしつつ、早期診断及び治療方法の基盤整備に関する研究を国立がんセンターを中心に行うなど、その取り組みを強化してきたところでございます。

今後とも、海外の研究の動向等も踏まえまして、中皮腫の治療法についての研究に一層取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○吉田(泉)委員 ありがとうございます。

それでは、質問の大きな二番目でございますが、代替製品について幾つか伺いたいと思います。先ほどもちよつと出ましたけれども、まず、アスベスト全面禁止という方針について、再度伺いたします。

去年の十二月二十七日、関係閣僚会合ということで総合対策が決定されたわけでありまして、それで、それに、アスベストの全面禁止を、今までは平成二十年度とされていたわけですが、これを前倒しするんだ、前倒しして、平成十八年度中に措置をするという方針が総合対策、十二月二十七日に出されたわけでございますが、その方針は変わっていないかと考えてよろしいでしょうか。

○中野副大臣 吉田委員の御質問にお答えしたいと思いますが、特に、全面禁止を前倒しして平成十八年度中に措置するとの方針は変わっていないかということでございますが、この全面禁止につきましては、アスベスト問題に係る総合対策の方針を踏まえまして、平成十八年度中にできる限り速やかに法的に措置することになっております。

また、そういう意味で、先般一月十八日に、関係事業主団体に対して、禁止対象となるアスベスト製品の速やかな使用中止を要請するなど、既に実質的にも全面禁止を措置しておるところでございます。今御指摘のとおり、全面禁止の方針は変わっておりません。

○吉田(泉)委員 全面禁止の方針は変わらないうことではあります。今副大臣がお触れになったように、一月十八日付厚労省の検討会報告書によりますと、五種類のアスベストについてはこの全面禁止の例外であると除外されたわけでありまして、これは新聞も書きましたけれども、全面禁止でなくなったのではないかと、方針が変わって後退してしまっただけではないか、こういうふうにも言

われているわけですが、いかがでしょうか。

○中野副大臣 今委員の御指摘でございますが、一月十八日の検討会の報告書におきましては、まずアスベスト製品の製造等を全面的に禁止する、したがって設備の新設等については使用を一切認めないということにいたしました。ただし、既存の化学工業施設等の設備のいわゆる接合部分に用いる、そういうものにつきましては、高温高圧下の厳しい条件のもとで使用されるものでございまして、それにつきましては、爆発とか災害など、国民の安全の確保に重大な障害のおそれがあることから、この点の製品につきましては、暫定的かつ例外的に認めたことにしたものでございます。これによりまして、平成十四年の使用量との比較は、約九九・六％が削減されたことになっております。

なお、その中で、今お話しのとおり五種類のポジティブリストの方式というものは、欧州諸国でいわゆる全面禁止を措置、そういうものにときにでも採用されておまして、これは、例えばイギリスとかドイツとかフランスとかアメリカの例もございまして、そういうことで、ポジティブリストという方式については、これは全面禁止の中でやっているということでございます。で、こういう点から、全面禁止についての、後退したものではないというふうには私は理解をして推進しております。

○吉田(泉)委員 そうしますと、現在の全面禁止は九九・六％の全面禁止であるということだと思っております。そうしますと、一〇〇％の全面禁止というのはいつごろになると考えればよろしいのでしょうか。

○中野副大臣 今、例外なき全面禁止はいつかという話でございますが、先ほどの検討会の報告書において、例外的にそれからまた暫定的に禁止を猶予した製品がございますが、これにつきましては、一月十八日に、関係事業主団体等に対して、速やかに非アスベスト製品への代替化を行う

ように要請をいたしております。

既に実質的な全面禁止が措置されているものの、完全なものをこれから、今委員がおつしやるのとおり、完全な全面禁止に向けて、なお残された例外品について関係省庁が連絡してできるだけ早期に、これ以上は申し上げませんが、できるだけ早期に代替化を進めてまいりたいという決意でございますので、御理解賜りたいと思っております。

○吉田(泉)委員 いずれにしても、ノンアスベスト社会という言葉がありますけれども、それが我々共通の目標だと思います。何とかその代替品の開発を促進していただきたいと思っております。

ただ一方、代替品が既にいろいろ開発されているわけですが、今度はその代替品についてもいろいろ、がんの原因になるんじゃないかという心配が出てくるものがあります。例えば、フィタルに使用されるのですがマイクログラスウール、それから耐火材などに使われるセラミック繊維、この二つのアスベストの代替品については、国際がん研究機関、これはWHO傘下ですが、その二〇〇二年における評価で、発がん性の可能性がある、こういう評価が出ました。二つの新しい代替品について出ました。

翻って、日本はその二つの新しい製品について今のところ法規制は全くないということでありまして、アスベストはなくなりましたが新しい第二のアスベストが出てきたということでは困ります。その国際機関の評価をどういうふうに受けとめて、どういうふうに対応されるのか、お伺いいたします。

○小野政府参考人 お答えさせていただきます。今委員御指摘のとおり、石綿の代替繊維につきましては、御指摘のマイクログラスウール、セラミック繊維、さらにはグラスウール、ロックウールといったものがございまして、国際がん研究機関では、グラスウールやロックウールにつきましても、がん原性があるとは言えない、こういう評価も一方ではしております。

それから、先生がおつしやったように、マイクログラスウール、セラミック繊維についてはがん原性となる可能性がある、こういう評価が出ておりますので、こういった国際機関の評価を踏まえまして、事業者に対して、有害性の低い代替物を使用してもらう、あるいは必要な健康障害防止対策がちゃんとできるようにしっかり指導していきたい、こういうふうな思っております。

○吉田(泉)委員 最後になりますけれども、ナノテク時代と現代は言われております。今出ましたセラミック繊維等の代替品以外でもいろいろ、非常に極めて小さい新素材というのが開発されている時代であります。それらは、ナノ粒子、ナノマテリアル、そういうふうな呼ばれているようでございます。極めて小さい、細い、そういう新素材でありますので、これもアスベストと同じような心配が一部でされております。

例えば、カーボン・ナノチューブという新素材、アメリカの学会では、これは動物実験をやった結果、毒性ありという結果が報告されたようであります。これも、日本では今、法規制なく使われている。そういういわゆるナノテク時代の新素材に関する危険性をどういうふうにとらえて、どういうふうに対応するのか、お伺いいたします。

○小野政府参考人 お答えをいたします。極小の素材でございますナノ粒子、ナノマテリアルにつきましても、現在、その物性ですとか応用の方法等についていろいろな研究が進められている段階だということに承知をしております。その有害性につきましても、いろいろな文献で今徐々に指摘をされつつある、こういう段階ではないかというふうな承知をしております。

したがって、これらの物質の有害性等に關しまして、国内外の文献の収集等を通じて科学的な知見の収集に努めまともに、必要に応じてこれからの適切な対応のあり方について検討していきたい、こういうふうな思っています。

○吉田(泉)委員 ありがとうございます。時間ですので、終わります。

○木村委員長 次に、富田茂之君。

○富田委員 公明党の富田茂之でございます。最後の質問者でございますので、よろしくお願いいたします。

二十五問ほど質問通告していただんですが、民主党の先生方にほとんど質問されてしまいました。なるべく重ならないように、ちよつと視点を変えて質問をさせていただきたいと思っております。

両法案の前提としてちよつとお尋ねをしたいんですが、アスベスト問題に関する関係閣僚会合で、政府の過去の対応については、それぞれの時点において、当時の科学的知見に依拠して関係省庁が必要な対応をとってきたところではあるが、過去において、関係省庁間の連携に必ずしも十分でなかった面があるなど、反省すべき点があったと考えているとの見解が示されております。

先ほど来、寺田審議官の方から、法的な責任はないんだという何度か何度もお話がありました。それはよくわかるんですが、今の表現は、私も法律家出身ですので、非常にわかりづらい、何が言いたいのかと。先ほど来、民主党の先生からもありましたけれども、とにかく責任は負っていないんだということを言いたいのかという御質問でしたが、先ほど来の説明、また諸外国の規制の科学的知見に依拠して関係省庁が必要な対応をとってきたと本当に言い切れるのか。

法的な責任はあるとは言いません、私も一応与党ですから。ただ、四十七年に発がん性がもうわかっていて、平成元年になって初めて規制する、そして、全面規制が、今までの説明だと十八年度中に何とかしたいと。今の民主党の委員の質問に対して、十八年度中に全面禁止でもないというような発言が出てきてしまっている。

こういうふうな時系列を見ると、国民の皆さんから見ると、やはりちよつと遅いんじゃないのというのが自然の感じだと思うんですが、そこはどうですか。

○小野政府参考人 改めて、この間の経緯を御説

明させていただきます。

ILO、WHOにおきましてアスベストが発がん物質であることが認められたことを受けまして、当時の労働省におきましては、一九七五年、昭和五十年にアスベスト等の吹きつけ作業を原則禁止する。この時点で原則禁止は、諸外国にかなり先んじていたというふうな客観的に言えると思っております。

使用等の禁止に向けた対応としましては、今先生お話しのとおりでございます。クロシドライト、アモサイトにつきましても、平成七年、一九九五年に禁止をいたしました。

クロシドライトにつきましても、それまでの行政指導等によりまして、平成元年に使用の実態がなくなっていたことを確認しております。ドイツが一九八六年、フランスが一九八八年でございまして、この時点で両国は依然使用の実態があったという面があります。実態面では、そういう意味では欧州諸国に必ずしもおくれをとっていません。たというふうな考えております。

また、アモサイトにつきましても、平成五年、一九九三年のドイツ、それから平成六年、フランスに比べて、我が国は平成七年でございまして、時期的な大きな差というものはないのではないかとこのように思っております。

そういう意味で、我々としては、当時の科学的な知見に依拠して、随時必要な対応をとってきたというふうな考えております。

(委員長退席、石崎委員長代理着席)

○富田委員 先んじてもいいわけですよ。ほかの国で規制しているから次の年にみたいな、今の答弁だと、そういうふうなどうしても聞かえてしまっている。科学的知見というんだから、日本の方が先んじてやったということがあつてもよかったと思うんですね。そのあたりは十分反省していただかないと思ひますし、もう一つ、関係省庁間の連携に必ずしも十分でなかった面があるというふうな関係閣僚会合で言われていますが、これは一休具體的にはどうということなんですか。

○竹本政府参考人 私ども環境省が行いました過去の対応についての検証結果におきまして、昭和六十年代以降につきまして、重要な検討会の報告書などの作成時、また学校施設の石綿問題が起きた時期等において、関係省庁に書類の送付と対応の依頼などを行ってきた、そういった形跡がございます。

一方、昭和五十五年におきまして、第一次アスベスト発生源対策検討会、当時環境庁でございしますが、当時その報告書を環境庁の方で取りまとめるところだったのでございますが、私ども、この検証作業におきましては、関係省庁にその報告書を送付した形跡は見出せなかったところでございます。

このように、当時のそれぞれの行政機関を中心にいろいろ実施してきた調査とか研究、そういった成果が政府全体として共有され、また、関係省庁の十分な連携が図られていたかということにつきましては、必ずしも十分ではなかった面があったのではないかと考えております。

○富田委員 それを踏まえて、関係閣僚会議で、政府の過去の対応の検証についてというところでも相当検討されたようですが、大臣はメンバーです、関係閣僚会議の中で、今のようないふふいふが、関係省庁は今後どういふふうに関連をどうしていくというふうに決められたんでしょうか。

○小池国務大臣 たしかこの関係閣僚会合の、ちようど静かな爆弾というのが急にメディアにも出てくるようになって、その日の閣僚懇で私も提案させていただいて、その日のうちにつくろうという話になったことを覚えております。

その場におきましては、反省点が、縦割り行政の中で情報の共有ができなかったのではないかと、ということ、これなどもあるわけでございまして、その意味では、関係省庁が一体となって取り組んで、そして、五回この関係閣僚会合は開かれました。

そこで、健康被害者の救済、被害の未然防止、

そして不安への対応、この三つの観点から、今回の法案のベースとなります、アスベスト問題に係る総合対策ということ十二月に取りまとめさせていただきます。また、今回の石綿の問題を契機として、関係省庁間の連携をさらに確実なものにしていく、また、アスベスト問題というのに取りかかっておりますけれども、一方で同じような問題が同時並行しているのではないかと、ということから、同時に、昨年の十月でございしますが、人体に影響のある化学物質に関する関係省庁連絡会議というのを設けまして、化学物質の規制に関する取り組みなどについての情報交換を行っているということでございます。

いずれにしても、私も、環境省内のこれまでも何をしてきたのかということを検証いたしました、いろいろな問題点が出てくる、モニタリングをする、数値はそう高くないというふうな状況がこの間続いてきた。

ただ、私は、当時の環境庁、もつとバワフルだった、また違うこともできたのかなんて思ったり、経済優先の時代とか、いろいろございします。今水俣病の検証をしているのと、時代背景など、ほぼ重なり合うところなどもあるなと思いつながら、これではいけないという思いで、この新法をできるだけ早急に実施をして、できるだけ早く安心していただけるような状況をつくっていく、このような思いを抱いているところでございします。

○富田委員 今大臣の方から、有害化学物質に関する関係省庁連絡会議を十月に設置したというふうに御答弁いただきました。

環境委員会の調査室の方からいただいた資料です、せっかくそういうのをつくっているのに、地方自治体から見ると、まだまだ関係省庁間の連携がきちんとしていないんじゃないか、同じような調査がいろいろな省庁からやってくるというふうな意見も出てくるようです。ここをしつかり機能するように、大臣にぜひリーダーシップを

とつていつていただきたいというふうに希望いたします。

次に、救済給付の水準についてお尋ねいたしますが、先ほど来、民主党の先生から何度も質問がありました。特に田島議員からかなり詳細な質問がありまして、よく検討されているなというふうな後ろで聞いておりました。

寺田さんが言われるように、補償法ではないとしても、救済法であるということも前提としても、やはり被害者救済の観点から見た場合、今回の法案はまだやはり不十分なんじゃないか。特に、被害者の皆さん、また被害者の御遺族の皆さんは、もうそう思っていると思うんですね。補償法とは違うんだというのは、それはもういいです。被害者救済という観点から見たときに、この金額等で本当に十分だというふうな環境省は考えていますか。

○寺田政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど来何度も同じことを申し上げて恐縮でございますけれども、確かに、十分かどうかということでありまして、被害者の皆さんは甚だ悲惨な状況にいらっしゃるわけですから、それを完全にお助けする、完全に損害をてん補する、こういうことはできないわけではございません、その観点からいたしますれば、それは、何度も繰り返すようでございますけれども、そういう悲惨な状況に立ち至った方々に対して、国なりあるいは別の産業界等による給付、救済の水準として、我が国国法体系においてどのような救済の水準があるのかというふうなバランスというものを考えながら決定していく、そうした総体の中で、我々は今納得する範囲で十分なものだというふうな判断をしているということでございます。

○富田委員 いろいろな救済制度があるという御指摘がありました。先ほど来、大臣や寺田審議官の方から答弁出てきたのは、原爆被害者の救済、あと医薬品副作用被害救済制度、犯罪被害者救済制度というのが出てきました。

これも調査室の資料をちよつと見させていた

いたんですが、医薬品副作用被害救済制度では遺族一時金が七百十八万円。これはちよつと私自分で調べたわけじゃないのはつきりしませんが、そういうふうに出ていました。犯罪被害者救済制度では遺族給付金が三百二十万から千五百七十三万まで段階的にある。この二つの制度と比べても、今回の方は、もうちよつと何とかならぬのかというふうな思いが、やはり被害者の皆さんから見たらなと思うんです。

先ほど大臣の方からも、これは財政当局という調整した、与党PTでもいろいろな議論があったというふうな伺っています。大臣の方から、これは新法だ、これからまたいろいろな科学的知見もふえてくる、そういったことで、見直しの中で考えていくんだという答弁もありました。だとしたら、やはりほかの救済制度でこれだけの金額が出ていくんですから、今後見直しに向けて、こういったほかの制度での救済の額というのも今後検討していくべきではないかと思うんですが、その点はどうですか。

（石崎委員長代理退席、委員長着席）

○寺田政府参考人 お答え申し上げます。

もちろん、それぞれの救済制度はそれぞれ個々特別な事情のもとに立案されたものでございします。例えば、今お話ございました医薬品の副作用の救済制度でございますけれども、これは救済制度と言っておりますけれども、かなり医薬品メーカーによる補償保険的な色彩の強いものでございまして、そういった観点から、ただいま御指摘のありましたような給付も存在するものだというふうな理解しております。

いずれにいたしましても、ただいま御指摘がありましたように、この給付額あるいは給付の項目等につきましても、当面これでスタートはいたしますけれども、その水準等につきましては今後も見直されるものと考えております。

○富田委員 ぜひ積極的に見直していただきたいと思ひます。

あと、ちよつと先ほどの質問を聞いていて考

えたんですが、特に田島議員の方から通院費と就学等援護費のことを大分言われていました。

資料を見させていただいて、この就学等援護費は、緊急の奨学金とかそういったいろいろな制度があるわけですから、ぜひ環境省の方からも文科省に働きかける等して、被害者の御遺族等に対して政府全体としてきちんとフォローしていくんだというような体制をとっていくべきじゃないかなと田島議員の質問を聞いていて思いましたので、大臣、要望ですが、これはまた閣僚懇等で、この制度では就学等の援護費は出ませんけれども、文科省所管の緊急の奨学金とかそういった制度で、本当に学校をやめなきゃならないようなお子さんがいるような場合には、そちらできちんとフォローしていくというふうに働きかけをしていただきたいというふうに思います。これは要望しておきますので、よろしくお願いいたします。

費用負担についてちよつとお尋ねしますが、先ほど年間九十億という数字が出たんですか、ちよつと私席を外して聞いていなかったんですが、ある記述だと、産業界は被害者に対する給付総額の四分の三を負担することになり、二〇〇七年度からの四年間で負担は二百七十億円程度と見込まれている、個人事業主を除く約二百六十万の全事業主から労災の仕組みを使って薄く広く徴収する、一社当たりの負担は単純計算で年間数千円程度というふうに言われているというような報道がありました、これは間違いではないですか。

○寺田政府参考人 今御引用の報道でございますけれども、若干私どもの算定をしておりますものと違いがございます。

若干アバウトな数字で恐縮でございますけれども、まず、私どもは、今後規制等による効果が生ずるであろうということから、当面五年間についての試算をしております。五年間について、また丸まった数字で恐縮ですが、大体七百六十億円ぐらいが総費用というふうに考えているところでございます。そして、国につきましても、既にただいま御審議いただいております補正予算に

おきまして三百八十八億という支出を予定しておりますから、これはもう二分の一を超える、こういうことになるかと思っております。

それからさらに、企業の負担についてでございますけれども、これも本日御答弁申し上げましたけれども、九十億というものをすべて一般拠出金で賄う、こういうことをした場合に、そのいわゆる料率といえますが総賃金に乗ずる率は一千分の〇・〇六ということになると申し上げました。これをそれぞれ企業に当てはめますと、当然、当該企業の規模によって違いが出てくるわけでございまして、例えば、その中間数千円程度というお話がございましたけれども、これは例えばの話で恐縮でございますけれども、従業員十人程度の零細企業であれば年間三千円程度ではないか、こういうことでございます。

○富田委員 具体的な数字を教えてくださいましたが、原因者負担の考え方ではない、産業界がすべてアスベストによる利益を受けているんだという考え方立つて、そういうふうに全体的に負担していただくという先ほどの御説明でしたけれども、やはり石綿との関連が特に深い企業に本来は負担させるべき筋合いじゃないのか、石綿が原因だということに言っているわけですから、一般的に広く浅くは今回はやむを得ないのかなと思うんですが、いわゆる二階建ての部分というか、その部分の企業をどのように認定して、二階建て部分の企業に対してどの程度の負担を求めていくのかというところが大事になると思うんですね。

これは今後どういうふうに認定作業を進めていくのでしょうか。

○寺田政府参考人 お答え申し上げます。

特別拠出金、今御質問の中で二階建てというお言葉で表現されましたけれども、ここについての細目につきましては、今後、学識経験者による検討会などの検討を経て細目を決定してまいりたいというふうに考えております。

ただ、ただいま御指摘の中で、本来は石綿とか

かわりが深い企業が負担すべきではないか、こういうお話がございましたけれども、この負担の前提として、二階建て部分の企業につきましても、これはあくまで損害賠償的なものではなくて、個別にこの制度を損害賠償的なものとして構成するのであれば、当然、それは原因者がすべて負担するべきでありましょうし、おっしゃるようなことになると思いますが、二階建ての企業といえども、やはり個々の因果関係はなかなか明確にならないという前提の中で応じた応分の負担をお願いするというところでございますので、あくまで一般拠出金に対するこの二階建て部分についてはやや補足的なものにならざるを得ないのではないかと考えているところでございます。

○富田委員 それは了解します。

あと、肺がんの患者の皆さんの認定基準について、先ほどかなり詳細なやりとりをしていただきましたけれども、一点確認しておきたいのですが、被害者の方が手術を受けなきゃならない、被害者の方が新たな負担になるような形の認定にはならないというふうに理解していいんですか。その部分だけをお伺いしたいんですけれども。

○滝澤政府参考人 御指摘の御趣旨は、認定申請する、いろいろ準備するといいますが、その手前の診断のためにという御趣旨かと思いますが、そういう意味では、今専門的な議論をしていますが、なるべく該当する方の身体的負担が少ない形でチェックできないだろうか、エックス線とかCTというふうに申し上げましたが、そういうぎりぎりのところの基準を、かなり突っ込んだ議論を今しております。

○富田委員 ぜひ新たな負担になるようなことがないように配慮をしていただきたいというふうに思います。

あと、先ほど民主党の先生の方からも治療に関する質問がかなり詳しくありましたが、救済法の八十条では、「国は、石綿による健康被害の予防に関する調査研究の推進に努めなければならない」というような規定があります。「健康被害の

予防」としか書いてないんですね。こは、予防も大事ですけども、治療に関する調査研究こそ大事なんじゃないかというふうに考えるんですが、これは、我が党のアスベスト対策本部が本法案を了承する際、最後の段階で質問が出てきまして、これについて治療も含めていたんだといううなお話だったので部会としては承したんですが、治療については、この法文上、どういうふうな位置づけになっているんでしょうか。

○寺田政府参考人 本法は、既に発生した被害に対する救済制度ということでございますけれども、今後、このような石綿による甚大な健康被害が生ずることのないよう、国としても予防のために必要な調査研究を行うべきことも規定しておるところでございます。早期発見や早期治療といった取り組みも被害の発生予防のために必要な措置に含まれるものと解釈しております。

○富田委員 わかりました。

治療については、今がんセンター等を利用して研究が進んでいるという答弁が先ほど厚生労働省の方からありましたけれども、昨年、我が党の福島議員が質問主意書を提出させていただきました。

中皮腫の早期発見のための検査方法については、我が国においてはまだまだ十分な研究開発が行われていないという観点に立つて、福島さんは米国の専門誌を引用されて、米国の医学専門誌における最近の悪性中皮腫についてのレビューでは、悪性中皮腫の血清マーカーとして、血清メソテリン関連たんぱく質やヒアルロン酸、オステオポンチンが有用な血清マーカーであることが報告されている、こうした血清マーカーについて我が国においても早急に検討を進め、悪性中皮腫の早期発見のための検診方法の確立を図るべきではないかというふうに質問されて、政府の方でも答弁いただいているんですが、現段階で、この点についてはどういうふうなところまでいっているんでしょうか。

○滝澤政府参考人 健康管理の必要な人、フォ

ローアップの必要な人について、どのようなチェックをしていけば効果的かというような議論も含めまして、今、健康管理の関係の検討会を厚生労働省においても持っておりますし、私ども環境省においてもあわせて検討会を開催して、最終的な議論を進めております。

ただ、一般的に、例えば肺がんを見つければ、あるいは昔の結核検診のように集団スクリーニング的にチェックしていくという方法は効果的ではない、あるいは被曝の問題もあって、消極的な議論が専門家からございます。ただ、ある程度リスクの高い人、それから、エックス線なんかで一定の所見のある人、そういう方をきちつと管理して早期発見に結びつけよう。福島先生の御指摘のような要素も含めて、それをどうしていったらいいかという議論は最終的にまともていきたいと思っております。そういう状況でございます。

○富田委員 よろしく願いました。

抗がん剤の治療についても質問通告していたんですが、これについては何度も答弁いただきましたので、はしりまして、非飛散性のアスベスト廃棄物の今後の処理について先ほど御答弁いただいた中に、十七年八月二十二日付で「非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の取扱いについて」ということを発出して、不法投棄対策をきちんとしていまして、このような御答弁をいただいたんですが、この文書の第三項を見ますと、先ほどは、マニフェストの中で産業廃棄物の種類のところに非飛散性アスベストだということをわかるように記載して、排出も処理の方もきちんとしているんだという御説明をいただいたんですが、この文書を見ますと、「排出事業者は、非飛散性アスベスト廃棄物の処理を委託する際には、委託契約書に非飛散性アスベスト廃棄物である旨を明記するとともに、これは契約書に書けということですよ、その後、「産業廃棄物管理票の交付に当たっては、「産業廃棄物の種類」の欄の余白に「非飛散性アスベスト」である旨を記載し、他の廃棄物と区分して排出するよう指導を徹底されたいこと。」

これは要するにマニフェストの余白に非飛散性アスベストだと書けということですよ。

これだけ問題になっているものを、これまでの産業廃棄物の処理の中に組み込むわけですから、こういう表現で今回やむを得なかったのかなと思うんですが、本当にここをきちんとしていくということであつたら、マニフェスト自体をもう少しアスベスト対策用に変えるなりして、非飛散性のアスベストなんだということがはっきりわかるような、そういう記入欄を設けるといことぐらいい考えていいと思うんです。これ、欄外に書いて、こんなのはつきり見ませんよ。私も産業廃棄物業者さんの法律の顧問弁護士をやっているマニフェスト等をいろいろ事件で扱いましたので、実際の現場でこんなことを欄外に書いていたら、だれも見ませんよ。どうですか。

○由田政府参考人 お答えさせていただきます。

当面の対応として、アスベスト廃棄物の適正処理の確保のために、御指摘の、昨年七月二十八日に環境省より都道府県知事に對しまして、アスベスト廃棄物の排出事業者及び処理業者への重点的な立入検査など徹底をしまして、また、八月二十二日に、排出事業者が委託契約書を締結する際、それから、今御指摘の産業廃棄物のマニフェストを交付する際に、非飛散性アスベスト廃棄物である旨の明記をすることを指導するよう通知をさせていただいたところであります。

これにつきましては、今後、廃棄物処理法の改正とあわせてこの政省令の改正をいたしまして、措置するつもりでございます。制度としてしっかりとやらせていただきたいと思います。

○富田委員 時間が来ましたので、これで終わります。しっかりと取り組んでください。ありがとうございます。

○木村委員長 次回は、来る三十日月曜日午後四時二十分理事會、午後四時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後七時三十八分散會

石綿による健康被害の救済に関する法律案

石綿による健康被害の救済に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 救済給付

第一節 支給等(第三条―第三十条)

第二節 費用

第一款 基金等(第三十一条―第三十四条)

第二款 一般拠出金(第三十五条―第四十六条)

第三款 特別拠出金(第四十七条―第五十一条)

第三節 特別遺族給付金

第一節 支給等(第五十二条―第六十八条)

第二節 費用(第六十九条)

第三節 雑則(第七十条―第七十四条)

第四章 不服申立て(第七十五条―第七十九条)

第五章 雑則(第八十条―第八十六条)

第六章 罰則(第八十七条―第九十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するため

の措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「指定疾病」とは、中皮腫、気管支又は肺の悪性新生物その他石綿を吸入することにより発生する疾病であつて政令で定めるものをいう。

2 この法律において「死亡労働者等」とは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。)第三条に規定する労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)に係る労働保険の保険関係が成立している事業(以下「労災保険の保険関係が成

立している事業」という。)に使用される労働者又は労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。)第三十四条第一項第一号、第三十五条第一項第三号若しくは第三十六条第一項第一号の規定により労災保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者とみなされる者であつて、石綿にさらされる業務に従事することにより指定疾病その他厚生労働省令で定める疾病にかかり、これにより死亡したもの(昭和二十二年九月一日以降に当該指定疾病その他厚生労働省令で定める疾病にかかり、これにより、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日の五年前の日までに死亡した者に限る。)をいう。

3 環境大臣は、第一項の政令の制定又は改廃に当たつてその立案をするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

第二章 救済給付

第一節 支給等

(救済給付の種類等)

第三条 石綿による健康被害の救済のため支給される給付(以下「救済給付」という。)は、次に掲げるとおりとし、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)がこの章の規定により支給するものとする。

一 医療費

二 療養手当

三 葬祭料

四 特別遺族弔慰金

五 特別葬祭料

六 救済給付調整金

(医療費の支給及び認定等)

第四条 機構は、日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかつた旨の認定を受けた者に対し、その請求に基づき、医療費を支給する。

2 前項の認定(以下この条から第十七条までに

において「認定」という。)は、医療費の支給を受けようとする者の申請に基づき、機構が行う。

3 機構は、認定を行ったときは、当該認定を受けた者(以下「被認定者」という。)に対し、石綿健康被害医療手帳を交付するものとする。

4 認定は、その申請のあった日にさかのぼってその効力を生ずる。

第五条 機構は、認定の申請をした者が認定を受けないで死亡した場合において、その死亡した者が認定を受けることができる者であるときは、その死亡した者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹であつて、その死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの又はその死亡した者について葬祭を行う者の申請に基づき、その死亡した者が認定を受けることができる者であつた旨の決定を行うものとする。

2 前項の申請は、同項に規定する死亡した者の死亡の日から六月以内に限り、することができる。

3 機構が第一項の決定を行ったときは、当該決定に係る死亡した者につき、認定の申請をした日から死亡した日までの間において被認定者であつたものとして救済給付を支給する。

(認定の有効期間)

第六条 認定は、指定疾病の種類に応じて政令で定める期間(以下「有効期間」という。)内に限り、その効力を有する。

2 機構は、認定に当たり、被認定者の当該認定に係る指定疾病が有効期間の満了前に治る見込みが少なくないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に当該認定の有効期間を定めることができる。

(認定の更新)

第七条 被認定者の当該認定に係る指定疾病が前条第一項又は第二項の規定により定められた有効期間の満了前に治る見込みがないときは、当該被認定者は、機構に対し、認定の更新を申請することができる。

2 機構は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る指定疾病が有効期間の満了後においても継続すると認めるときは、当該指定疾病に係る認定を更新するものとする。

3 前条の規定は、前項の規定により更新される認定について準用する。

第八条 前条第一項の規定による申請をすることができる者が、災害その他やむを得ない理由により当該申請に係る認定の有効期間の満了前に当該申請をすることができなかったときは、その者は、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該認定の更新を申請することができる。

2 機構は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る指定疾病がその後においても継続すると認めるときは、当該申請に係る認定を更新するものとする。この場合において、更新された認定は、同項に規定する有効期間の満了日の翌日にさかのぼってその効力を生ずる。

3 第六条の規定は、前項の規定により更新される認定について準用する。この場合において、同条第一項中「政令で定める期間(以下「有効期間」という。)内」とあるのは、「第八条第一項に規定する有効期間の満了日の翌日から政令で定める期間内」と読み替へるものとする。

(認定の取消)

第九条 機構は、被認定者の指定疾病が治つたと認めるときは、認定を取り消すものとする。

(判定の申出)

第十条 機構は、認定、第五条第一項の規定による決定、第六条第二項(第七条第三項及び第八条第三項において準用する場合を含む。)の規定による有効期間の設定、第七条第二項及び第八条第二項の規定による認定の更新並びに前条の規定による認定の取消しを行おうとするときは、医学的判定を要する事項に関し、環境大臣に判定を申し出るものとする。

あつたときは、中央環境審議会の意見を聴いて判定を行い、機構に対し、その結果を通知するものとする。

(医療費の支給の要件及び範囲)

第十一条 機構は、被認定者が、その認定に係る指定疾病につき、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局その他病院、診療所(これらに準ずるものを含む。)又は薬局であつて環境省令で定めるもの(これらの開設者が診療報酬の請求及び支払に関し第十三条第一項に規定する方式によらない旨を機構に申し出たものを除く。以下「保険医療機関等」という。)から次に掲げる医療を受けたときは、当該被認定者に対し、その請求に基づき、医療費を支給する。この場合において、被認定者が第五条第一項の決定に係る死亡した者以外の者であるときは、当該被認定者が石綿健康被害医療手帳を提示して医療を受けたときに限り、医療費を支給するものとする。

- 一 診療
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

(医療費の額)

第十二条 前条の規定により支給する医療費の額は、当該医療に要する費用の額から、当該認定に係る指定疾病につき、健康保険法その他の政令で定める法律(以下「健康保険法等」という。)の規定により被認定者が受け、又は受けることができた医療に関する給付の額を控除して得た額とする。

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定するものとする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(保険医療機関等に対する医療費の支払等)

第十三条 被認定者が、石綿健康被害医療手帳を提示して、当該認定に係る指定疾病について、保険医療機関等から医療を受けた場合においては、機構は、医療費として当該被認定者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、当該被認定者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払があつたときは、当該被認定者に対し、医療費の支給があつたものとみなす。

3 健康保険法等の規定による被保険者又は組合員である被認定者が、当該認定に係る指定疾病について保険医療機関等から医療を受ける場合には、健康保険法等の規定により当該保険医療機関等に支払うべき一部負担金は、健康保険法等の規定にかかわらず、当該医療に関し機構が第一項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

第十四条 機構は、前条第一項の規定による支払をなすべき額を決定するに当たっては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二十号)に定める審査委員会、国民健康保険法(昭和二十三年法律第九十二号)に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

2 機構は、前条第一項の規定による支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他環境省令で定める者に委託することができる。

(緊急時等における医療費の支給の特例)

第十五条 機構は、被認定者が緊急その他やむを得ない理由により保険医療機関等以外の病院、診療所又は薬局その他の者から第十一条各号に掲げる医療を受けた場合において、その必要があると認めるときは、同条の規定にかかわらず

ず、当該被認定者に対し、その請求に基づき、医療費を支給することができる。

2 機構は、第五条第一項の規定に係る死亡した者以外の被認定者が石綿健康被害医療手帳を提示しない保険医療機関等から第十一条各号に掲げる医療を受けた場合において、石綿健康被害医療手帳を提示しなかったことが緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該被認定者に対し、その請求に基づき、医療費を支給することができる。

3 第十二条の規定は、前二項の医療費の額の算定について準用する。

4 第一項及び第二項の医療費の支給の請求は、その請求をすることができる時から二年を経過したときは、することができない。

(療養手当の支給)

第十六条 機構は、被認定者に対し、その請求に基づき、政令で定める額の療養手当を支給する。

2 療養手当は、月を単位として支給するものとし、当該支給は、その請求があつた日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

3 療養手当は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれの前月及び前々月の分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた療養手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の療養手当は、その支払期月でない場合であっても、支払うものとする。

(医療費等の支給の請求等)

第十七条 医療費及び療養手当(以下「医療費等」という。)の支給の請求は、認定の申請がされた後は、当該認定前であっても、することができ

2 医療費等を支給する旨の処分は、その請求があつた日にさかのぼってその効力を生ずる。

(未支給の医療費等)

第十八条 医療費等を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき医療費等またはその者に支給していなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その支給を請求し、当該医療費等の支給を受けることができる。

2 前項の規定により医療費等の支給を受けることができる者の順位は、同項に規定する順序による。

3 第一項の規定により医療費等の支給を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その一人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(葬祭料の支給)

第十九条 機構は、被認定者が当該認定に係る指定疾病に起因して死亡したときは、葬祭を行う者に対し、その請求に基づき、政令で定める額の葬祭料を支給する。

2 前項の葬祭料の支給の請求は、被認定者が死亡した時から二年を経過したときは、することができない。

(特別遺族弔慰金等の支給)

第二十条 日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に起因して施行日前に死亡した者(以下「施行前死亡者」という。)の遺族(第五十九条第一項に規定する特別遺族給付金の支給を受けることができる者を除く。)に対し、特別遺族弔慰金及び特別葬祭料を支給する。

2 前項の特別遺族弔慰金の額は、指定疾病について受ける医療に要する費用及び第十六条第一項の療養手当の額を勘案して単一の金額として政令で定める額とする。

3 第一項の特別葬祭料の額は、前条第一項の葬祭料の額と同一とする。

(特別遺族弔慰金等の支給を受けることができる遺族の範囲及び順位)

第二十一条 前条第一項の特別遺族弔慰金及び特別葬祭料(以下「特別遺族弔慰金等」という。)の支給を受けることができる遺族は、施行前死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、施行前死亡者の死亡の当時施行前死亡者と生計を同じくしていたものとする。

2 第十八条第二項及び第三項の規定は、特別遺族弔慰金等の支給を受けることができる遺族について準用する。

(特別遺族弔慰金等に係る認定等)

第二十二条 機構は、特別遺族弔慰金等の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、特別遺族弔慰金等を支給する。

2 前項の特別遺族弔慰金等の支給の請求は、施行日から三年を経過したときは、することができない。

(救済給付調整金の支給)

第二十三条 被認定者であつて施行日前に第四条第一項の認定に係る指定疾病にかつたものが当該指定疾病に起因して施行日から起算して二年以内に死亡した場合において、当該指定疾病に当該支給された医療費及び療養手当の合計額が特別遺族弔慰金の額に満たないときは、当該死亡した者の遺族に対し、特別遺族弔慰金の額から当該合計額を控除した額に相当する金額を救済給付調整金として支給する。

2 機構は、前項に規定する遺族の請求に基づき、同項の救済給付調整金(以下「救済給付調整金」という。)を支給する。

3 第十九条第二項の規定は救済給付調整金の支給の請求について、第二十一条の規定は救済給付調整金の支給を受けることができる遺族について準用する。

(判定の申出)

第二十四条 機構は、第十九条第一項の規定による葬祭料の支給及び第二十二條第一項の規定による認定を行おうとするときは、医学的判定を要する事項に関し、環境大臣に判定を申し出ることができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の規定による判定の申出があつた場合について準用する。

(救済給付の免責)

第二十五条 救済給付の支給を受けることができる者に対し、同一の事由について、損害のてん補がされた場合においては、機構は、その価額の限度で救済給付を支給する義務を免れる。

(他の法令による給付との調整)

第二十六条 医療費は、被認定者に対し、当該認定に係る指定疾病について、健康保険法等以外の法令(条例を含む。)の規定により医療に関する給付が行われるべき場合には、その給付の限度において、支給しない。

2 療養手当、葬祭料、特別遺族弔慰金等及び救済給付調整金は、これらの支給を受けることができる者に対し、同一の事由について、労災保険法等その他の法令による給付で政令で定めるものが行われるべき場合には、その給付に相当する金額として政令で定めるところにより算定した額の限度において、支給しない。

(不正利得の徴収)

第二十七条 偽りその他不正の手段により救済給付の支給を受けた者があるときは、機構は、国税徴収の例により、その救済給付の支給に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(受給権の保護)

第二十八条 救済給付の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第二十九条 租税その他の公課は、救済給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

(環境省令への委任)

第三十条 この節に定めるもののほか、第四条第一項及び第二十二条第一項の認定の申請その他の救済給付に関する手続に関し必要な事項は、環境省令で定める。

第二節 費用

第一款 基金等

(基金)

第三十一条 機構は、救済給付の支給に要する費用(当該支給の事務の執行に要する費用を除く。)に充てるため石綿健康被害救済基金を設ける。

2 前項の石綿健康被害救済基金は、次条第一項の規定により政府から交付された資金、同条第二項の規定により地方公共団体から拠出された資金、第三十五条第二項の規定により船舶所有者から徴収した一般拠出金、第三十六条の規定により厚生労働大臣から交付された金額、第四十七条第一項の規定により徴収した特別拠出金、第二十七条第一項の規定により徴収した金額及び当該石綿健康被害救済基金の運用によつて生じた利子その他の収入金の合計額に相当する金額からこの法律の規定により機構が行う業務の事務の執行に要する費用に相当する金額を控除した金額をもつて充てるものとする。

(交付金等)

第三十二条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の支給に要する費用(当該支給の事務の執行に要する費用を含む。次項を除き、以下同じ。)に充てるための資金を交付することができる。

2 地方公共団体は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の支給に要する費用に充てるための資金を拠出することができる。

(地方債の特例)

第三十三条 前条第二項の規定に基づく地方公共

団体の機構に対する拠出に要する経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五十五条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができ。

(国庫の負担)

第三十四条 国庫は、毎年度、予算の範囲内において、次条第一項の一般拠出金の徴収に要する費用の一部を負担する。

第二款 一般拠出金

(一般拠出金の徴収及び納付義務)

第三十五条 厚生労働大臣は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、労災保険の保険関係が成立している事業の事業主(徴収法第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該元請負人。以下「労災保険適用事業主」という。)から、毎年度、一般拠出金を徴収する。

2 機構は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、船舶保険法(昭和十四年法律第七十三号)第六十条第一項に規定する船舶所有者(以下「船舶所有者」という。)から、毎年度、一般拠出金を徴収する。

3 労災保険適用事業主及び船舶所有者は、一般拠出金を納付する義務を負う。

(機構に対する交付)

第三十六条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定により一般拠出金を徴収したときは、機構に対し、徴収した額から当該一般拠出金の徴収に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額を控除した額に相当する金額を交付するものとする。

(一般拠出金の額)

第三十七条 第三十五条第一項の規定により労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金(以下「第一項一般拠出金」という。)の額は、徴収法第十條第二項第一号の一般保険料の計算の基礎となる賃金総額に一般拠出金率を乗じて得た額とする。

2 第三十五条第二項の規定により船舶所有者か

ら徴収する一般拠出金(以下「第二項一般拠出金」という。)の額は、前年度において当該船舶所有者が使用するすべての船舶に支払われた賃金の総額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)に一般拠出金率を乗じて得た額とする。

3 前二項の一般拠出金率は、救済給付の支給に要する費用の予想額、第三十二条第一項の規定による交付金及び同条第二項の規定による拠出金があるときはそれらの額並びに指定疾病の発生の状況その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、環境大臣が厚生労働大臣及び事業所管大臣と協議して定める。

4 環境大臣は、前項の政令の制定又は改廃に当

ら徴収する一般拠出金(以下「第二項一般拠出金」という。)の額は、前年度において当該船舶所有者が使用するすべての船舶に支払われた賃金の総額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)に一般拠出金率を乗じて得た額とする。

たつてその立案をするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

(第一項一般拠出金の徴収方法)

第三十八条 徴収法第十九条(第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く。)、第二十一条、第二十一条の二、第二十六条から第二十九条まで、第三十六条の二、第三十八條、第四十一条から第四十三条まで及び第四十五条の二の規定は、第一項一般拠出金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる徴収法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第十九条第一項	
次の	その
当該保険関係が消滅した日(保険年度中途に労災保険法第三十四条第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料及び保険年度中途に労災保険法第三十六条第一項の承認が取り消された事業に係る第三種特別加入保険料に關しては、それぞれ当該承認が取り消された日)	当該保険関係が消滅した日
その保険年度に使用した賃金総額	その保険年度の直前の保険年度に使用した賃金総額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。以下同じ。)
一般保険料率を乗じて算定した一般保険料	石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「石綿健康被害救済法」という。)第三十七条第一項の一般拠出金率(以下「一般拠出金率」という。)を乗じて算定した同項の第一項一般拠出金(以下「第一項一般拠出金」という。)

第十九条第二項	保険関係が消滅した日(当該保険関係が消滅した日前に労災保険法第三十四条第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料に關しては、当該承認が取り消された日。次項において同じ。)	保険関係が消滅した日
第十九条第三項	一般保険料率を乗じて算定した一般保険料	一般拠出金率を乗じて算定した第一項一般拠出金
第十九条第三項	納付した労働保険料の額が前二項の労働保険料の額に足りないときはその不足額を、納付した労働保険料がないときは前二項の労働保険料	前二項の第一項一般拠出金
第四十二条	この法律の施行	その
第四十三条第一項	この法律に	第一項一般拠出金の徴収
第四十五条の二	この法律に	石綿健康被害救済法及び石綿健康被害救済法第三十八条第一項において準用するこの法律に
	この法律の実施	第一項一般拠出金の徴収

2 徴収法第三十三条第三項の労働保険事務組合は、同条第一項の委託を受けて、第一項一般拠出金の納付その他第一項一般拠出金に関する事項(以下「第一項一般拠出金事務」という。)を処理することができる。

3 徴収法第三十四条、第三十五条(第四項を除く。)、及び第三十六条の規定並びに失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)第二十三条の規定は、第一項一般拠出金事務及び第一項一般拠出金について準用する。この場合において、徴収法第三十四条中「労働保険関係法令」とあるのは「石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「石綿健康被害救済法」という。))及び石綿健康被害

害救済法第三十八条第一項において準用するこの法律並びにこれらの法律に基づく命令」と、徴収法第三十五条第一項及び第二項中「労働保険関係法令」とあるのは「石綿健康被害救済法及び石綿健康被害救済法第三十八条第一項において準用するこの法律並びにこれらの法律に基づく命令」と、同条第三項中「第二十六条第三項(労働保険法第十二条の三第三項及び第三十一条第四項並びに雇用保険法第十条の四第三項において準用する場合を含む。)」とあるのは「石綿健康被害救済法第三十八条第一項において準用する第二十六条第三項」と読み替えるものとする。

(第二項一般拠出金の納付等)
第三十九条 船舶所有者は、各年度ごとに、第二項一般拠出金を、環境省令で定める事項を記載

した申告書を添えて、その年度の初日から五十日以内に機構に納付しなければならない。
2 機構は、船舶所有者が前項に規定する期間内に同項の申告書を提出しないとき、又は同項の申告書に環境省令で定める事項の記載の誤りがあると認めたとときは、第二項一般拠出金の額を決定し、これを船舶所有者に通知する。

3 前項の規定による通知を受けた船舶所有者は、第二項一般拠出金を納付していないときは同項の規定により機構が決定した第二項一般拠出金の全額を、納付した第二項一般拠出金の額が同項の規定により機構が決定した第二項一般拠出金の額に足りないときはその不足額を、その通知を受けた日から十五日以内に機構に納付しなければならない。

4 船舶所有者が納付した第二項一般拠出金の額が、第二項の規定により機構が決定した第二項一般拠出金の額を超える場合には、機構は、その超える額について、未納の第二項一般拠出金その他この款の規定による徴収金(船舶所有者に係るものに限り。以下この款において同じ。)があるときはこれに充当し、なお残余があれば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

(第二項一般拠出金の延滞)
第四十条 機構は、船舶所有者の申請に基づき、その者の納付すべき第二項一般拠出金を延滞させることができる。
(督促及び滞納処分)
第四十一条 第二項一般拠出金その他この款の規定による徴収金を納付しない船舶所有者があるときは、機構は、期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の規定により督促するときは、機構は、納付義務者に対して督促状を発する。
3 前項の督促状により指定する第一項の期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。
4 第一項の規定による督促を受けた船舶所有者

がその指定の期限までに第二項一般拠出金その他この款の規定による徴収金を完納しないときは、機構は、環境大臣の認可を受けて、国税滞納処分の例により、滞納処分をすることができ(延滞金)

第四十二条 前条第一項の規定により第二項一般拠出金の納付を督促したときは、機構は、その督促に係る第二項一般拠出金の額につき年十四・六パーセントの割合で、納付期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、督促に係る第二項一般拠出金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、第二項一般拠出金の額の一部分につき納付があったときは、その納付の日以降の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる第二項一般拠出金の額は、その納付のあった第二項一般拠出金の額を控除した額とする。
3 延滞金の計算において、前二項の第二項一般拠出金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
4 前三項の規定によつて計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、徴収しない。ただし、第四号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。
一 督促状に指定した期限までに第二項一般拠出金を完納したとき。
二 納付義務者の住所又は居所がわからないため、公示送達の方法によつて督促したとき。
三 延滞金の額が百円未満であるとき。
四 第二項一般拠出金について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。
五 第二項一般拠出金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(先取特権の順位)

第四十三条 第二項一般抛出品その他この款の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徴収金の徴収手続)

第四十四条 第二項一般抛出品その他この款の規定による徴収金は、この款に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

(船舶所有者に対する報告の徴収等)

第四十五条 機構は、第二項一般抛出品の徴収に
関し必要があると認めるときは、船舶所有者に
対し、報告若しくは文書の提出を命じ、又は当
該職員に、船舶所有者の事務所に立ち入り、関
係者に質問させ、若しくは帳簿書類(その作成
又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁
気的方式その他の人の知覚によつては認識するこ
とができない方式で作られる記録であつて、電
子計算機による情報処理の用に供されるものを
いう。)の作成又は保存がされている場合におけ
る当該電磁的記録を含む。以下同じ。)を検査さ
せることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ
の身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示し
なければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪
捜査のために認められたものと解してはならな
い。

(環境省令への委任)

第四十六条 この款に定めるもののほか、第二項
一般抛出品その他この款の規定による徴収金に
関し必要な事項は、環境省令で定める。

第三款 特別抛出品

(特別抛出品の徴収及び納付義務)

第四十七条 機構は、救済給付の支給に要する費
用に充てるため、石綿の使用量、指定疾病の発
生の状況その他の事情を勘案して政令で定める
要件に該当する事業主(以下「特別事業主」とい
う。)から、毎年度、特別抛出品を徴収する。
2 特別事業主は、特別抛出品を納付する義務を

負う。

(特別抛出品の額の算定方法)

第四十八条 特別事業主から徴収する特別抛出品
の額の算定方法は、石綿の使用量、指定疾病の
発生の状況その他の事情を考慮して政令で定め
る。

2 環境大臣は、前項の政令の制定又は改廃に当
たつてその立案をするときは、中央環境審議会
の意見を聴かなければならない。

(特別抛出品の額の決定、通知等)

第四十九条 機構は、前条第一項の政令で定める
特別抛出品の額の算定方法に従い、特別事業主
が納付すべき特別抛出品の額を決定し、当該特
別事業主に対し、その者が納付すべき特別抛出品
の額及び納付すべき期限その他必要な事項を
通知しなければならない。

2 前項の規定により特別抛出品の額が定められ
た後、特別抛出品の額を変更する必要があると
認めるときは、機構は、当該特別事業主が納付すべき
特別抛出品の額を変更し、当該特別事業主に対
し、変更後の特別抛出品の額を通知しなければ
ならない。

3 機構は、特別事業主が納付した特別抛出品の
額が、前項の規定による変更後の特別抛出品の
額に満たない場合には、その不足する額につい
て、同項の規定による通知とともに納付すべき
期限その他必要な事項を通知し、同項の規定に
よる変更後の特別抛出品の額を超える場合に
は、その超える額について、未納の特別抛出品
その他この款の規定による徴収金があるときは
これに充当し、なお残余があれば還付し、未納
の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

(準用)

第五十条 第四十条から第四十五条までの規定
は、特別抛出品について準用する。

(環境省令への委任)

第五十一条 この款に定めるもののほか、特別抛
出品その他この款の規定による徴収金に関し必
要な事項は、環境省令で定める。

要な事項は、環境省令で定める。

第三節 雑則

(被認定者等に対する報告の徴収等)

第五十二条 機構は、この章の規定を施行するた
め必要があると認めるときは、第四条第一項及
び第二十二条第一項の規定による認定(次条を
除き、以下単に「認定」という。)又は救済給付の
支給を受け、又は受けようとする者に対し、報
告又は文書その他の物件の提出を求めることが
できる。

(受診命令)

第五十三条 機構は、第四条第一項の認定その
更新及び取消しを含む。)に関し必要があると認
めるときは、当該認定を受け、又は受けようと
する者に対し、機構の指定する医師の診断を受
けるべきことを命ずることができる。

(救済給付の支給の一時差止め)

第五十四条 機構は、救済給付の支給を受けるこ
とができる者が、第五十二条の規定により報告
若しくは文書その他の物件の提出を求められ
て、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは
虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文
書を提出し、又は正当な理由がなく前条の規定
による命令に従わないときは、その者に対する
救済給付の支給を一時差し止めることができる。

(保険医療機関等に対する報告の徴収等)

第五十五条 機構は、第十三条第一項の規定によ
る保険医療機関等に対する医療費の支払に関し
必要があると認めるときは、保険医療機関等の
管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職
員に、保険医療機関等についてその管理者の同
意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検
査させることができる。

2 第四十五条第二項の規定は前項の規定による
検査について、同条第三項の規定は前項の規定
による権限について準用する。

3 機構は、保険医療機関等の管理者が、正当な
理由がなく第一項の規定による報告の求めに応

ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は正当な理
由がなく同項の同意を拒んだときは、当該保険
医療機関等に対する医療費の支払を一時差し止
めることができる。

(診療を行った者等に対する報告の徴収等)

第五十六条 機構は、認定又は救済給付の支給に
関し必要があると認めるときは、当該認定の申
請に係る診断若しくは救済給付に関する診療、
薬剤の支給若しくは手当を行った者又はこれ
を使用する者に対し、その行った診断又は診療、
薬剤の支給若しくは手当につき、報告若しくは
診療録その他の物件の提示を求め、又は当該職
員に質問させることができる。

2 第四十五条第二項の規定は前項の規定による
質問について、同条第三項の規定は前項の規定
による権限について準用する。

(資料の提出の要求等)

第五十七条 環境大臣は、この章の規定を施行す
るため必要があると認めるときは、労災保険適
用事業主、船舶所有者又は特別事業主に対し、
必要な資料の提出及び説明を求めることができ
る。

(秘密保持義務)

第五十八条 機構の役員若しくは職員又はこれら
の職にあつた者は、認定又は救済給付の支給に
関して知ることができた秘密を漏らしてはなら
ない。

第三章 特別遺族給付金

第一節 支給等

(特別遺族給付金)

第五十九条 厚生労働大臣は、この節に定めると
ころにより、死亡労働者等の遺族であつて、労
災保険法の規定による遺族補償給付を受ける権
利が時効によつて消滅したものに對し、その請
求に基づき、特別遺族給付金を支給する。

2 前項の特別遺族給付金(以下「特別遺族給付
金」という。)は、特別遺族年金又は特別遺族一
時金とする。

3 特別遺族年金の額は、労災保険法の規定によ

る遺族補償年金の額等を勘案し、特別遺族年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている特別遺族年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じて政令で定める額とする。 4 特別遺族一時金の額は、労災保険法の規定による遺族補償一時金の額等を勘案し、第六十二条各号の区分に応じて政令で定める額とする。 5 特別遺族年金又は特別遺族一時金の支給の請求は、施行日から三年を経過したとき(第六十一条第一項後段の規定により支給する特別遺族年金にあつては特別遺族年金を受ける権利を有する先順位者の遺族の権利が消滅した時から、第六十二条第二号の規定により支給する特別遺族一時金にあつては特別遺族年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した時から、三年を経過したとき)は、することができない。 (特別遺族年金の受給者の範囲等) 第六十条 特別遺族年金を受けることができる遺族は、死亡労働者等の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 一 死亡労働者等の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたこと。 二 妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)以外の者にあつては、死亡労働者等の死亡の当時において、次のイからニまでのいずれかに該当すること。 イ 夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、父母又は祖父母については、五十五歳以上であること。 ロ 子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること。 ハ 兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある	こと又は五十五歳以上であること。 二 イからハまでの要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、厚生労働省令で定める障害の状態にあること。 三 死亡労働者等の死亡の時から施行日までの間において、次のイからホまでのいずれにも該当しないこと。 イ 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたこと。 ロ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となつたこと。 ハ 離縁によつて、死亡労働者等との親族関係が終了したこと。 ニ 子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したこと(死亡労働者等の死亡の時から引き続き前号ニの厚生労働省令で定める障害の状態にあるときを除く。) ホ 前号ニの厚生労働省令で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたこと(夫、父母又は祖父母については、死亡労働者等の死亡の当時五十五歳以上であつたとき、子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか又は死亡労働者等の死亡の当時五十五歳以上であつたときを除く。) 2 特別遺族年金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とする。 3 特別遺族年金を受ける権利を有する者が二人	以上あるときは、特別遺族年金の額は、前条第三項の規定にかかわらず、同項の政令で定める額をその人数で除して得た額とする。 (特別遺族年金の受給権の消滅) 第六十一条 特別遺族年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に特別遺族年金を支給する。 一 死亡したとき。 二 前条第一項第三号イからホまでに掲げる要件のいずれかに該当したとき。 2 特別遺族年金を受けることができる遺族が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その者は、特別遺族年金を受けることができる遺族でなくなる。 (特別遺族一時金) 第六十二条 特別遺族一時金は、次の場合に支給する。 一 施行日において特別遺族年金を受けることができる遺族がないとき。 二 特別遺族年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該特別遺族年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該死亡労働者等の死亡に関し支給された特別遺族年金の額の合計額が当該権利が消滅した日において前号に掲げる場合に該当することとなるものとしたときに支給されることとなる特別遺族一時金の額に満たないとき。 (特別遺族一時金の受給者の範囲等) 第六十三条 特別遺族一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。 一 配偶者 二 死亡労働者等の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母 三 前号に該当しない子、父母、孫及び祖父母	並びに兄弟姉妹 2 特別遺族一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序により、同項第二号及び第三号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該各号に掲げる順序による。 3 第六十条第三項の規定は、特別遺族一時金について準用する。この場合において、同項中「前条第三項」とあるのは、「前条第四項」と読み替えるものとする。 (特別遺族給付金に関する労災保険法の準用) 第六十四条 労災保険法第十一条(第二項を除く。)、第十二条の七及び第十六条の九第一項の規定は、特別遺族給付金について準用する。この場合において、労災保険法第十一条第一項中「遺族補償年金については当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族、遺族年金については当該遺族年金を受けることができる他の遺族」とあるのは、「特別遺族年金については当該特別遺族年金を受けることができる他の遺族」と、同条第三項中「第一項に規定する順序(遺族補償年金については第十六条の九第三項に、遺族年金については第二十二條の四第三項において準用する第十六条の九第三項に規定する順序)」とあるのは、「第一項に規定する順序」と、労災保険法第十二条の七中「政府」とあるのは、「厚生労働大臣」と、労災保険法第十六条の九第一項中「労働者」とあるのは「死亡労働者等」と読み替えるものとする。 2 労災保険法第九条、第十二条第一項、第十二条の二、第十六条の二第二項、第十六条の五第一項及び第二項並びに第十六条の九第二項及び第四項の規定は、特別遺族年金について準用する。この場合において、労災保険法第九条第一項中「支給すべき事由が生じた月」とあるのは「支給の請求をした日の属する月」と、労災保険法第十二条の二中「支払うべき保険給付」とあるのは「支払うべき特別遺族給付金」と、「当該保険給付」とあるのは「当該特別遺族給付金」と、
---	---	---	---

労災保険法第十六条の二第二項中「労働者」とあるのは「死亡労働者等」と、「前項」とあるのは「石綿による健康被害の救済に関する法律第六十条第一項」と、労災保険法第十六条の九第二項中「労働者」とあるのは「死亡労働者等」と、同条第四項中「消滅する」とあるのは「消滅し、同順位者がなく後順位者があるときは、次順位者に特別遺族年金を支給する」と読み替えるものとする。

3 労災保険法第十六条の九第三項の規定は、特別遺族一時金を受けることができる遺族について準用する。この場合において、同項中「遺族補償年金」とあるのは「特別遺族年金」と、「労働者」とあるのは「死亡労働者等」と読み替えるものとする。

(損害賠償との調整に関する措置)

第六十五条 死亡労働者等の遺族が、当該死亡労働者等を使用していた労災保険適用事業主から民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法律による損害賠償を受けることができる場合であつて、特別遺族給付金の支給を受けるべきときに、同一の事由について、民法その他の法律による損害賠償を受けたときは、厚生労働大臣は、その定める基準により、その価額の限度で、特別遺族給付金の支給をしないことができる。

(不正受給者からの費用徴収)

第六十六条 偽りその他不正の手段により特別遺族給付金の支給を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、当該特別遺族給付金の支給に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の場合において、労災保険適用事業主が虚偽の報告又は証明をしたためその支給が行われたものであるときは、厚生労働大臣は、その労災保険適用事業主に対し、支給を受けた者と連帯して同項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

3 徴収法第三十三条第三項の労働保険事務組合は、前項の規定の適用については、労災保険適用事業主とみなす。

4 徴収法第二十六条、第二十八条、第二十九条及び第四十一条の規定は、第一項及び第二項の規定による徴収金について準用する。この場合において、徴収法第二十六条及び第四十一条第二項中「政府」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

(受給権の保護等に係る準用)

第六十七条 第二十八条及び第二十九条の規定は、特別遺族給付金について準用する。

(厚生労働省令への委任)

第六十八条 この節に定めるもののほか、特別遺族給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二節 費用

第六十九条 特別遺族給付金の支給に要する費用については、徴収法第十条第一項に規定する労働保険の事業に要する費用とみなし、これに充てるため同条第二項に規定する労働保険料(同項第四号に掲げる印紙保険料を除く。以下同じ。)を徴収する。

2 前項の規定による労働保険料の徴収については、徴収法の規定(第四条及び第二十二条から第二十五条までの規定を除く。)を適用する。この場合において、徴収法第十二条第二項中「及び労働福祉事業」とあるのは、「労働福祉事業及び石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「石綿健康被害救済法」という。第五十九条第一項の特別遺族給付金(以下「特別遺族給付金」という。)の支給」と、「費用の額」とあるのは「費用の額、特別遺族給付金の支給に要する費用の額と、同条第三項中」とする。第二十条第一項において同じ。」とあるのは「とする。第二十条第一項において同じ。」と特別遺族給付金(石綿健康被害救済法第六十二条第二号の場合に支給される特別遺族一時金、特定の業務に長期間従

事することにより発生する疾病であつて厚生労働省令で定めるものにかつた者(厚生労働省令で定める事業の種類ごとに、当該事業における就労期間等を考慮して厚生労働省令で定める者に限る。)に係る特別遺族給付金(以下この項において「特定疾病にかつた者に係る特別遺族給付金」という。)及び第三種特別加入者に係る特別遺族給付金を除く。)の額(石綿健康被害救済法第五十九条第二項の特別遺族年金については、その額は、厚生労働省令で定めるところにより算定するものとする。)、特定疾病にかつた者に係る特別遺族給付に要する費用」とあるのは、「特定疾病にかつた者に係る特別遺族給付に要する費用、石綿健康被害救済法第五十九条第二項の特別遺族年金の支給に要する費用、特定疾病にかつた者に係る特別遺族給付金に要する費用」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

3 特別遺族給付金の支給に要する費用については、労災保険法による労働者災害補償保険事業の保険給付費とみなして、労働保険特別会計法(昭和四十七年法律第十八号)の規定を適用する。この場合において、同法第四条第二項第一号中「労災保険事業の保険給付費」とあるのは、「労災保険事業の保険給付費(石綿による健康被害の救済に関する法律第六十九条第三項の規定により労災保険事業の保険給付費とみなされた同法第五十九条第一項の特別遺族給付金の支給に要する費用を含む。)」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第三節 雑則

(特別遺族給付金の受給者等に対する報告の徴収等)

第七十条 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に必要があると認めるときは、特別遺族給付金の支給に係る遺族に対し、報告、文書その他の物件の提出又は出頭を求めることができる。

(受診命令)

第七十一条 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に必要があると認めるときは、特別遺族給付金の支給に係る遺族に対し、厚生労働大臣の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

(特別遺族年金の支給の一時差止め)

第七十二条 厚生労働大臣は、特別遺族年金を受ける権利を有する者が、第七十条の規定により報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、正当な理由がなく前条の規定による命令に従わず、又は第六十四条第一項において準用する労災保険法第十二条の七の規定による届出をせず、若しくは書類その他の物件の提出を求められて、正当な理由がなくこれに従わないときは、その者に対する特別遺族年金の支給を一時差し止めることができる。

(事業主等に対する報告の徴収等)

第七十三条 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に必要があると認めるときは、労災保険適用事業主又は徴収法第三十三条第三項の労働保険事務組合若しくは労災保険法第三十五条第一項に規定する団体(以下「労働保険事務組合等」という。)に対し、報告、文書の提出又は出頭を求めることができる。

2 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に必要があると認めるときは、当該職員に、労災保険の保険関係が成立している事業の事業場又は労働保険事務組合等の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に必要があると認めるときは、労災保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者(労災保険法第三十四条第一項第一号、第三十五条第一項第三号又は第三十六条第一項第一号

第七十条 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に必要があると認めるときは、特別遺族給付金の支給に係る遺族に対し、報告、文書その他の物件の提出又は出頭を求めることができる。

の規定により労災保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者とみなされる者を含む。に対し、報告又は文書その他の物件の提出を求めることができる。

4 第四十五条第二項の規定は第二項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は第二項の規定による権限について準用する。

(診療を行った者等に対する報告の徴収等)

第七十四条 厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に必要があると認めるときは、特別遺族給付金の支給に係る遺族の診断若しくは診療、薬剤の支給若しくは手当を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った診断又は診療、薬剤の支給若しくは手当につき、報告若しくは診療録その他の物件の提示を求め、又は当該職員に質問させることができる。

2 第四十五条第二項の規定は前項の規定による質問について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第四章 不服申立て

(審査請求)

第七十五条 この法律に基づいて機構が行った処分については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、審査請求をすることができる。

一 認定又は救済給付の支給に係る処分について

二 第二項一般拠出金及び特別拠出金の徴収に係る処分についての審査請求 環境大臣

2 前項第一号に掲げる審査請求についての行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第三十一条の規定の適用に関しては、同条中「その庁の職員」とあるのは、「審査員又は専門委員」とする。

3 第一項第一号に掲げる審査請求については、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号。以下「公害健康被害補償

法」という。)第六十三条第三項、第三百三十一条、第三百三十三条及び第三百三十四条の規定を準用する。この場合において、公害健康被害補償法第百三十一条中「補償給付」とあるのは「石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「石綿健康被害救済法」という。)第三条に規定する救済給付」と、公害健康被害補償法第百三十四条中「この款」とあるのは「石綿健康被害救済法第七十五条第三項において読み替えて準用する第百三十一条」と読み替えるものとする。

(異議申立て)

第七十六条 労災保険適用事業主は、第三十八条第一項の規定により準用する徴収法第十九条第四項の規定による処分について不服があるときは、異議申立てをすることができる。

(不服申立てと訴訟との関係)

第七十七条 この法律に基づいて機構が行った処分又は前条に規定する処分の取消しの訴えは、当該機構が行った処分についての審査請求に対する公害健康被害補償不服審査会若しくは環境大臣の裁決又は同条に規定する処分についての異議申立てに対する厚生労働大臣の決定若しくは同条に規定する処分についての審査請求に対する厚生労働大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(特別遺族給付金に係る審査請求等)

第七十八条 特別遺族給付金に関する決定は、労災保険法に基づく保険給付に関する決定とみなして、労災保険法第三十八条から第四十条までの規定を適用する。

(準用)

第七十九条 徴収法第三十八条の規定は、第六十六条第一項及び第二項の規定による徴収金について準用する。

第五章 雑則

(調査及び研究)

第八十条 国は、石綿による健康被害の予防に関する調査研究の推進に努めなければならない。

(公務所等への照会)

第八十一条 厚生労働大臣及び機構は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(期間の計算)

第八十二条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間の計算に関する規定を準用する。

(戸籍事項の無料証明)

第八十三条 市町村長(特別区及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の

十九第一項に規定する指定都市においては、区長とする。)は、厚生労働大臣、機構又は救済給付若しくは特別遺族給付金の支給を受けようとする者に対して、当該市(特別区を含む。)町村の条例で定めるところにより、救済給付若しくは特別遺族給付金の支給を受けようとする者又はこれらの者の死亡労働者等の遺族の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

(経過措置の命令委任)

第八十四条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(権限の委任)

第八十五条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に委任することができる。

(命令への委任)

第八十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、命令で定める。

第六章 罰則

第八十七条 第五十八条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十八条 労災保険適用事業主が、次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。労働保険事務組合等がこれらの各号のいずれかに該当する場合におけるその違反行為をした当該労働保険事務組合等の代表者又は代理人、使用人その他の従業者も、同様とする。

一 第三十八条第一項において準用する徴収法第四十二条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

二 第三十八条第一項において準用する徴収法第四十三条第一項の規定による当該職員の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

三 第七十三条第一項の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

四 第七十三条第二項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

2 徴収法第三十三条第三項の労働保険事務組合が、第三十八条第三項において準用する徴収法第三十六条の規定に違反して帳簿を備えて置かず、又は帳簿に第一項一般拠出金事務に関する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合は、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

3 第四十五条第一項(第五十条において準用す

る場合を含む。)の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は同項の規定による当該職員の間問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第八十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第五十二条の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した者

二 第五十六条第一項の規定により報告若しくは診療録その他の物件の提示を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

2 労災保険適用事業主及び労働保険事務組合等以外の者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第七十条又は第七十三条第三項の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

二 第七十三条第二項の規定による当該職員の間問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

三 第七十四条第一項の規定により報告若しくは診療録その他の物件の提示を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合

第九十条 法人(法人でない労働保険事務組合等

を含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第八十八条又は前条(第一項第一号及び第二項第一号を除く。)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない労働保険事務組合等を処罰する場合においては、その代表者が訴訟行為につきその労働保険事務組合等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第九十一条 第四十一条第四項(第五十条において準用する場合を含む。)の規定により環境大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章、第二章第二節第一款、第八十四条及び第八十六条並びに附則第二条、第三条、第五条、第十条及び第十二条から第十四条までの規定 公布の日

二 第二章第二節(第一款を除く。)、第五十七条、第七十五条(第一項第二号に係る部分に限る。)、第七十六条、第八十八条(第一項第三号及び第四号を除く。)、第九十条、第八十八条(第一項第三号及び第四号を除く。)に係る部分に限る。及び第九十一条並びに附則第四条の規定 平成十九年四月一日

(認定の申請に関する経過措置)

第二条 第四条第一項の認定を受けようとする者は、施行日の一週間前の日から施行日の前日までの間においても、その申請を行うことができ

る。

2 前項の規定により認定の申請があったときは、施行日において第四条第二項の規定によりその申請があったものとみなす。

(国庫の負担の特例)

第三条 平成十八年度における第三十四条の規定の適用については、同条中「毎年度」とあるのは「平成十八年度においては」と、「一部」とあるのは「全部」とする。

(有期事業に関する特例)

第四条 徴収法第二十条第一項の厚生労働省令で定める有期事業であつて、附則第一条第二号に定める日前に徴収法第三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立したもののについては、第三十五条第一項の規定は、適用しない。

(施行前の準備)

第五条 第三十七条第三項及び第四十八条第一項の政令の制定の立案については、環境大臣は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても中央環境審議会の意見を聴くことができる。

(見直し)

第六条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第七条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次

六十五 厚生労働省

石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第

号)による同法第五十九条第一項の特別遺族給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一中百二十の項を百二十一の項とし、百十九の項を百二十の項とし、百十八の項の次に次のように加える。

百十九 独立行政法人 石綿による健康被害の救済に関する法律による同法第三条の救済給付の支給又は同法第四条第一項若しくは第二十一条第一項の規定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

環境再生保全機構

のよう改正する。

第十五条第二項中「又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)第八十四条第三項」を、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)第八十四条第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第 号)第十四条第一項」に、「又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項」を、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項又は石綿による健康被害の救済に関する法律第十四条第二項」に改め、同条第三項中「又は市町村の」を、「市町村又は独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)の」に、「又は市町村が」を、「市町村又は独立行政法人が」に改め、同条第四項中「若しくは市町村」を、「市町村若しくは独立行政法人」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第八条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中八十二の項を削り、八十一の項を八十二の項とし、六十五の項から八十の項までを一項ずつ繰り下げ、六十四の項の次に次のように加える。

六十五 厚生労働省

石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第

号)による同法第五十九条第一項の特別遺族給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一中百二十の項を百二十一の項とし、百十九の項を百二十の項とし、百十八の項の次に次のように加える。

百十九 独立行政法人 石綿による健康被害の救済に関する法律による同法第三条の救済給付の支給又は同法第四条第一項若しくは第二十一条第一項の規定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

環境再生保全機構

(社会保険労務士法の一部改正)

第九条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。
別表第二十号の二十の次に次の一号を加える。

二十の二十一 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第 号)。

第三十八条及び第五十九条の規定に限る。)

(労働保険特別会計法の一部改正)

第十条 労働保険特別会計法の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

8 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第 号)の規定による第一項一般拠出金の徴収に関する政府の経理は、当分の間、第一条の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。この場合において、第六条中「並びに附属雑収入」とあるのは、「石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第 号)第三十四条の規定に基づく一般会計からの受入金、同法第三十五条第一項の一般拠出金以下この条において「一般拠出金」という。)並びに附属雑収入」と、「労働保険料の徴収及び」とあるのは、「一般拠出金の返還金、同法第三十六条の規定による独立行政法人環境再生保全機構への交付金、労働保険料及び一般拠出金の徴収並びに」とする。

(公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正)

第十一条 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を次のように改正する。

第一百十一条中「第六十六条第二項の」を「第六十六条第二項及び石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第 号)第七十五条第一項第一号の規定による」に改める。

第一百十九条の次に次の一条を加える。

(専門委員)

第一百十九条の二 審査会に、専門の事項を調査

第一類第十一号 環境委員会議録第一号 平成十八年一月二十七日

審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、環境大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(環境基本法の一部改正)

第十二条 環境基本法(平成五年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第三号中「及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)」を「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)及び石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第 号)」に改める。

(環境省設置法の一部改正)

第十三条 環境省設置法(平成十一年法律第一百一十号)の一部を次のように改正する。

第四十条中第二十四号を第二十五号とし、第二十号から第二十三号までを一貫して繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 石綿による健康被害の救済に関すること(他の府省の所掌に属するものを除く。)

第十二条第二項中「第二十一号」を「第二十二号」に、「第二十四号」を「第二十五号」に改める。

(独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正)

第十四条 独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十六条の二」に改める。

第三条中「維持管理積立金の管理等」を「維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等」に改める。

第十条第一項第一号イ中「次条」を「第十一号」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 石綿による健康被害の救済に関する次に掲げる業務を行うこと。

イ 認定(石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第 号)以下「石綿健康被害救済法」という。)第四

条第一項の認定(その更新及び取消しを含む。)及び第二十二条第一項の認定をいう。)

ロ 救済給付(石綿健康被害救済法第三条の救済給付をいう。)の支給

ハ 船舶所有者(石綿健康被害救済法第三十五条第二項の船舶所有者をいう。)からの一般拠出金(同項の一般拠出金をいう。)(の徴収及び特別事業主(石綿健康被害救済法第四十七条第一項の特別事業主をいう。)(からの特別拠出金(同項の特別拠出金をいう。)(の徴収

第十条の次に次の一条を加える。

(業務の委託)

第十条の二 機構は、都道府県、保健所を設置する市若しくは特別区又は環境大臣の指定する者(次項において「都道府県等」という。))に対し、前条第一項第七号イ(申請に係る部分に限る。)(及びロ(請求に係る部分に限る。))に規定する業務の一部を委託することができる。

2 都道府県等は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受けて、当該業務を行うことができる。

第十一条中「前条第二項第二号」を「第十条第一項第二号」に改める。

第十二条を次のように改める。

(区分経理)

第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十条第一項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務(以下「公害健康被害補償予防業務」という。)

二 第十条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務(以下「石綿健康被害救済業務」という。)

三 前二号に掲げる業務以外の業務

第三章中第十六条の次に次の一条を加える。

(石綿健康被害救済基金)

第十六条の二 機構は、第十条第一項第七号ロに掲げる業務に要する費用に充てるために石綿健康被害救済基金を設け、石綿健康被害救済法第三十一条第二項の規定において充てるものとされる金額をもってこれに充てるものとする。

2 通則法第四十七条及び第六十七号(第四号に係る部分に限る。)(の規定は、石綿健康被害救済基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七号第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

第十七条第一号中「前条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

第二十二号第三号中「及び第十六条第二項」を「第十六条第二項及び第十六条の二第二項」に、「若しくはポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金」を「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金若しくは石綿健康被害救済基金」に改める。

附則第二十九条を次のように改める。

(基金の事務費への充当)

第二十九条 機構は、石綿健康被害救済法第三十一条第二項及び第十六条の二第一項の規定にかかわらず、当分の間、環境大臣の認可を受けて、石綿健康被害救済基金の一部を取り崩し、当該取り崩した額に相当する金額を石綿健康被害救済業務の事務の執行に要する費用に充てることができる。この場合においては、当該取り崩した額に相当する金額については、平成十九年度以降において、石綿健康

被害救済法第三十二条第一項の規定により政府から交付された資金のうち石綿健康被害救済業務の事務の執行に要する費用に充てたるためのものに相当する金額の一部を、当該取り崩した額に相当する金額に達するまで、石綿健康被害救済基金に組み入れるものとする。

2 環境大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

附則第三十条から第三十六条までを削る。

(障害者自立支援法の一部改正)

第十五条 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第九十四条のうち社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定中「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)第八十四条第三項」を「石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第号)第十四条第一項」に、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項」を「石綿による健康被害の救済に関する法律第十四条第二項」に改める。

理由

石綿による健康被害の迅速な救済を図るため、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案(大気汚染防止法の一部改正)

第一条 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「建築物」を「建築物等」に改める。

第二条第十二項中「建築物」の下に「その他の工作物(以下「建築物等」という。)を加える。

第十八条の十五第一項第五号及び第三項、第二十六条第一項、第二十九条並びに第三十二条中「建築物」を「建築物等」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第二条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の六の二の次に次の一条を加える。

(石綿健康等被害防止事業に係る地方債の特例)

第三十三条の六の三 地方公共団体が石綿による人の健康又は生活環境に係る被害の防止に資する事業で総務省令で定めるものを行うために要する経費については、第五条の規定にかかわらず、当分の間、地方債をもつてその財源とすることができ。

(建築基準法の一部改正)

第三条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の二を次のように改める。

(石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置)

第二十八条の二 建築物は、石綿その他の物質の建築材料からの飛散又は発散による衛生上の支障がないよう、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。

一 建築材料に石綿その他の著しく衛生上有害なものとして政令で定める物質(次号及び第三号において「石綿等」という。)を添加しないこと。

二 石綿等をあらかじめ添加した建築材料(石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものとして国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを除く。)を使用しないこと。

三 居室を有する建築物にあつては、前二号

に定めるもののほか、石綿等以外の物質でその居室内において衛生上の支障を生ずるおそれがあるものとして政令で定める物質の区分に応じ、建築材料及び換気設備について政令で定める技術的基準に適合すること。

第八十六条の七第一項中「第二十七条の下に「第二十八条の二(同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。)」を加え、同条第三項中「同条の技術的基準」を「同条各号に掲げる基準」に改める。

第八十八条第一項中「第二十条」の下に「第二十八条の二(同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。)」を、「認証型式部材等に係る部分に限る。」の下に「第八十六条の七第一項(第二十八条の二(第八十六条の七第一項の政令で定める基準に係る部分に限る。))に係る部分に限る。」を加える。

第一百一条第一項第六号中「第二十八条の二の下に「第八十八条第一項において準用する場合を含む。」を加える。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)

第四条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の八・第九条の九」を「第九条の八・第九条の十」に、「第十五条の四の二・第十五条の四の三」を「第十五条の四の二・第十五条の四の四」に、「第十五条の四の四・第十五条の四の六」を「第十五条の四の五・第十五条の四の七」に改める。

第二条第四項第二号中「第十五条の四の四第一項を「第十五条の四の五第一項」に改める。

第二章第四節中「第九条の九の次に次の一条を加える。

(一般廃棄物の無害化処理に係る特例)

第九条の十 石綿が含まれている一般廃棄物その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生

ずるおそれがある性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものの高度な技術を用いた無害化処理(廃棄物を人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがない性状にする処理をいう。以下同じ。)を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。

一 当該無害化処理の内容が、当該一般廃棄物の迅速かつ安全な処理の確保に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。

二 当該無害化処理を行い、又は行おうとする者が環境省令で定める基準に適合すること。

三 前号に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該無害化処理の用に供する施設が環境省令で定める基準に適合すること。

2 前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 無害化処理の用に供する施設の設置の場所

三 無害化処理の用に供する施設の種類の

四 無害化処理の用に供する施設において処理する一般廃棄物の種類

五 無害化処理の用に供する施設の処理能力

六 無害化処理の用に供する施設の位置、構造等の設置に関する計画

七 無害化処理の用に供する施設の維持管理に関する計画

八 その他環境省令で定める事項

3 環境大臣は、第一項の認定の申請に係る無害化処理が同項各号のいずれにも適合してい

ると認めるときは、同項の認定をするものと
する。

4 第一項の認定を受けた者は、第七条第一項
若しくは第六項又は第八条第一項の規定にか
かわらず、これらの規定による許可を受けな
い、当該認定に係る一般廃棄物の当該認定
に係る収集若しくは運搬若しくは処分を業と
して行い、又は当該認定に係る一般廃棄物処
理施設を設置することができる。

5 第一項の認定を受けた者は、第七条第十三
項、第十五項及び第十六項の規定の適用につ
いては、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃
棄物処分業者とみなす。

6 環境大臣は、第一項の認定に係る無害化処
理が同項各号のいずれかに適合しなくなつた
と認めるときは、当該認定を取り消すことが
できる。

7 第八条第三項本文及び第四項から第六項ま
での規定は第一項の認定について、第八条の
四の規定は同項の認定を受けた者について準
用する。この場合において、第八条第三項本
文中「前項」とあるのは「第九条の十第二項
と、同条第四項中「都道府県知事は、一般廃
棄物処理施設（政令で定めるものに限る。）に
ついて」とあるのは「環境大臣は」と、「第二
項第一号」とあるのは「第九条の十第二項第
一号」と、「書類（同項ただし書に規定する場
合にあつては、第二項の申請書）」とあるのは
「書類」と、同条第五項中「都道府県知事」とあ
るのは「環境大臣」と、「市町村の長」とあり、
及び「市町村長」とあるのは「都道府県及び市
町村の長」と、同条第六項中「当該都道府県知
事」とあるのは「環境大臣」と読み替えるもの
とする。

8 前各項に規定するもののほか、第一項の認
定に関し必要な事項は、政令で定める。

第十四条第一項中「及び第十五条の四の第三
項」を、「第十五条の四の第三項及び第十五
条の四の第三項」に改める。

第三章第七節中第十五条の四の六を第十五条

の四の七とし、第十五条の四の五を第十五条の
四の六とし、第十五条の四の四を第十五条の四
の五とし、同章第六節中第十五条の四の三の次
に次の一条を加える。

（産業廃棄物の無害化処理に係る特例）

第十五条の四の四 石綿が含まれている産業廃
棄物その他の人の健康又は生活環境に係る被
害を生ずるおそれがある性状を有する産業廃
棄物として環境省令で定めるものの高度な技
術を用いた無害化処理を行い、又は行おうと
する者は、環境省令で定めるところにより、
次の各号のいずれにも適合していることにつ
いて、環境大臣の認定を受けることができる。

一 当該無害化処理の内容が、当該産業廃棄
物の迅速かつ安全な処理の確保に資するも
のとして環境省令で定める基準に適合する
こと。

二 当該無害化処理を行い、又は行おうとす
る者が環境省令で定める基準に適合するこ
と。

三 前号に規定する者が設置し、又は設置し
ようとする当該無害化処理の用に供する施
設が環境省令で定める基準に適合するこ
と。

2 前項の認定を受けようとする者は、環境省
令で定めるところにより、次に掲げる事項を
記載した申請書を環境大臣に提出しなければ
ならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ
ては、その代表者の氏名

二 無害化処理の用に供する施設の設置の場
所

三 無害化処理の用に供する施設の種類

四 無害化処理の用に供する施設において処
理する産業廃棄物の種類

五 無害化処理の用に供する施設の処理能力

六 無害化処理の用に供する施設の位置、構
造等の設置に関する計画

七 無害化処理の用に供する施設の維持管理

に關する計画

八 その他環境省令で定める事項

3 第八条の四の規定は第一項の認定を受けた
者について、第九条の十第三項の規定は第一
項の認定について、同条第四項及び第五項の
規定は第一項の認定を受けた者について、同
条第六項及び第八項並びに第十五条第三項本
文及び第四項から第六項までの規定は第一項
の認定について準用する。この場合におい
て、第八条の四中「当該許可に係る一般廃棄
物処理施設」とあるのは「当該認定に係る施
設」と、「当該一般廃棄物処理施設」とあるの
は「当該施設」と、第九条の十第四項中「第
七条第一項若しくは第六項又は第八条第一項
とあるのは「第十四条第一項若しくは第六項
若しくは第十四条の四第一項若しくは第六項
又は第十五条第一項」と、「一般廃棄物」と
あるのは「産業廃棄物若しくは特別管理産業
廃棄物」と、「一般廃棄物処理施設」とある
のは「産業廃棄物処理施設」と、同条第五項中
「第七条第十三項、第十五項及び第十六項」と
あるのは「第十四条第十二項、第十三項及び
第十五項又は第十四条の四第十二項、第十三
項及び第十六項」と、「一般廃棄物収集運搬業
者又は一般廃棄物処分業者」とあるのは「産業
廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分
業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若
しくは特別管理産業廃棄物処分業者」と、第
十五条第三項本文中「前項」とあるのは「第
十五条の四の第二項」と、同条第四項中「都
道府県知事は、産業廃棄物処理施設（政令で
定めるものに限る。）について」とあるのは「環
境大臣は」と、「第二項第一号」とあるのは「第
十五条の四の四第二項第一号」と、「書類（同
項ただし書に規定する場合にあつては、第二
項の申請書）」とあるのは「書類」と、同条第
五項中「都道府県知事」とあるのは「環境大
臣」と、「市町村の長」とあり、及び「市町村長」と
あるのは「都道府県及び市町村の長」と、同条

第六項中「当該都道府県知事」とあるのは「環
境大臣」と読み替えるほか、これらの規定に
関し必要な技術的読替は、政令で定める。

第十八条第二項中「において、」の下に「第九条の
十第一項若しくは第十五条の四の四第一項の認
定を受けた者（次条第二項及び第十九条の三に
おいて「無害化処理認定業者」という。）又は」を
加え、「輸入した者又は」を「輸入した者若しく
は」に改め、「対し、」の下に「当該認定に係る収
集、運搬若しくは処分若しくは当該認定に係る
施設の構造若しくは維持管理又は」を加え、「輸
入又は」を「輸入若しくは」に改める。

第十九条第二項中「職員に、」の下に「無害化処
理認定業者の事務所若しくは事業場若しくは第
九条の十第一項若しくは第十五条の四の四第一
項の認定に係る施設のある土地若しくは建物若
しくは」を、「立ち入り、」の下に「当該認定に係
る収集、運搬若しくは処分若しくは当該認定に
係る施設の構造若しくは維持管理若しくは」を
加える。

第十九条の三中「及び特別管理産業廃棄物処
分業者」を、「特別管理産業廃棄物処分業者及び
無害化処理認定業者」に改め、同条第一号中「場
合」の下に「（第三号に掲げる場合を除く。）」を加
え、同条第二号中「場合」の下に「（次号に掲げる
場合を除く。）」を加え、同条に次の一号を加え
る。

三 無害化処理認定業者により、一般廃棄物
処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、
特別管理一般廃棄物処理基準）又は産
業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあ
つては、特別管理産業廃棄物処理基準）
に適合しない一般廃棄物又は産業廃棄物の
当該認定に係る収集、運搬又は処分が行わ
れた場合 環境大臣

第十九条の四第一項中「市町村長の下に」（前
条第三号に掲げる場合にあつては、環境大臣。
第十九条の七において同じ。）を加える。

に「第十九条の三第三号に掲げる場合及び」を加え、同項第三号イ及びチ中「第十五条の四の六第二項」を「第十五条の四の七第二項」に改める。

第二十四条中「第十五条の四の六第一項」を「第十五条の四の七第一項」に、「第十五条の四の四第一項」を「第十五条の四の五第一項」に改める。

第二十五条第一項第十二号中「第十五条の四の六第一項」を「第十五条の四の七第一項」に改める。

第二十六条第四号中「第十五条の四の四第一項」を「第十五条の四の五第一項」に改め、同条第五号中「第十五条の四の四第四項」を「第十五条の四の五第四項」に改める。

第二十九条第三号及び第十号中「第十五条の四の六第二項」を「第十五条の四の七第二項」に改める。

第三十条第三号中「第十五条の二の三」を「第九条の十第七項、第十五条の二の三及び第十五条の四の四第三項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して八月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定 公布の日

二 第四条及び附則第三条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条、第三条及び第四条の規定による改正後の規定の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第五十号を次のように改める。

五十 一般廃棄物又は産業廃棄物の広域的処理又は無害化処理の認定

(一) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第九条の九第一項(一般廃棄物の広域的処理に係る特例)又は第十五条の四の三第一項(産業廃棄物の広域的処理に係る特例)の一般廃棄物又は産業廃棄物の広域的な処理の認定	認定件数	一件につき十五万円
	認定件数	一件につき十五万円
(二) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の十第一項(一般廃棄物の無害化処理に係る特例)又は第十五条の四の四第一項(産業廃棄物の無害化処理に係る特例)の一般廃棄物又は産業廃棄物の無害化処理の認定	認定件数	一件につき十五万円

理 由

石綿の飛散等による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため、工作物の解体等の作業による石綿の飛散の防止、石綿を添加した建築材料

の使用の制限、石綿が含まれる廃棄物の無害化処理の促進等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十八年二月七日印刷

平成十八年二月八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B